

平成 24 年度

# 包括外部監査結果報告書

及び報告書に添えて提出する意見

鹿児島県包括外部監査人

## 目 次

項	目	頁
<b>第1編 外部監査の概要</b>		1
第1章 監査の概要		1
1 監査の種類		1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）		1
3 監査テーマ選定の理由		1
4 監査対象年度		2
5 監査の着眼点及び主な監査手続		2
6 監査実施期間		3
7 監査担当者とその資格		3
8 利害関係		3
<b>第2編 外部監査の結果</b>		4
序章 自治体債権の概要		5
1 自治体の債権についての概略説明		6
2 県における収入未済額の概要		8
第1章 監査対象の概要把握		9
1 債権の発生、償還及び残高の状況		9
2 鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表		13
3 平成23年度末における監査対象私債権の状況		14
[参考]鹿児島県公表の「未収債権の状況とその対策について」		15
第2章 私債権各論		17
I 総務部の私債権		18
I-1 市町村課 市町村振興資金貸付金		18
I-2 財政課 地域総合整備資金貸付金		26
I-2-1 〃 地域総合整備資金貸付金 産業立地課 テクノポリスセンター・ホテル新館建設事業		
I-2-2 〃 地域総合整備資金貸付金 広報課 新聞社新社屋建設事業		
I-2-3 〃 地域総合整備資金貸付金 情報政策課 地上デジタル放送施設整備事業		
I-2-4 〃 地域総合整備資金貸付金 交通政策課 オフィス・バスターミナル等複合施設整備事業		
I-2-5 〃 地域総合整備資金貸付金 地域医療整備課 粒子線がん治療研究施設整備支援事業		37
総務部 県民生活局の債権		41
I-3 人権同和対策課 地域改善対策専修学校等奨学資金貸付金		41
II 企画部の私債権		50
II-1 離島振興課 独立行政法人奄美群島振興開発基金貸付金		50
II-2 交通政策課 山川・根占航路安定的運航確保事業貸付金		55
III 環境林務部の私債権		61

項	目	頁
III-1	環境林務課 林業・木材産業改善資金貸付金	61
III-2	廃棄物・リサイクル対策課 鹿児島県環境整備公社貸付金	66
III-3	森づくり推進課 鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金	76
IV	保健福祉部の私債権	80
IV-1	保健医療福祉課 看護職員等修学資金貸付金	80
IV-2	〃 国民健康保険広域化等支援基金貸付金	91
IV-3	地域医療整備課 医師修学資金貸付金	94
IV-4	〃 粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付金	※
IV-5	社会福祉課 災害援護資金貸付金	103
IV-6	〃 介護福祉士等修学資金貸付金	108
IV-7	介護福祉課 鹿児島県介護保険財政安定化基金貸付金	118
IV-8	子ども福祉課 母子寡婦福祉資金貸付金	123
V	商工労働水産部の私債権	137
V-1	商工政策課 口蹄疫対策地域活性化基金資金貸付金	137
V-2	経営金融課 中小企業高度化資金貸付金	144
V-3-1	〃 中小企業設備近代化資金貸付金	153
V-3-2	〃 小規模企業者等設備資金貸付金	157
V-4	〃 小規模企業者等設備貸与資金貸付金	158
V-5	産業立地課 かごしま産業おこし挑戦基金資金貸付金	159
V-6	水産振興課 沿岸漁業改善資金貸付金	169
VI	農政部の私債権	181
VI-1	農業経済課 農業改良資金貸付金	181
VI-2	経営技術課 就農支援資金貸付金	196
VI-3	畜産課 獣医師確保対策修学資金貸付金	206
VII	土木部の私債権	213
VII-1	建築課 鹿児島県保留床取得資金貸付金	213
VII-2	〃 鹿児島県住宅供給公社健全化貸付金	215
VII-3	〃 県営住宅使用料	224
VIII	教育庁の私債権	242
VIII-1	総務福利課 育英奨学資金貸付原資貸付金	242
VIII-2	高校教育課 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	250
VIII-3	人権同和教育課 地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金	258
IX	県立病院局の私債権	266
IX-1	県立病院 医業収益	266
	[巻末資料]	285
	関連諸法令規則等	285
	包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見	298
1	事業としての債権管理について	299

項	目	頁
2	回収不能見込額について	301
3	未収債権対策プロジェクトチームについて	303
4	債権管理条例について	304
5	最後に	306

※ I-2-5 にまとめて記載している

# 第1編 外部監査の概要

## 第1章 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「私債権（一般会計及び特別会計における長期延滞債権を中心とする。）に関する財務事務の執行について」

#### （監査対象とした機関）

該当債権を有する機関（市町村課、財政課、人権同和対策課、離島振興課、交通政策課、環境林務課、廃棄物・リサイクル対策室、森づくり推進課、保健医療福祉課、地域医療整備課、社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課、商工政策課、経営金融課、産業立地課、水産振興課、農業経済課、経営技術課、畜産課、建築課、教育庁総務福利課、教育庁高等教育課、教育庁人権同和教育課、地方公営企業県立病院局）

### 3 監査テーマ選定の理由

鹿児島県においても債権を発生させる実施事業は多いが、自治体の提供するサービスの中には、その公的役割である「県民の福祉に資する」という特性から、債権発生時に相手方に支払能力確認のための資力要件を必要としない場合や、一定の資力以下の県民を対象としてサービスを提供している場合などもあり、債権の特徴として回収を困難にする要因を内包しているものも多い。

このように債権はその支出時の政策目的や種類によってその発生の態様も異なり、したがって管理方法やその後の対応方法にも影響すると思われるが、今般の経済環境の落ち込みとも相俟って、本来収入すべき債権が長期にわたって収入未済のままとなり、財政に悪影響を及ぼす要因のひとつになっていることも想定される。また、滞納が継続していることは必然的に以後のコストとなる管理・回収事務のための費用や回収委託費などの本来必要ではない事務経費や多くの精神的・肉体的労力を生じさせてしまうことも懸念されている。

従来から収入未済の金額やその回収方法・状況、不納欠損処理の状況などは県民の関心も高い事項となっており、負担の公平性の観点からも、未収債権の管理については県民の納得できるような方策の確立と不断の回収努力が求められている。

債権管理については他の地方自治体においても諸対策が講じられてきている基本的な事項であるが、未収債権等を確実に資金として回収するためには厳格で適切な管理体

制の構築が前提となるのはいうまでもない。鹿児島県におけるその事業の現状と、実施されている債権発生段階における判断の妥当性、管理方法や回収体制等を総合的に検討することは、効率的で経済的な未収債権回収促進のためにも有用なものとする。

このような理由から、当年度の包括外部監査においては債権管理方法や時効制度で「公債権」とは異なった特性を有する「私債権」、なかでも特に長期延滞債権として把握されているものを中心に、県の役割という観点を念頭に置きながら、平成23年度に実施された債権発生を伴う事業及び23年度末現在の債権残高を中心に、その事業に関する対目的有効性の判断や回収見込に関する判断は適切か、どのような債権管理システムが採用され、有効かつ効率的・経済的な方法により適切に管理されているかどうか、債権管理に要する事務コストの状況はどの程度か、回収資金の財源は何か、債務保証や損失補償の状況はどうか、延滞が発生した場合の対応や不納欠損の判断に至る財務事務は関係諸法令等に基づいて適切に執行されているかどうか、今後どのような回収促進策が検討されているのか、さらには、その実施結果としての債権残高が適正な内容と評価に基づいて貸借対照表において県民に公表されているか等について、事業開始時における判断から結果として生じた債権の管理・回収や事業評価までを事業一連の流れとして把握し、検討を行うことは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

## 4 監査対象年度

原則として平成23年度を対象とした。ただし、監査対象の性格から必要な範囲において過年度及び進行年度以降についても対象としている。

## 5 監査の着眼点及び主な監査手続

### 5-1 主な監査着眼点

債権は県が実施する事業に伴って発生しているということを前提にしているため、主として次の事項等に留意して監査を実施した。

- (1) 債権が発生している事業の目的は明確になっているか。
- (2) 現状でも事業継続の有効性があるか、事業評価の状況はどうか。
- (3) 債権の管理帳表は適切な様式になっているか。
- (4) どのような回収促進策が実施されており、今後どのような方法が検討されているか。
- (5) 他県で採用されている回収促進策で当県でも採用が検討されるべきものはないか。
- (6) 債権発生時の回収可能性はどのように検討されているか。実態として全額回収を前提としていないような新規貸付等はないか。
- (7) 時効経過済みの私債権で援用がないために長期間延滞となっているものはないか。
- (8) 過年度の監査等における指摘事項等はどのように改善されてきているか。
- (9) 債権回収事務における民間活用（回収委託業者、弁護士等）の実施状況はどうか。
- (10) 債権管理条例の検討は行われているか。

- (11) 公会計制度による情報開示は適切に行われているか。公表財務諸表の徴収不能引当金の設定額は適切なものになっているか。

## 5-2 主な監査手続

財務事務の執行において現在各所管部署で作成されている債権管理資料や事務執行帳票等の閲覧・受領、各所管部署の債権管理担当者ヒアリング、質問による回答書の徴求を主な監査手続とし、必要に応じて抽出した監査対象事業場への往査を実施した。

## 6 監査実施期間

平成24年6月から25年3月まで

## 7 監査担当者とその資格

包括外部監査人	公認会計士	古川 康郎
補助者	公認会計士	押越 武彦
	公認会計士	堀下 千鶴
	公認会計士	瀧下 秋宏
	公認会計士	田尻 大志
	公認会計士	小田 竜一
	公認会計士	木野田 仁

## 8 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマにつき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2編 外部監査の結果

(注) 本報告書の記載金額については原則として単位未満を切り捨てて記載しているが、県から受領した資料については四捨五入のまま使用している部分がある。



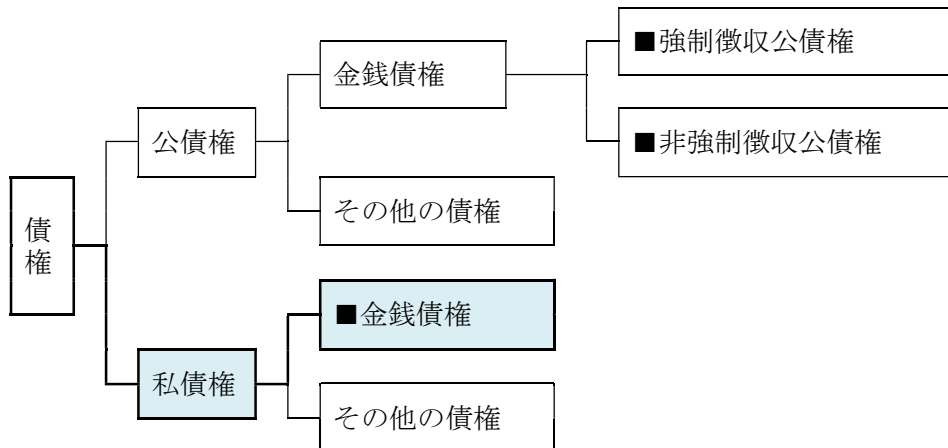
## ●序章 自治体債権の概要

以下、当年度の監査において対象とした私債権についての基本的な理解に有用と思われる法的な取扱等の事項について、自治体債権に関する文献等を参考にして概略のみを記載する。

# 1 自治体の債権についての概略説明

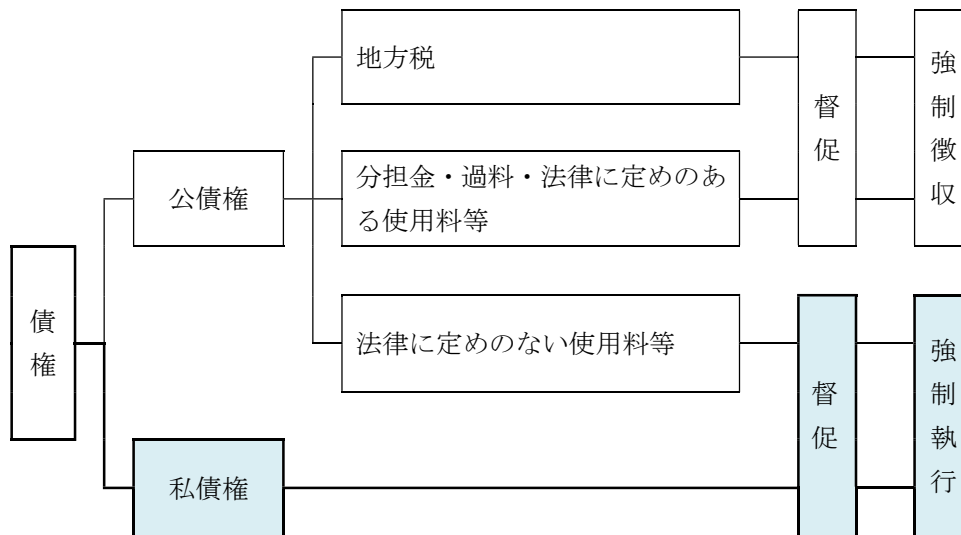
自治体が財産<sup>1</sup>として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、即ち、**金銭債権**である（自治法 240 条 I）。

## 1-1 債権の分類<sup>2</sup>（■が自治体の管理対象とする債権となる。）



(注) 公債権と私債権についての判断においては、個別法令、判例、行為形式、債権の性質などを勘案して判断する<sup>3</sup>ということになるが、ここでは大まかな概要を把握するということを目的として記載している。

## 1-2 公債権・私債権と強制徴収・強制執行の関係<sup>4</sup>



<sup>1</sup> 自治体の「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（自治法 237 条 I）  
<sup>2</sup> 「自治体のための債権管理マニュアル」（ぎょうせい東京弁護士会弁護士業務改革委員会）2 頁を参考とした。  
<sup>3</sup> 「自治体のための債権回収」（第一法規青田悟朗著）2 頁を参考とした。  
<sup>4</sup> 「自治体職員が知っておきたい債権管理術」（ぎょうせい大塚康男著）11 頁を参考とした。

## 1-3 時効の援用の必要性について

[参考]時効の援用（簡単にいえば、債務者が自治体に対して、「時効が完成したから払いたくない」と意思表示すること）が必要かどうかについて

「(3) この違いは、私債権は私的自治が妥当する領域で発生し消滅するものであるため、消滅時効による債権の消滅を潔しとしない債務者の意思（逃げ得だと思われたくないなど）を尊重するのが妥当だと考えられるのに対して、公債権は「その性質上、法令に従い適正かつ画一的にこれを処理することが、当該普通公共団体の事務処理上の便宜及び住民の平等的取扱いの理念（同法10条2項参照）に資することから、時効援用の制度（民法145条）を適用する必要がないと判断されたことによる」と解されています（最判平19年2月6日・判時1964号30項。）」（「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集）13頁）とされている。

[参考]債権区分と自力執行力、時効の援用について<sup>5</sup>

債権区分	自力執行力を有するか	時効の援用が必要か
強制徴収公債権	○（あり）	×（不要）
非強制徴収公債権	×（なし）	×（不要）
私債権	×（なし）	○（必要）

1-4 時効の援用と不納欠損<sup>6</sup>処理との関係について

「すなわち、強制徴収公債権や非強制徴収公債権の場合には、時効完成により債権が消滅すれば不納欠損処理を行うことができますが、私債権の場合には何十年も音信不通で時効完成から長期間が経過していたとしても、債務者が時効を援用しない以上、債権は消滅していませんので原則として不納欠損処理を行うことができません。」（「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集 15頁））としている。

<sup>5</sup> 表は「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集）14頁を参考とした。

<sup>6</sup> 不納欠損の定義は、行政事例「昭和27年6月12日地自行発161号三原市監査委員宛行政課長回答」によると、「既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされています（地方自治制度研究会編「地方自治関係実例判例集」ぎょうせい（平成18年、第14次改訂版）424頁）。（「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集）419頁を参考とした。）

## 2 県における収入未済額の概要

「鹿児島県歳入歳出決算審査意見書付表」による平成19年度から23年度までの収入未済額（一般会計・特別会計の決算額）の状況は次のとおりである。

（単位：百万円）

区 分	19年度①	20年度	21年度	22年度	23年度②	増減②-①	
一般会計	県税	4,629	4,958	4,816	4,707	4,315	△314
	分担金及び負担金	71	70	68	66	61	△10
	使用料及び手数料	275	254	253	238	223	△52
	うち県営住宅使用料	227	217	217	188	202	△25
	財産収入	0	0	0	0	0	0
	諸収入	822	805	802	929	797	△25
	うち行政代執行に伴う弁償金	447	447	447	447	447	0
	計	5,799	6,090	5,942	5,941	5,398	△401
特別会計	母子寡婦福祉資金貸付金	313	310	301	294	283	△30
	中小企業支援資金貸付金	2,165	1,993	1,871	1,838	1,811	△354
	就農支援資金貸付金	192	216	215	223	214	22
	港湾使用料等(港湾整備事業)※	49	48	45	47	40	△9
	林業・木材産業改善資金貸付金	24	18	20	22	23	△1
	沿岸漁業改善資金貸付金	70	77	77	73	75	5
	計	2,815	2,665	2,533	2,499	2,449	△366
合 計	8,615	8,755	8,475	8,441	7,847	△768	
増 減	—	140	△280	△34	△594	—	

（注）表中の債権のうち網掛け分は今年度の包括外部監査において対象としている債権である。また、※の「港湾使用料」については、前年度の監査において対象とした債権である。

なお、一般会計の諸収入に含まれる「行政執行に伴う弁償金」は、平成16年度から17年度に実施した住用村戸玉地区採石場斜面崩壊対策事業に係る行政代執行費用である。

表のように、収入未済額の全体的傾向としては減少しており、平成23年度は19年度に比較して768百万円（8.9%）の減少となっている。

金額的に最も大きい県税の収入未済額は、平成19年度から20年度にかけて329百万円増加しているがそれ以降は減少してきており、23年度までに643百万円減少し4,315百万円となっている。

一方、県税の収入済額は次のとおりであり、平成23年度の収入済額は19年度に比較して32,231百万円減少してきていることから、収入未済額の収入済額に対する割合としては0.56ポイント増加している状況になっている。

（単位：百万円）

区 分	19年度①	20年度	21年度	22年度	23年度②	増減②-①
県 税	151,023	143,073	125,835	122,772	118,792	△32,231
収入未済額の割合（%）	3.07	3.47	3.83	3.83	3.63	0.56

なお、金額的には大きくはないが、「就農支援資金貸付金」と「沿岸漁業改善資金貸付金」については、収入未済額の減少傾向はみられない。

## 第1章 監査対象の概要把握

### 1 債権の発生、償還及び残高の状況

鹿児島県歳入歳出決算審査意見書付表「債権の発生及び償還の状況」による平成19年度から23年度における債権の増減及び残高の状況は次のとおりである。

(注) 当該「債権の発生及び償還の状況」は、各年度について前年度末残高、当年度中の発生額、償還額、増減額、当年度末残高を一覧として作成されたものであるが、表では私債権のうち貸付債権についてのみとなっているため、貸付債権について記載している。なお、「決算に関する調書」においても「債権」の区分では転貸金と貸付金が集計された表となっている。

したがって、監査の対象としている私債権のうち「住宅使用料」と「医業未収金」については、後記の個別債権において記載している。

(金額単位：千円)

貸付先等		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
奄美群島振興開発基金転貸金 (離島振興課)	増加		100,000	0	0	0
	減少		538,695	356,671	261,389	85,943
	残高	1,389,929	951,234	594,563	333,173	247,230
市町村振興資金貸付金 (市町村課)	増加		996,800	443,600	411,500	725,900
	減少		2,111,918	2,081,341	2,494,200	1,775,660
	残高	11,985,809	10,870,691	9,232,949	7,150,249	6,100,488
地域改善対策専修学校等奨学資金貸付金 (人権同和対策課)	増加		0	0	0	0
	減少		5,944	4,393	3,853	4,152
	残高	40,779	34,834	30,440	26,587	22,435
林業・木材産業改善資金貸付金 (環境林務課)	増加		31,132	32,139	21,205	0
	減少		29,647	23,655	27,949	26,153
	残高	173,427	174,913	183,397	176,652	150,499
鹿児島県環境整備公社運営費貸付金 (廃棄物・リサイクル対策課)	増加		0	0	0	0
	減少		0	0	0	0
	残高	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金 (森づくり推進課)	増加		437,523	457,838	304,671	268,014
	減少		38,475	58,529	96,282	75,753
	残高	18,048,356	18,447,404	18,846,713	19,055,102	19,247,363
災害援護資金貸付金 (社会福祉課)	増加		0	0	6,400	2,900
	減少		7,778	2,500	3,802	5,203
	残高	37,978	30,200	27,700	30,297	27,993
介護福祉士等修学資金貸付金 (社会福祉課)	増加		0	0	0	0
	減少		13,881	12,822	3,701	524
	残高	35,678	21,806	8,984	5,283	4,759
看護職員等修学資金貸付金 (保健医療福祉課)	増加		59,748	61,731	63,528	64,974
	減少		98,753	25,197	88,243	84,223
	残高	518,132	479,127	515,660	490,945	471,695
へき地勤務医師等修学資金貸付金 (地域医療整備課)	増加		10,880	28,665	60,415	89,670
	減少		0	0	0	0
	残高	9,640	20,520	49,185	109,600	199,270
国民健康保険広域化等支援基金貸付金 (保健医療福祉課)	増加		271,000	0	46,000	0
	減少		15,814	48,813	15,663	13,000
	残高	72,290	327,476	278,663	309,000	296,000

(金額単位：千円)

貸付先等		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付金 (地域医療整備課)	増加		364,000	532,000	504,000	0
	減少		0	0	0	0
	残高	0	364,000	896,000	1,400,000	1,400,000
母子寡婦福祉資金貸付金 (子ども福祉課)	増加		120,688	131,133	126,844	131,921
	減少		226,392	225,878	217,131	208,890
	残高	1,694,525	1,588,822	1,494,076	1,403,788	1,326,819
介護保険財政安定化基金 貸付金 (介護福祉課)	増加		0	0	0	110,000
	減少		182,193	60,789	60,789	60,789
	残高	364,563	182,369	121,579	60,789	110,000
中小企業高度化資金貸付金 (経営金融課)	増加		0	0	0	311
	減少		415,265	376,673	320,723	277,559
	残高	4,783,088	4,367,822	3,991,148	3,670,424	3,393,176
小規模企業者等設備資金 貸付金 (経営金融課)	増加		15,000	15,000	15,000	15,000
	減少		101,780	73,088	42,861	35,111
	残高	259,850	173,069	114,980	87,119	67,008
小規模企業者等設備貸与 資金貸付金 (経営金融課)	増加		0	0	0	0
	減少		39,301	32,395	16,057	13,333
	残高	121,166	81,865	49,470	33,413	20,080
かごしま産業おこし挑戦 基金資金貸付金 (産業立地課)	増加		2,010,000	0	0	0
	減少		0	0	0	0
	残高	—	2,010,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000
沿岸漁業改善資金貸付金 (水産振興課)	増加		20,895	11,531	43,378	20,354
	減少		128,094	121,995	80,358	63,705
	残高	567,385	460,185	349,721	312,741	269,389
口蹄疫対策地域活性化基 金資金貸付金 (商工政策課)	増加				10,000,000	0
	減少				0	0
	残高	—	—	—	10,000,000	10,000,000
農業改良資金貸付金 (農業経済課)	増加		0	0	0	0
	減少		240,171	152,094	112,023	75,717
	残高	917,073	676,902	524,808	412,784	337,066
就農支援資金貸付金 (経営技術課)	増加		51,854	114,374	117,070	103,814
	減少		59,321	77,527	70,651	90,634
	残高	606,884	599,417	636,264	682,683	695,863
獣医師確保対策修学資金 貸付金 (畜産課)	増加		0	6,720	12,480	18,360
	減少		12,600	6,300	11,198	8,077
	残高	49,140	36,540	36,960	38,242	48,525
鹿児島県保留床取得資金 貸付金 (建築課)	増加		0	0	0	0
	減少		0	3,250	6,450	6,450
	残高	100,000	100,000	96,750	90,300	83,850
鹿児島県住宅供給公社健 全化貸付金 (建築課)	増加		0	0	0	0
	減少		0	0	0	0
	残高	11,478,000	11,478,000	11,478,000	11,478,000	11,478,000
育英奨学資金貸付原資貸 付金 (教育庁総務福利課)	増加		1,936,687	2,039,320	1,941,406	1,744,080
	減少		528,081	577,576	591,431	626,532
	残高	9,692,797	11,101,403	12,563,147	13,913,122	15,030,670
高等学校定時制課程及び 通信制課程修学資金貸付 金 (教育庁高校教育課)	増加		2,366	1,946	784	1,106
	減少		1,858	7,122	2,400	813
	残高	7,369	7,877	2,701	1,085	1,378

(金額単位：千円)

貸付先等		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域改善対策高等学校等 奨学資金貸付金 (教育庁人権同和教育課)	増加		0	0	0	0
	減少		21,911	31,003	18,334	15,169
	残高	370,492	348,580	317,577	299,242	284,072
地域総合整備資金貸付金 (財政課)	増加		130,000	190,000	180,000	1,072,000
	減少		344,708	293,482	194,232	187,832
	残高	1,510,986	1,296,278	1,192,796	1,178,564	2,062,732
山川・根占航路安定的運 航確保事業貸付金 (交通政策課)	増加					100,000
	減少					0
	残高	—	—	—	—	100,000
訴訟費用貸付金 (廃棄物・リサイクル対策課)	増加					9,700
	減少					0
	残高	—	—	—	—	9,700
エコパークかごしま(仮称)整 備工事資金貸付金 (廃棄物・リサイクル対策課)	増加					1,076,300
	減少					0
	残高	—	—	—	—	1,076,300
理学療法士及び作業療法 士修学資金貸付金	増加		0	0	0	
	減少		0	0	1,296	
	残高	1,296	1,296	1,296	0	—
創造的中小企業創出支援 資金貸付金	増加		0	0	0	
	減少		80,000	100,000	100,000	
	残高	280,000	200,000	100,000	0	—
県単就農支援資金貸付金	増加		0	0	0	
	減少		625	625	625	
	残高	1,875	1,250	625	0	—
中心市街地商業活性化資 金貸付金	増加		0	0		
	減少		0	500,000		
	残高	500,000	500,000	0	—	—
畜産基地建設事業償還金	増加		0			
	減少		29,974			
	残高	29,974	0	—	—	—
合 計	増加		6,558,574	4,065,997	13,854,681	5,554,404
	減少		5,273,185	5,253,725	4,841,649	3,741,228
	残高	65,650,498	66,935,887	65,748,160	74,761,191	76,574,367
	増減		△1,285,389	△1,187,727	9,013,031	1,813,178

(注)表の23年度残高については「平成23年度 決算に関する調書 3 債権」の決算年度末現在高と一致していることを確認している。

従来から制度が継続している貸付債権については回収が進むにつれて全般的には減少してきているものが多いが、その中で「森づくり推進課」所管の「鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金<sup>1</sup>」及び「教育庁総務福利課」所管の「育英奨学資金貸付原資貸付金」の残高は年々増加してきており、平成23年度末における残高は、それぞれ192億47百万円及び150億30百万円となっているのが目を引くところであろう。

新たに発生している貸付金としては平成20年度における「産業立地課」所管の「かごしま産業おこし挑戦基金資金貸付金」20億1千万円、20年度から22年度にかけての「地域

<sup>1</sup> 新規発生額は年々減少している傾向は見られる。

医療整備課」所管の「粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付金」<sup>2</sup>計14億円、22年度における「商工政策課」所管の「口蹄疫対策地域活性化基金資金貸付金」100億円が大きい。

平成23年度においては「廃棄物・リサイクル対策課」所管の「エコパークかごしま（仮称）整備工事資金貸付金」10億7千6百万円、地域総合整備資金貸付金のうち「交通政策課」所管の「オフィス・バスターミナル等複合施設整備事業（鹿児島中央駅周辺再開発事業）」10億7千2百万円などの貸付が実施されている。

---

<sup>2</sup> 粒子線がん治療研究施設整備に関しては、平成20年度から22年度において「地域総合整備資金貸付金」のうち「粒子線がん治療研究施設整備支援事業」（所管課は保健医療福祉部）として計5億円が貸付けられている。



## 2 鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表

公表されている「鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表」の「貸借対照表」から、投資等のうち貸付金、長期延滞債権、回収不能見込額を、流動資産から未収金の地方税、その他、回収不能見込額を抜粋した推移は次のとおりである。

(単位：千円、増減は百万円)

科 目	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	増 減
2 投資等					
2(2) 貸付金	64,015,296	62,726,295	71,686,900	73,824,009	2,137
2(4) 長期延滞債権	7,152,546	6,964,191	6,975,430	6,366,494	△608
2(5) 回収不能見込額	△1,074,214	△1,059,089	△584,542	△716,210	△131
3 流動資産					
3(2) 未収金					
3(2)① 地方税	2,007,930	1,764,552	1,473,966	1,156,402	△317
3(2)② その他	112,970	103,529	212,950	74,783	△138
3(2)③ 回収不能見込額	△22,446	△19,677	△9,644	△12,895	△3

当年度の包括外部監査の主要な監査対象となっている貸付金は平成23年度末で738億円であり、21年度末に比較すると約111億円（約17.69%）増加している。

一方、長期延滞債権（公債権を含む）は傾向としては減少しており、平成20年度末では約72億円であったものが23年度末では約64億円であり、約8億円（約10.99%）減少してきている。

回収不能見込額は、主として長期延滞債権のうち回収不能と見込まれている金額を債権から控除している科目であるが、平成20年度末は約11億円であったものが23年度末では約7億円に減少している。

ちなみに、回収不能見込額の長期延滞債権に対する割合は次のとおりとなっている。

(単位：%)

20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
15.02	15.21	8.38	11.25

なお、未収金のうち地方税は平成20年度末の約20億円から大きく減少してきており、23年度末は約12億円という状況である。地方税以外の「その他」は平成22年度末が約213百万円に増加しているが、23年度は大きく減少し、約75百万円という状況である。

流動資産に係る回収不能見込額についても平成20年度末の22百万円から約10百万円減少し、23年度末では約13百万円となっている。

公表財務諸表からみる全般的状況としては、長期延滞債権と未収入金の残高は減少してきており、見込まれる将来の回収不能額も減少している状況が窺える。

## 3 平成23年度末における監査対象私債権の状況

(注) 勘定科目の明細は作成されているが、公表対象とされていないため当年度の監査対象についてのみ抜粋・加工して記載する。

(単位：千円)

相手先または種別	貸付金・未収金明細表				長期延滞債権明細表		貸借対照表 価額 横計
	【貸付金】		【その他の未収金】		貸借対照表 価額	回収不能 見込額	
	貸借対照表 価額	回収不能 見込額	貸借対照表 価額	回収不能 見込額			
市町村振興資金貸付金	6,100,489						6,100,489
地域改善対策専修学校等奨学資金貸付金	14,920		32		7,483		22,435
林業・木材産業改善資金貸付金	122,282				28,218		150,500
災害援護資金貸付金	27,993						27,993
介護福祉士等修学資金貸付金	4,241	△3,456	42		476		4,759
看護職員等修学資金貸付金	459,426		1,814		10,456		471,696
へき地勤務医師等修学資金貸付金	199,270	△199,270					199,270
国民健康保険広域化等支援基金貸付金	296,000						296,000
母子寡婦福祉資金貸付金	1,018,444	△1,018	20,678	△21	287,697	△288	1,326,819
介護保険財政安定化基金貸付金	110,000						110,000
中小企業支援資金貸付金 注3	3,526,686	△95,240			1,963,579	△95,240	5,490,265
沿岸漁業改善資金貸付金	192,670		516		76,203		269,389
口蹄疫対策地域活性化基金貸付金	10,000,000						10,000,000
農業改良資金貸付金	113,578		638		222,851		337,067
就農支援資金貸付金	695,863						695,863
獣医師確保対策修学資金貸付金	48,525						48,525
鹿児島県保留床取得資金貸付金	83,850						83,850
高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	1,232	△1,232			146		1,378
地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金	154,544				129,529		284,073
地域総合整備資金貸付金	2,062,732						2,062,732
山川・根占航路安定的運航確保事業貸付金	100,000						100,000
鹿児島県住宅供給公社健全化貸付金	11,478,000						11,478,000
奄美群島振興開発基金転貸金	247,230						247,230
鹿児島県森林整備公社運転資金貸付金	19,247,364						19,247,364
粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付金	1,400,000						1,400,000
鹿児島県環境整備公社貸付金 注4	1,088,000						1,088,000
育英奨学資金貸付原資貸付金	15,030,670						15,030,670
住宅使用料			4,964	△447	183,139	△16,483	188,103
貸付金に係る利子・延納利息					42,589		42,589
縦計	73,824,009	△300,216	28,684	△468	2,952,366	△112,011	76,805,059
					回収不能見込額合計		△412,695
					差引		76,392,364

注1 貸付金に係る利子・延納利息は貸付金本体とは区別して計上されている。

注2 普通会計ベースのため病院局の医業未収金は含んでいない。

注3 平成23年度決算に関する調書では、「中小企業高度化資金貸付金」3,393,177千円、「小規模企業者等設備資金貸付金」67,009千円、「小規模企業者等設備貸与資金貸付金」20,080千円、「かごしま産業おこし挑戦基金資金貸付金」2,010,000千円に区分されている。

注4 平成23年度決算に関する調書では、「鹿児島県環境整備公社運営費貸付金」2,000千円、「エコパークかごしま(仮称)整備工事資金貸付金」1,076,300千円、「訴訟費用貸付金」9,700千円に区分されている。

[参考]鹿児島県公表の「未収債権の状況とその対策について」

### 未収債権の状況とその対策について

平成24年8月10日

平成23年度末の収入未済額 78億48百万円（前年度末比5億93百万円、7.0%の減）  
 ※収入未済額は3年続けて減少。18年ぶりに70億円台。

〔主な要因〕

県税において、新規発生分の抑制等に取り組み、3億92百万円の収入未済額の解消を進めたほか、中小企業支援資金貸付金、母子寡婦・福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金、県営住宅使用料などその他の債権においても収入未済額の解消が進んだことによる。

#### 1. 収入未済の状況について

（単位：百万円、%）

区 分		平成23年度 決 算 額 A	平成22年度 決 算 額 B	増減額 A-B	増減率 A-B/B
前年度末収入未済額	ア	8,441	8,476	△ 35	△ 0.4
年度中増減	過年度分解消額	1,954	1,866	88	4.7
	新規発生額	1,361	1,831	△ 470	△ 25.7
	ウ - イ	△ 593	△ 35	△ 558	1594.3
当該年度末収入未済額	ア+エ	7,848	8,441	△ 593	△ 7.0

- ・ 過年度分解消額は前年度を88百万円上回った。
- ・ 新規発生額は、滞納縮減対策の効果等により県税が3億17百万円の減となったことなどにより、前年度を4億70百万円下回った。

（参考）主な未収債権の収入未済額の状況

（単位：百万円、%）

区 分	平成23年度 決 算 額 C	平成22年度 決 算 額 D	増減額 C-D	増減率 C-D/D
県 税	4,315	4,708	△ 392	△ 8.3
中小企業支援資金貸付金	1,811	1,838	△ 27	△ 1.5
行政代執行費用	448	448	0	0.0
母子・寡婦福祉資金貸付金	283	294	△ 11	△ 3.7
農業改良資金貸付金	215	223	△ 8	△ 3.6
県営住宅使用料	188	203	△ 15	△ 7.4

## 2. 未収債権対策の主なものとその成果

### [共通事項]

債権管理マニュアル(平成14年8月策定)等に基づき、未収債権の解消と発生の未然防止に向けた取組をより一層強化

#### (1) 県 税

- ・特別滞納整理班による個人住民税徴収対策の強化(県税徴収対策官と市町村職員との「相互併任制度」を導入 徴収額1億63百万円)
- ・特別滞納整理班による高額・徴収困難事案に対する徴収対策の強化(徴収額1億37百万円)
- ・搜索、公売の実施(搜索を26件実施。差押動産315件を県・市町合同公売会等により835千円で売却)
- ・「県下一斉給与差押え徴収強化期間」(7～8月、11月～1月)の設定(対象者5,646人、3月末までに1億88百万円を徴収)
- ・「タイヤロック徴収強化月間」(2月)の設定(対象者233人、3月末までに748万円を徴収)
- ・徹底した滞納整理の実施(財産調査 延べ292,318件、財産差押え 延べ2,345件)
- ・「自動車税納税お知らせセンター」の設置(対策前との比較:H20 92.08%→H23 93.59%(1.51ポイント増)各年度9月末時点の現年度自動車税徴収率)
- ・自動車税のコンビニ納付、クレジット納付の利用促進(納期内納付率:H22 69.4%→H23 71.2%(1.8ポイント増))
- ・個人住民税特別徴収の促進(市町村と共同で事業所等を訪問し特徴への切り替えを要請(6団体、465事業所))

#### (2) 中小企業支援資金貸付金

- ・延滞組合(企業)に対する戸別訪問等の実施(分割償還額の増 12件)
- ・「債権回収強化月間」及び「延滞発生未然防止月間」の設定による納入及び延滞発生防止指導の推進(強化月間訪問件数…6月 9件、12月 12件、防止月間訪問件数…7月 7件、1月 9件)
- ・長期延滞組合、企業に対する法的措置の執行(債権差押 2件)

#### (3) 母子・寡婦福祉資金貸付金

- ・家庭訪問等による償還計画書の作成や分割納入の指導等の実施(23年度中完済 308件、新規償還開始 114件)
- ・口座振替制度の推進(平成11年9月から実施、口座振替件数(平成24年6月末現在)870件(調定件数の約65%))

#### (4) 県営住宅使用料

- ・「夜間督促強化月間」の設定による納入指導の推進(強化月間訪問実施件数…8月 352件、12月 291件)
- ・長期・高額滞納者への法的措置の執行(23年度中の即決和解の申立て…対象者20名)
- ・口座振替制度の推進(平成10年4月から実施、口座振替申込件数(平成24年5月末現在) 9,375件(入居者の約83%))
- ・滞納家賃回収強化委託事業の実績(平成20年8月契約) 655,300円回収

## 3. 今後の未収債権対策

- ① 「未収債権対策プロジェクトチーム」を中心に全庁的な未収債権対策を推進
- ② 関係各課において策定している債権管理マニュアル等に基づき、体系的な債権管理・債権回収
- ③ 県税の徴収対策について以下の対策を実施
  - ・広報等を通じた納税意識の高揚やコンビニ・クレジット納付など利便性の向上、個人住民税特別徴収の促進等により、滞納の未然防止を図るほか、自動車税納税お知らせセンターの設置等により滞納の早期解消を促進
  - ・特別滞納整理班による、市町村と連携した個人住民税の徴収対策や高額滞納者への搜索・差押えを強化するほか、徴税指導対策官(自動車税担当)の設置等により、自動車税を中心とした徴収事務執行体制を強化
- ④ その他の未収債権対策
  - ・県営住宅使用料の長期・高額滞納者への法的措置の執行、口座振替制度の推進等を引き続き実施
  - ・母子・寡婦福祉資金貸付金の口座振替制度の推進等を引き続き実施
  - ・中小企業支援資金貸付金、農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金等については、未収債権への対策だけでなく、経営指導の強化を通じ、償還促進を支援

## 第2章 私債権各論

以下、各部署所管の債権について検討した結果を記載する。

## I 総務部の私債権

### I-1 市町村課 市町村振興資金貸付金

#### 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	鹿児島県市町村振興資金条例、同施行規則 (注)鹿児島県独自であるが、他の都道府県においても同様の貸付事業有り
事業目的	市町村の振興と財政の円滑な運営に資するため、市町村等が実施する各種公共施設等の整備に必要な資金の貸付を行う(貸付先は市町村及び一部事務組合に限る。)
期待される成果	市町村が実施する各種公共施設の整備等に必要な資金を貸し付けることにより、市町村の振興と財政の円滑な運営に資する。
事業開始年度	昭和38年度
今後の継続予定	継続予定
貸付対象団体	市町村、一部事務組合
貸付充当先	地方債充当後の市町村負担額への貸付 適債性はあるが国の起債対象とならない経費への貸付
債権に係る管理 規程、マニュアル等	鹿児島県市町村振興資金条例 鹿児島県市町村振興資金条例施行規則
債権管理システム等	市町村振興資金管理システム

#### 2 資金の種類と貸付条件等

資金区分	対象事業	利率	期間	償還方法	充当率
①一般資金 <sup>1</sup>	公共施設等の整備事業	財政融資資金の利率に相当する利率	10年以内	元利均等年賦	90%
②地域自立促進資金 <sup>2</sup>	地域おこし対策事業 過疎地域自立促進事業	無利子	12年以内	元金均等年賦	90%

(注) ①の利率は年度によって異なる。また、①、②のいずれの資金についても知事が特に必要があると認めるときは貸付条件の変更可

<sup>1</sup> 一般資金は ア土木施設整備事業、イ農林水産施設整備事業、ウ環境衛生施設整備事業、エ消防施設整備事業、オ広域行政関連施設整備事業、カコミュニティ施設整備事業、キがけ下危険住居移転促進事業、クその他緊急かつ臨時に多額の負担を要する事業で、知事が特に必要と認めるもの

<sup>2</sup> 地域自立促進資金  
ア地域おこし対策事業(地域おこしに関する事業で知事が特に必要と認めるものをいう。)、イ過疎地域自立促進事業(過疎地域の市町村(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村をいう。))又は規則で定めるこれに準ずる市町村が行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第6条第1項で定めるものに対する出資及び同法第12条第1項各号に掲げる施設の整備をいう。)

市町村振興資金貸付金は表のように「一般資金」と「地域自立促進資金」の種類があり、地域自立促進資金については「無利子」となっている。

平成24年度当初予算における貸付予定額は650百万円（一般資金が約120百万円、地域自立促進資金が約530百万円）であり、無利子の地域自立促進資金の割合が多い。

なお、財源は県債450百万円、諸収入200百万円となっている。

[参考]貸付の概要

(例) 地方債（災害復旧事業債 [補助事業]）充当後の市町村負担額への貸付け



※ 災害復旧事業債の充当率  
 補助事業・・・公共土木施設等 100%、農地・農林漁業施設 90%  
 単独事業・・・公共土木施設等 100%、農林漁業施設 65%

3 最近5年間の当該債権の状況

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	93	91	43	30	30
金額	1,323,900	996,800	443,600	411,500	725,900
回収					
件数	—	—	—	—	—
金額	2,252,391	2,111,918	2,081,341	2,494,201	1,775,661
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	—	—	—	—	—
金額	11,985,810	10,870,691	9,232,950	7,150,249	6,100,488
(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

新規発生については、件数、金額ともに減少傾向にあり、残高についても平成19年度末の約120億円から23年度末の約61億円で半減している状況であるが、今後も継続して実施される事業となっている。

#### [参考]過年度との比較

当該債権は平成14年度の包括外部監査の対象となっており、平成4年度から13年度までの新規貸付、回収額及び残高の状況が記載されている（年度を抽出し、記載金額を百万円単位に変更）。

（単位 件数：件、金額：百万円）

平成 年度	新規貸付		元金回収額	年度末残高	
	件数	金額	金額	件数	金額
4	106	2,000	1,708	1,286	11,425
5	136	4,000	1,758	1,304	13,666
6	127	3,000	2,002	1,312	14,664
9	180	3,200	2,491	1,403	16,830
11	144	3,200	2,434	1,472	17,776
12	113	2,067	2,715	1,439	17,129
13	136	2,350	3,015	1,387	16,463

（注）新規貸付額は平成7年度及び8年度は、いずれも3,000百万円  
10年度は2,647百万円であった。

上表のように、平成5年度から11年度頃までは、新規需要も多い状況がみられ、ほぼ30億円以上の新規貸付が執行されている。件数においても平成23年度の30件に比較すると9年度は6倍の件数であり、県下の各市町村における資金需要の変化が窺われる。

なお、年度末残高については平成11年度の約178億円が最も大きく23年度の61億円の約3倍、逆にいうと、23年度は11年度の3分の1に減少している状況がある。

次の表は平成19年度から23年度までの資金区分別の貸付額を示したものである。

（単位：百万円）

平成 年度	貸付額		
	一般資金 (有利子)	地域自立促進資金 (無利子)	計
19	548	775	1,323
20	558	438	996
21	222	220	443
22	257	153	411
23	167	558	725

最近5年間の種類別貸付状況のうち、無利子の地域自立促進資金の割合は約55%であった。

#### 4 債権の滞留及び不納欠損処理の状況と回収可能性

貸付先が県下の市町村及び一部事務組合であることから滞納等は発生しておらず、過去において不納欠損処理を行った実績もない。

同様の理由により、通常は貸付債権が毀損することはないことから、回収可能性においても問題ないものとする。



## 5 過年度報告書での記載事項への対応

「地域おこし対策事業」について、旧地方課から旧総務事務所等宛てに通知されている「対象事業」及び「具体例」について、「具体例」といっても抽象的な部分が多いことから、「対象事業については、抽象的な部分を極力排し、より公平公正な運用がなされるようにする必要がある。」とされている。

これに対処して、平成15年5月に市町村に対して説明されたのが次の資料である。

区分	対象事業	具体例	
地域おこし対策事業	1 合併支援事業	(1)合併推進のための建設事業  (2)合併市町村のまちづくりのための建設事業  (3)その他合併市町村の振興に資すると認められる事業	合併重点支援地域において合併に関係する複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業(交通基盤施設、庁舎等の整備) 市町村建設計画に基づく特に必要な事業(交通基盤、公園、住環境等の整備) その他合併市町村の振興に資するため、知事が特に必要と認める事業
	2 ふるさとづくり関連	創意と工夫に富む個性的な地域づくりを推進するために市町村が実施する事業	「地域活性化事業」、「わがまちづくり支援事業」等と密接に関連して施設整備を行う事業等
	3 観光・リゾート関連	観光・リゾート開発を進めるために市町村が実施する事業	観光施設、レジャー施設、リゾート関連施設整備、ウォーターフロント整備事業等
	4 地場産業の振興	地場産業の振興を図るため、市町村が実施する事業	農林水産加工センター、各種研究施設等地域の活性化及び民間活力を活用する上で、特に有効と認められる事業
	5 企業誘致関連	企業誘致を促進するため、市町村が実施する条件整備事業	工業団地造成に伴う関連事業、企業誘致に伴う工場建物等の整備事業
	6 情報通信基盤整備事業	情報通信基盤を整備するため市町村が実施する事業	地域インターネット基盤施設整備事業、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業等、難視聴地域のテレビ共同受信施設の整備事業等
	7 少子・高齢化対策事業	少子・高齢化対策として、市町村が実施する事業	子育て支援施設の整備事業、児童福祉施設、老人福祉施設等の整備事業、公共施設のバリアフリー化等
	8 環境保全施設整備事業	環境保全、循環型社会の構築を図るため、隣接する市町村が共同で実施する事業	ごみ処理施設、地域し尿処理施設、リサイクル施設等の整備事業
	9 定住化促進住宅建設	市町村が実施する住宅建設事業	定住条件整備のための住宅
	10 第三セクター出資金等	地域づくり推進のための第三セクター等への出資金等	県の長期総合計画推進に資すると認められる事業等
	11 その他	県及び市町村の施策推進上、知事が特に必要と認める事業等	県の長期総合計画推進に資すると認められる事業等

## (意見) 貸付対象事業等の更新について

県下の市町村が実施する事業は広範に亘ることから、より具体的な記載として平成15年に作成・説明された資料である。

現状における経済社会環境においても適応するように具体性を持たせた記載となっているとのことではあるが、作成されてから10年を経過しようとしており、時代の変化に対応させた記載内容等に逐次更新していくのが適当である。

## 6 貸付実績等

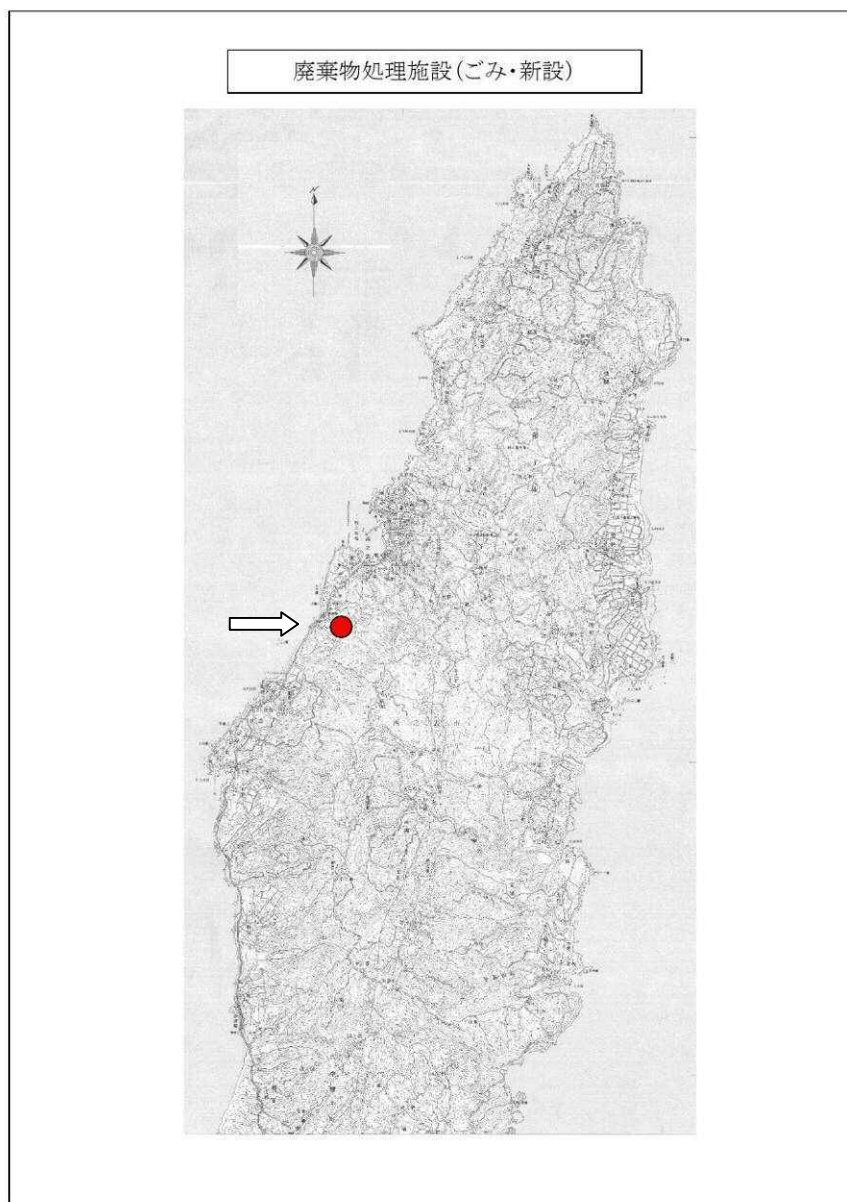
貸付実績及び平成23年度末における未償還元金等の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

団体名	平成23年度貸付額	一般資金(有利子)	地域自立促進資金(無利子)	平成23年度末未償還元金	平成11年度以降の主な貸付事業
鹿児島市				76,016	・12年度 桜島町分遣隊消防庁舎建設事業 106,200 ・14年度 鹿児島ふれあいスポーツランド建設事業 100,000
鹿屋市	64,500	64,500		765,987	・11年度 堆肥センター建設事業 342,000 ・17年度 第一中学校校舎増改築防音並行事業 248,000
枕崎市				79,331	
阿久根市	85,600	72,200	13,400	718,658	・13年度 阿久根市学校給食センター建設事業 154,600 ・22年度 市単独道路整備事業 75,900
出水市				0	
指宿市				201,511	・18年度 山川根占航路運航事業(フェリー購入) 180,000
西之表市	6,100		6,100	114,510	・13年度 共同調理場(学校給食)建設事業 196,700
垂水市	7,100		7,100	182,183	・14年度 給食センター建設整備事業 158,700
薩摩川内市				157,445	・15年度 川内・八代並行在来線鉄道会社設立出資金等 115,300
日置市				4,860	
曾於市				120,213	・11年度 農村総合整備事業(モデル型) 79,100
霧島市				35,583	
いちき串木野市				179,346	・11年度 串木野小学校校舎改築事業 163,800
南さつま市				0	・20年度 ハーモニー団地土地購入事業 106,500
志布志市				6,450	
奄美市	4,400		4,400	257,168	・18年度 基金造成事業 83,200
南九州市				76,192	
伊佐市				39,033	
始良市	5,200		5,200	457,592	・14年度 廃棄物処理施設整備事業 187,400 ・16年度 公民館設備整備事業 106,500
三島村				0	
十島村				0	
さつま町				257,016	・13年度 地方改善施設整備事業 60,500
長島町				0	
湧水町				0	
大崎町				0	
東串良町				74,987	
錦江町				2,333	
南大隅町	600		600	36,725	・18年度 山川根占航路運航事業(フェリー購入) 180,000
肝付町				60,120	
中種子町				0	
南種子町				0	
屋久島町	30,600		30,600	392,889	・15年度 廃棄物処理施設建設負担金 88,200(旧上屋久町) ・15年度 廃棄物処理施設建設負担金 89,100(旧屋久町)
大和村				0	
宇検村				0	
瀬戸内町	10,700		10,700	52,958	
龍郷町	9,800		9,800	69,596	
喜界町				4,225	
徳之島町	83,200		83,200	623,436	・14年度 生涯学習センター建設事業 281,100 ・13~23年度 国営農地開発事業負担金 779,900
天城町	31,100	31,100		192,593	・13~23年度 国営農地開発事業負担金 342,100
伊仙町				102,297	・21年度 県営畑地帯総合整備事業負担金 43,700
和泊町				0	
知名町	9,200		9,200	132,440	・17年度 知名中学校校舎新造改築工事 71,000 ・18年度 知名中学校校舎新造改築工事 77,100
与論町				52,010	

中南衛生管理組合				7,454	
種子島地区 広域事務組合	377,800		377,800	446,516	・23年度 一般廃棄物処理施設整備事業 377,800
大隅肝属 広域事務組合				120,800	・19年度 余熱利用施設整備事業 181,200
合 計	725,900	167,800	558,100	6,100,488	

[参考]平成 23 年度に貸付けを実施した中で貸付額が最も大きい種子島地区広域事務組合の一般廃棄物処理施設整備事業（貸付額約 378 百万円）が実施されている場所は、下地図の箇所である。



## 7 貸付及び償還事務手続の執行状況

貸付先が県下の市町村及び一部事務組合であることもあり、貸付及び償還手続において特に記載すべき発見事項等はなかった。

(注)「貸付・回収事務手続の概要」等については、平成14年度の包括外部監査時にも記載しているため省略する。

## 8 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会の「宝くじ資金」長期貸付について

市町村振興資金と同様に、市町村振興を目的に公益財団法人鹿児島県市町村振興協会<sup>3</sup>が、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）の収益金を原資として、市町村等の公共施設整備事業等に有利子の資金貸付を実施している。

同協会の貸付金についても市町村等の資金需要が減少していることから、市町村振興資金と同様に貸付額が減少し、結果として貸付残高も減少している状況が見られる。

(注)市町村振興資金貸付と公益財団法人鹿児島県市町村振興協会の「宝くじ資金」長期貸付との相違については後掲の[参考資料2]参照

### [参考資料1] 他都道府県における状況

九州各県で振興資金制度を設けていないのは佐賀県のみであるが、大分県は平成23年度以降、当面の間、新規貸付休止とのことである。

また、平成24年度の当初予算額が前年度当初予算額より増加したのは岩手、宮城、福島、栃木、東京、滋賀、和歌山、徳島、鹿児島の9団体9制度（事業）で、他は前年度と同額又は減額計上となったとの調査資料（平成24年12月6日現在）もある。

<sup>3</sup> 市町村の財政状況が厳しい中、全国市長会が中心となって、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、特別区長会、特別区議会議長会の6団体が、自治大臣に対し、都道府県に加え一般市町村でも宝くじを発売できるよう要請し、昭和54年から「市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）」の発売が開始された（発売権は都道府県及び政令市）。

市町村振興宝くじ以外の宝くじ収益金については、都道府県が受け入れ、直接都道府県の財源として賄われているが、この「市町村振興宝くじ」の収益金は、市町村の振興に資するための経費に充てるものとされており、収益金を効果的に活用する機関として、各都道府県に財団法人市町村振興協会が設立された。

また、平成13年からは新たな宝くじとして「新市町村振興宝くじ（オタムジャンボ宝くじ）」が発売され、その収益金の全額を市町村に交付している。

## [参考資料 2] 市町村振興資金と（公財）鹿児島縣市町村振興協会貸付金との違いについて

## 1 （公財）鹿児島縣市町村振興協会貸付金

緊急に整備を要する施設等整備事業であって、一般単独事業債（原則として、一般事業、防災対策事業、地域活性化事業）としての県の同意等を受けている事業に貸付を行うもので、地方債の引受資金の一つである。（他の引受資金としては、財政融資資金、機構資金、銀行等引受資金）

## 2 市町村振興資金（都道府県貸付金）

市町村等の振興と財政の円滑な運営に資するため、県が直接市町村等が行う事業に要する資金の貸付を行うもの。

地方債に関する省令第1条により、地方債の協議を要しない

[資金の特徴] 地方債（一般単独事業債）充当後の市町村負担額への貸付が可能である。

一般単独事業債 （銀行資金、 <b>市町村振興協会貸付金</b> 等）	<b>市町村振興資金</b> （市町村負担額の 90%）	一般財源
75%		25% (市町村負担額)

## 【関係法令等】

## ○地方財政法（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

（以下、略）

## ○地方債に関する省令（抄）

（地方債の協議を要しない場合）

第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号。以下「法」という。）第五条の三第一項ただし書（法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 市町村等（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合

（以下、略）

## ○市町村振興資金 [出典：地方財政小辞典]

都道府県が独自の市町村振興策の一環として、あるいは、公的資金によっては十分満たされない市町村の地方債資金需要を補完するものとして、市町村の各種の事業に対して貸付けを行っているが、この貸付けのために設けられた資金を一般に市町村振興資金と呼称している。

## I-2 財政課 地域総合整備資金貸付金

- (I-2-1 産業立地課 テクノリスセンター・ホテル新館建設事業)
- (I-2-2 広報課 新聞社新社屋建設事業)
- (I-2-3 情報政策課 地上デジタル放送施設整備事業)
- (I-2-4 交通政策課 オフィス・バス・ミナル等複合施設整備事業)

### 1 債権の概要

#### 1-1 地域総合整備資金貸付金の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	①鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱(平成2年鹿児島県告示第1811号) ②鹿児島県地域総合整備資金貸付事務取扱要領
制度の概要	<p>地域総合整備資金貸付、いわゆるふるさと融資は民間企業(設備投資)に対する地方公共団体による無利子融資である。ふるさと融資を活用しようとする地方公共団体がその地域の振興に寄与すると考える民間事業者に対して行われる。</p> <p>ふるさと融資は、金融機関等の借り入れとセットで行われるものであり、借入総額の20%(過疎地域、定住自立圏等は25%)以内となっている。地方公共団体が融資資金を円滑に確保できるよう資金は起債でまかなわれるが、起債同意された一般事業(地域総合整備資金貸付分:充当率100%)に係る地方公共団体の利子負担分の75%(用地取得費に係る部分は50%)については、特別交付税により措置される。(起債の元本に対しては、転貸債のため実質公債費比率に算定されない。)</p> <p>ふるさと財団は、貸付対象事業についての総合的な調査・検討を行うとともに、貸付実行・償還に係る事務を行っている。</p>
県の所管部署	所管する部署が財政課と各担当課に分かれている。各担当課においては、ふるさと融資の受付、審査及び申請事業者等との調整や貸付金の管理(返済状況や債権残高の把握)を行っている。また、財政課においては、ふるさと財団への事前協議書の提出及び貸付案件の調査検討の依頼や貸付金の資金調達(地方債の発行)を行っている。
事業開始年度	平成2年
今後の継続予定	継続予定
債権に係る管理 規程、マニュアル等	特になし
債権管理システム等	ふるさと融資償還計画・実績表

要件	
①貸付対象費用	<p>①設備の取得等にかかる費用</p> <p>ア. 「設備の取得等」とは、施設・建物の建設、取得、整備、改良若しくは補修及び土地の取得、造成等のほか、これらと合わせて取得される無形固定資産をいう。</p> <p>イ. 土地の取得費は、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度に算入可能。</p> <p>②試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用</p> <p>ア. 「付随費用」とは、貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業に係る試験研究や開発に要する費用、営業開始準備のために支出する費用等のうち、人件費・賃借料・保険料・固定資産税・支払金利・リース料に該当するもの。</p> <p>イ. 「付随費用」に対する貸付額の割合は、当該貸付額の総額の20%未満。ただし、次の場合は、貸付額の総額の50%未満とする。</p> <p>○試験研究開発用資産の取得等に係る費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合。</p> <p>○ソフトウェア開発事業又は情報処理・情報サービス事業の場合。</p>
②貸付対象事業	<p>①地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられ、下記の要件すべてを満たす民間事業者が実施する事業</p> <p>ア. 公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの</p> <p>イ. 事業地域内において、次の新たな雇用の確保が見込まれるもの</p> <p>○都道府県・政令指定都市の場合は10人以上</p> <p>○市町村（政令指定都市を除く。）の場合は5人以上</p> <p>ウ. 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2,500万円以上のもの</p> <p>エ. 用地取得等を貸付対象事業とした場合、用地取得等契約後5年以内に対象事業の営業開始が行われるもの</p> <p>※「地域振興民間能力活力事業計画」とは 地方公共団体が民間事業者等と協議のうえ、貸付対象事業要件に合致し、当該団体としても支援する必要があると判断した場合に策定するもの。</p> <p>②ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外</p> <p>ア. 第三者に売却又は分譲することを予定する施設</p> <p>イ. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設</p>

③貸付対象者	<p>法人格を有する民間事業者を対象とする。</p> <p>例：株式会社、社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、協同組合、農業協同組合。農業組合法人など。</p> <p>第三セクター（100%国・地方公共団体出資は除く）も対象となる。</p> <p>※ただし、金融業を営む者（銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等）を除く。</p>
債権保全	
①連帯保証	<p>民間金融機関の確実な連帯保証を必要とする。「民間金融機関」とは、下記の機関を想定。ただし、政府系金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等）は認めない。</p> <p>銀行、信託銀行、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫</p>
②遅延利息	<p>事業者が償還期日に償還金の支払いを怠ったときは、約定償還期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年14%の遅延利息を支払う義務がある。</p>
③繰上償還	<p>①貸付要綱・約款違反による場合</p> <p>貸付要綱第12条及び金銭消費貸借契約一般約款第6条第1項各号の繰上償還事由に該当した場合は、繰上償還の対象となる。</p> <p>&lt;法令違反・ふるさと融資制度の目的や枠組みに合致しない等の事由&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に違反したとき。</li> <li>2. 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。</li> <li>3. 貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止・廃止等を行うことにより、貸付の目的が達成されることが困難になったとき。</li> <li>4. 貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。</li> </ol> <p>&lt;債権保全上の事由&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 支払いを停止したとき又は借入人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき。</li> <li>6. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</li> <li>7. 貸付金の償還を怠ったとき。</li> <li>8. その他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。</li> <li>9. 他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申し立てがあったとき。</li> </ol>



	<p>10. 解散したとき。</p> <p>11. 保証人が第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号に定める事由の一に該当したとき。</p> <p>12. 前各号のほか地方公共団体において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</p> <p>②事業者からの申出による場合</p> <p>金銭消費貸借契約一般約款第6条第3項により、借入金の全部又は一部を繰上償還する場合は、事前に貸付団体の承認を受ける必要がある。なお、ふるさと融資の一部を繰上償還する場合は、変更契約の締結と保証金融機関の変更契約承認書が必要となる。</p>
--	--

## 1-2 県とふるさと財団との関係について

地方公共団体は、事業者からの申込みに基づき協議を行い、貸付要綱等の諸要件を満たすことを確認して、ふるさと財団に総合的な調査・検討を依頼する。

ふるさと財団においては、地方公共団体からの依頼により貸付対象事業の適格性ととともに貸付対象事業者の事業遂行にあたっての適格性について調査・検討を行い、ふるさと財団の決定に基づき、地方公共団体は申請事業者に対して貸付決定の通知を行う。

ふるさと財団は、ふるさと融資の貸付に係る貸付実行から最終償還に至るまでの事務を地方公共団体から委託を受けて行うが、地方公共団体とふるさと財団の間で事務委託料の授受は行われていない。なお、平成23年4月1日に事務委託契約を貸付事務包括委託契約へ改正しており、これにより貸付団体ごとに1貸付事務包括委託契約を締結することとなったため、一度貸付事務包括委託契約を締結した後は、双方の終了の意思表示がない限り、貸付実行を行う年度ごとに事務委託契約を締結する必要はなくなった。

## 2 貸付条件等

貸付利率	<p>0%（無利子）。</p> <p>ただし、民間金融機関からの連帯保証が必要となるので、それに係る保証料等が必要となる。</p>
貸付対象期間	連続する4年以内
償還期間	貸付から15年以内（5年以内の措置期間を含む）
貸付額	<p>貸付上限額は、次表に掲げる金額又は対象事業に係る借入総額に次表に掲げる比率（20%又は25%）を乗じた額のいずれか小さい方の額となる。貸付下限額は、概ね500万円以上となる。</p> <p>借入額総額のうち、ふるさと融資以外の額の借入金は、「民間金融機関等借入金」と呼んでおり、民間金融機関からの融資のほか、国や都道府県の制度融資、グループ会社からの借入も民間金融機関等借入金に含める。ただし、個人からの借入は、認められない。</p>

貸付額一覧表（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用（単位：億円））

		通常の地域		過疎地域・みなし過疎地域 （旧過疎地域に限る）離島 地域・特別豪雪地帯		定住 自立圏
		一般の 地域	地域再生計画 認定地域 地域力創造推 進地域 沖縄県の区域	一般の 地域	地域再生計画 認定地域 地域力創造推 進地域 沖縄県の区域	
都道府県 政令指定 都市	通常の 施設	24	30	30	37.5	37.5
	複合施 設	36	45	45	56	56
	比率	20%		25%		25%
その他市 町村	通常の 施設	6	7.5	7.5	9.3	9.3
	複合施 設	9	11.2	11.2	14	14
	比率	20%		25%		25%

（用語説明）

- ※「複合施設」とは、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう。
- ※「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する「過疎地域」をいう。
- ※「みなし過疎地域」（旧過疎地域に限る。）とは、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。
- ※「離島地域」とは、離島振興法第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島」及び小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する「小笠原諸島」をいう。
- ※「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」をいう。
- ※「地域力創造促進地域」とは、地域力創造対策実施要綱（平成21年3月31日付総行政第116号総務事務次官通知）に基づき選定された「地域力創造推進地域」をいう。
- ※「地域再生計画認定地域」とは、内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。
- ※「定住自立圏」とは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその周辺市町村をいう。（ふるさと融資は、当

	該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に限る。）
償還方法	元金均等半年賦償還（半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還する。）

### 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

（金額単位：千円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	1	1	1	2
金額	—	130,000	190,000	180,000	1,072,000
回収					
件数	8	6	6	3	3
金額	365,004	344,708	293,482	194,232	187,832
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	6	7	5	4	6
金額	1,510,986	1,296,278	1,192,796	1,178,564	2,062,732
（うち滞納分）					
（件数）	—	—	—	—	—
（金額）	—	—	—	—	—
（うち時効経過分）					
（件数）	—	—	—	—	—
（金額）	—	—	—	—	—

### 3-1 貸付実績（県の貸付実績）

平成23年度末における貸付先、貸付年度、当初貸付金額、貸付残高及び担当部署は以下のとおりである。

（単位：千円）

貸付先	貸付年度	当初貸付金額	平成23年度末残高	担当部署	コメント
A	平成11年～13年度	462,000	104,204	産業立地課	平成14年度監査にて検討済み
B	平成11年～12年度	1,660,000	355,752	広報課	
C	平成17年度	200,000	30,776	情報政策課	
D	平成20年～22年度	500,000	500,000	保健医療福祉課	
E	平成23年度	876,000	876,000	交通政策課	
F	平成23年度	196,000	196,000	交通政策課	
合計		3,894,000	2,062,732		

### 3-2 不納欠損処理の状況

平成19年度から23年度において実施された不納欠損処理はない。

## 4 財務事務執行状況の検討

### 4-1 ふるさと融資実行事務手続きの検討

ふるさと融資の事務の流れは以下のとおりである。

手 順		事業者	貸付団体	財 団	備 考	
貸付決定	①事前相談・調整	↔	↔		企画調整課	
	②ふるさと融資制度の利用の協議	→	○			
	③借入申込及び総合的な調査・検討依頼	→	→	○		
	④補足資料等の提出・調整	↔			調査課	
	⑤案件検討会			○		
	⑥調査委員会			○		
	⑦総合的な調査・検討の結果通知（総務省から起債同意予定額の通知）			←		
貸付決定通知	←					
貸付実行等	⑧貸付事務委託契約（※1）		↔		管理課	
	⑨貸付実行関係事前調整	↔	↔			
	⑩起債		○			
	⑪貸付実行	貸付金を財団口座へ振込		→		
		貸付金を事業者口座へ振込	↔			
⑫完了報告	→	→				

手 順		事業者	貸付団体	財 団	備 考
償 還	⑬償還	償還金を財団口座へ振込	→		管理課 毎償還期（半年に1度）
		償還金を貸付団体口座へ振込	←		
	⑭借入金残高状況報告書	→		毎決算期	

※1 貸付事務包括委託契約書（平成23年4月1日改正）締結済みの貸付団体は不要。

ふるさと融資の貸付事務執行に係る必要書類は以下のとおりである。平成23年度の貸付実績は交通政策課の2件（貸付総額1,072,000千円）であり、この2件について以下のとおり監査した。

区 分	提出又は作成者	必 要 書 類	交通政策課	
			A社貸付額 876百万円	B社貸付額 196百万円
借入申込及び総合的な調査・検討依頼	事業者	①借入申込書 ②事業計画書 ③事業者概要書 ④設備投資等及び資金調達計画書 ⑤年度別損益・資金収支計画書 ⑥地域総合整備資金貸付に係る意見書 ⑦過去3期分の損益計算書及び貸借対照表	○	○
	県	①財団に対する総合的な調査・検討依頼書 ②地域振興民間能力活用計画書 ③地域総合整備資金貸付要綱	○	○
貸付事務委託契約	県	①貸付事務包括委託契約証書 ②貸付決定通知書（写）	○	○
ふるさと融資の貸付実行に伴う書類	ふるさと財団	地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討結果について	○	○
	事業者	①地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書 ②請求書 ③工事請負契約書 ④保証書	○	○
	県	金銭消費貸借証書	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

#### 4-2 借入金残高状況報告書の回収事務の検討

借入人が毎事業年度終了後に鹿児島県に提出する借入金残高状況報告書について、平成23年度の回収状況を以下のとおり監査した。なお、保健医療福祉課所管の貸付については、保健医療福祉部の「粒子線がん治療研究施設整備支援事業」の監査にて検討を実施した。

(単位：千円)

貸付先	貸付年度	平成 23 年度 回収額	平成 23 年度 末残高	担当部署	借入金残高 状況報告書 の回収状況
A	平成 11 年～13 年度	38,496	104,204	産業立地課	×
B	平成 11 年～12 年度	118,568	355,752	広報課	○
C	平成 17 年度	30,768	30,776	情報政策課	○
D	平成 23 年度	-	876,000	交通政策課	—
E	平成 23 年度	-	196,000	交通政策課	—
合計		187,832	1,562,732		

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

**(指摘事項) 旧様式の借入金残高状況報告書の使用について**

平成 21 年 9 月から、民間事業者の資金調達及び償還計画の柔軟性を確保するため、ふるさと融資の融資比率を償還完了時まで維持する要件を緩和し、貸付実行後は融資比率の維持を要しないものとなった。これに伴い借入金残高状況報告書の様式も融資比率の記載が削除されている。

しかし、平成 23 年度の借入金残高状況報告書を確認したところ、産業立地課において旧様式で受理していた。業務自体に何ら影響はなかったものの、制度・様式等の変更を適時・的確に把握し、所定の様式を使用する必要がある。

**5 過年度の包括外部監査等における指摘事項と改善状況****①地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書の検査状況の検討**

平成 14 年度の包括外部監査において、地域総合整備資金貸付金の事務執行手続について監査を実施しているなかで、指摘した事項があった。

～以下、平成 14 年度の包括外部監査報告書より～

**<事業完了時の検査について>****○現状**

ふるさと財団の事務取扱によれば、貸付の対象となった事業が完了したときには、ふるさと財団に対して「地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書」（以下「完了報告書」という。）、「ふるさと融資償還計画・実績表」（以下「償還計画・実績表」という。）及び「対象施設の完成写真」を提出することとなっている。このうち、「完了報告書」と「償還計画・実績表」については貸付先に記入してもらう書類である。他方、県貸付要綱第 20 条では、以下のように規定されている。

第 20 条 借入人は、貸付対象事業を完了したときは、すみやかに、地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その完了検査を受けなければならない。

- A. 貸付対象事業の完了の事実を証する書類
- B. 貸付対象事業に要した経費の支払いの事実を証する書類
- C. 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

以上を踏まえて、監査対象とした3課7案件について、完了検査等の実施状況を調べたところ、次のとおりであった。

十分な完了検査が行われたか否かが不明	5件
十分な完了検査が実施されていた	2件

なお、完了検査については、各課統一的な運用指針等は定められていない。

### ○問題点

この「地域総合整備資金貸付金」制度は、ふるさと財団が貸付の審査及び貸付実行から償還までの事務を受託することが特徴であるが、ふるさと財団から貸付金の原資が拠出されているのではなく、貸付資金を調達するのはあくまで各地方自治体である。具体的には地方債の起債により調達し、その利息の75%は地方交付税で賄われるが、残り25%は各地方自治体の負担である。よって、資金の出し手として、資金使途の妥当性について確認義務を負うべきなのは地方自治体であり、ふるさと財団ではない。しかもその貸付資金の調達には、軽減措置があるとはいえ、間接的に県民の負担があるのも事実である。しかしながら、貸付対象事業が当初の計画どおりの事業であったかどうかや、貸付の趣旨は守られていたかどうか等について確認できる書類が残っていないケースが多いのは遺憾と言わざるを得ない。県貸付要綱第20条の規定は、その貸し手としての責任や義務を規定したものであるといえるが、それが十分に行われたか否か確認できないのは問題である。

### ○改善案

県貸付要綱第20条の規定の趣旨を再度周知徹底し、適切な運用に努める。

### ■過年度の指摘事項に対する改善状況

平成14年度の包括外部監査において監査対象となった2課2案件を除き、平成23年度の監査対象とした2課3案件について、完了検査が適切に行われたかどうかの説明できる書類の整備状況を調べたところ、以下のとおりであった。なお、保健医療福祉課所管の貸付については、保健医療福祉部の「粒子線がん治療研究施設整備支援事業」の監査にて検討を実施した。

貸付先	担当部署	貸付年度	平成23年度 未残高 (千円)	設備投資の 内容	監査結果
A	情報政策課	平成17 年度	30,776	機械設備の 新規取得	完了報告書・請求書・完成写真等の整備・ 保存状況は良好であった。
B	交通政策課	平成23 年度	876,000	事業用貸貸 ビルの新設	完了報告書・請求書・完成写真等の整備・ 保存状況は良好であった。
C	交通政策課	平成23 年度	196,000	事業用貸貸 ビルの新設	完了報告書・請求書・完成写真等の整備・ 保存状況は良好であった。

## ②貸付対象事業の状況等の調査について

平成14年度の包括外部監査において、以下のとおり地域総合整備資金貸付金に対する合理的運営に関する意見があった。

～以下、平成14年度の包括外部監査報告書より～

<貸付対象事業の状況等の調査について>

県貸付要綱第21条では、以下のように規定されている。

### (調査等)

第21条 知事は、貸付金の使途の確認又は貸付金に係る債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等について必要に応じて調査等を行い、又は借入人から報告を調ることがある。

この条文は、貸付後、貸付金が当初の目的どおりに使用されているか、又は債権回収に問題はないかといったことについて、県に調査する権限があることを規定しているものと解される。しかし、実際のところ監査対象とした案件に関しては、対象事業についてそれらの調査を行った案件はなかった。

確かに上記規定は義務規定ではないため、資金使途が明確であり、かつ債権保全上、問題がなければ調査等の必要はない。しかし、それから一步踏み込んだ視点での事後検証、すなわち貸付対象事業が及ぼす効果についての評価・検証がなされるべきではないかと考える。そもそもふるさと融資制度の意義は、「地域の振興」にある。具体的には、新たな雇用の創出、地域からの資材・材料調達、流通過程の活性化、観光客の誘致、地域の交通・情報基盤の整備、都市機能の充実、医療・福祉・文化の向上等、さまざまな公益的な効果が期待されており、無利子という優遇措置があるのもその趣旨からであると解される。それらの目的に合致し、一定の効果があつたかどうかを検証するという観点からは、貸付前における目的適格性の検証のみならず、貸付実行後における貸付対象事業の効果検証を行い、以後の諸施策に生かしていくことが重要と考える。

### (意見) 貸付対象事業の状況等の調査について

平成14年度の包括外部監査における上述の意見をふまえ、今回の監査において検討した5課6案件の貸付について調査等の実施状況を確認したところ、いずれも実施されていなかった。

県としては、貸付先に県貸付要綱第21条のような状況がみられないため調査等の実施は不要であると判断していたと思われる。しかし、平成14年度の包括外部監査における意見にもあるとおり、ふるさと融資の目的を果たすためにも今後の融資に生かせるような事後検証を行うことも重要であると思われる。



## I-2 財政課 地域総合整備資金貸付金

(1-2-5 地域医療整備課 粒子線がん治療<sup>1</sup>研究施設整備支援事業)

### IV-4 地域医療整備課 粒子線がん治療研究施設等 整備資金貸付金

(注) 当該債権に関しては、財源及び所管部署等は異なっているが、目的及び貸付先が同一と考えられるため、まとめて記載している。

#### 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要	
根拠法令等	①	地域総合整備資金貸付要綱 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱
	②	鹿児島県粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付要綱
事業目的	①	県が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援することにより活力と魅力ある地域づくりを推進するため、 <u>財団法人地域総合整備財団の支援</u> の下に民間事業者等に対して地域総合整備資金を貸し付けるもの。
	②	先端医療、予防医学、こころの健康及び創薬研究を総合的に推進する「 <u>メディオリス指宿</u> 」構想の中核である、粒子線がん治療・研究施設整備に必要な資金を貸し付ける。
期待される成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の多い本県の総合的がん対策への寄与</li> <li>・がん治療研究の拠点となる高度先進的な施設としての効果（救命率の向上などがん医療水準の向上、QOL<sup>2</sup>の向上、<u>県立がんセンターとしての機能</u>）</li> <li>・乳がん治療研究も行う九州初の「<u>がん粒子線治療研究センター</u>」としての効果</li> </ul>	
事業開始年度	平成 20 年度	
今後の継続予定	平成 22 年度終了	
貸付対象者	財団法人メディオリス医学研究財団	

<sup>1</sup> がん治療に利用される放射線は、大きく光子線と粒子線の2つに分けられます。光子線とは、電磁波であり、X線・ガンマ線など従来の放射線治療に利用されています。粒子線は、その名のとおり、水素の原子核・炭素の原子核等の粒子を利用した放射線で、これらの粒子を用いた放射線治療を「粒子線治療」と呼んでいます。米国では、陽子線（水素原子核）を用いた治療が主体に行われ、良好な治療成績が得られており、当センターでも陽子線を用いた粒子線治療を行っています。（財団法人メディオリス医学研究財団のホームページより抜粋）

<sup>2</sup> 「クオリティ・オブ・ライフ」の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。人生の質。生命の質。（大辞林より）

貸付対象	財団が行う次の事業に関する経費 (1)粒子線がん治療研究施設の整備事業 (2)前号に規定する事業に付帯する施設・設備整備事業	
債権に係る管理 規程、マニュアル等	①	—
	②	県債権管理規則
債権管理システム等	①	・ふるさと融資償還計画表 ・ふるさと融資債権管理簿
	②	・粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付金償還計画表 ・粒子線がん治療研究施設等整備資金貸付金債権管理簿
債権保全	㈱鹿児島銀行の連帯保証	

平成20年度に開始された「メディポリス指宿」構想の中核である「粒子線がん治療・研究施設整備」に必要な資金の貸付であり、資金貸付自体は22年度に終了しているが、当該事業に係る全体計画は下の3に記載のとおりである。

[参考]メディポリス指宿構想について（出所：㈱新日本科学のホームページ）

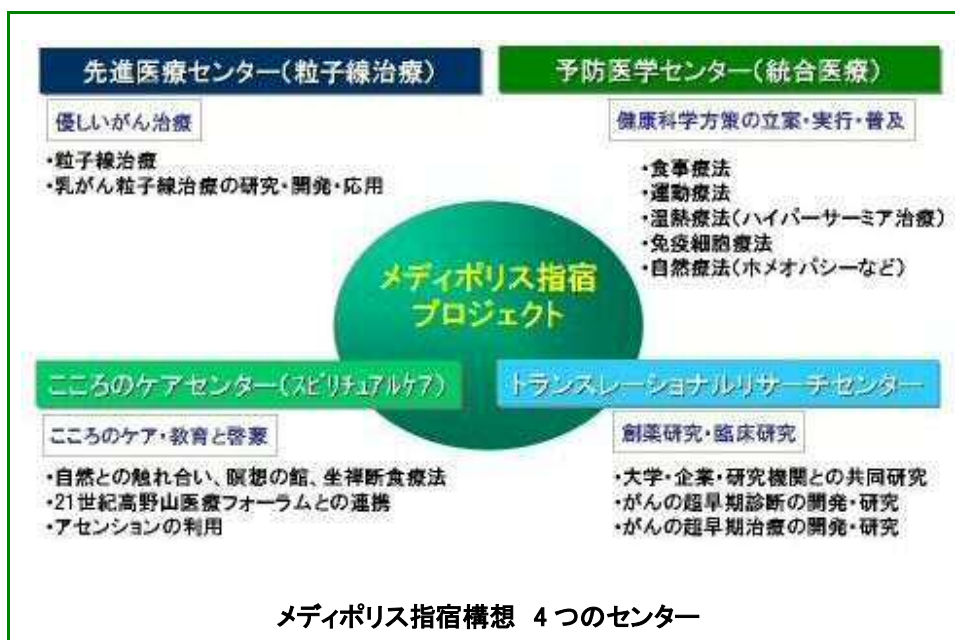
メディポリス指宿構想とは、鹿児島県、鹿児島県医師会、指宿市、指宿医師会、地元の民間企業等に加えて、鹿児島大学との協働を視野に入れた、産・官・学の協力体制で取り組んでいるプロジェクトです。

深刻化しつつある生活習慣病の蔓延、加速する超高齢化社会を背景として、健康に対する関心は年々高まっています。

このような環境のもと、行政、医療機関や研究機関、企業・団体等がそれぞれに健康に寄与する活動を行っていますが、メディポリス指宿構想では、健康に関わる医療、研究、産業の分野を包括的に取り組み、「南九州から世界に向けて“光”を放つ医療」を基本コンセプトとし、健康への強い社会的ニーズに総合的に応えることができる医療産業都市の構築を目指しています。

その舞台となる『メディポリス指宿』は、総敷地面積が103万坪（東京ドーム約77個分）という壮大な規模を有しており、風光明媚な景観と豊かな大自然に恵まれた施設です。

具体的には、「予防医学」、「高度先端医療」、「こころのケア」、「創薬研究」の4つの分野を柱とし、それぞれの分野で活動の中心となるセンターを順次開設してまいります。



## 2 貸付条件等

当債権の貸付条件等は次のとおりである。

項目	摘要	
貸付利率	無利子	
最終償還期日	①	平成 37 年 1 月 15 日（平成 22 年度貸付分）
	②	平成 42 年 1 月 15 日（平成 22 年度貸付分）
契約保証金	免除	

無利息で契約保証金もない貸付金となっている。

「金銭消費貸借契約書」によると、①の地域医療整備課発生の貸付金返済については、平成 20 年度貸付分 130 百万円は 25 年 7 月から 35 年 1 月までの元金均等半年賦償還、21 年度以降の貸付分もそれぞれ 1 年遅れで、同様の償還方法となっている。

一方、②の地域医療整備課発生の貸付金返済については、平成 20 年度貸付分 364 百万円は 35 年 7 月から 40 年 1 月までの元金均等半年賦償還、21 年度以降の貸付分もそれぞれ 1 年遅れで、同様の償還方法となっている。

## 3 全体事業計画

当事業の「全体計画」では次のとおり平成 18 年から開始されており、現状では平成 27 年度までのものが作成され事業が進行している状況である。

(単位：百万円)

年度	事業内容		事業費	内 訳				試験研究費補助 ※2	企業立地補助金
				財団	国補助金 ※1	ふるさと融資	県単貸付		
18	事前調査		47		47				
19	基本・実施設計		188	125	63				
20	建物建築 装置製作 据付等 医療機器 施工監理	進 捗 率	13%	1,198	180	524	130	364	
21			49%	4,533	2,779	1,032	190	532	
22			38%	3,505	1,977	844	180	504	
小計(20~22年度)			9,236	4,936	2,400	500	1,400		
23~	開業 治療・研究の実施		1,600		1,000 (5年間)			100 (5年間)	500 (23年度)
合計 (18~27年度)			11,071	5,061	3,510	500	1,400	100	500
								県助成額	2,500

※1 放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金（文部科学省所管）

※2 放射線利用試験研究等事業補助金

平成 23 年度に開業して治療・研究が実施されていることから、現状での事業評価は難しく、今後の事業成果に期待するということであろうか。県の役割としての県民の福祉にどれだけ貢献しているかという尺度が重要と考える。

#### 4 最近5年間の当該債権の状況及び回収可能性について

最近5年間における当該債権の発生及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生（地域医療整備課①）					
件数	—	1	1	1	—
金額	—	130,000	190,000	180,000	—
発生（地域医療整備課②）					
件数	—	1	1	1	—
金額	—	364,000	532,000	504,000	—
年度末残高 合計					
件数	—	1	2	3	3
金額	—	494,000	1,216,000	1,900,000	1,900,000

平成20年度から3年間にわたって合計19億円が貸付けられている。

なお、当該債権の回収可能性については現状での判断は難しいが、銀行の連帯保証もあり保全措置としては問題ないものと判断する。

##### 【参考】費用の助成について

保健福祉部地域医療整備課における「所管行政の重点事項」の「粒子線乳がん研究支援事業」として、(財)メーボリス医学研究財団が「がん粒子線治療研究センター」で行う粒子線による乳がん治療研究に対する費用の助成を行っているが、その状況は次のとおりである。

##### ①粒子線乳がん研究支援事業

(単位 金額：千円、割合：%)

摘要	平成23年度			対前年度 支出済額	支出済額 対予算比
	予算現額	支出済額	不用額		
金額	360,359	349,687	10,671	皆増	97.04
(財源内訳)					
国庫支出金	327,400	317,880	9,520	皆増	97.09
一般財源	32,959	31,807	1,151	〃	96.50

がん医療水準の向上を図り、本県がん対策を総合的に推進するために、(財)メーボリス医学研究財団が「がん粒子線治療研究センター」で行う粒子線による乳がん治療研究に要する費用の助成が実施されている。

##### ②粒子線がん治療費利子補給事業

(単位 金額：千円、割合：%)

摘要	平成23年度			対前年度 支出済額	支出済額 対予算比
	予算現額	支出済額	不用額		
金額	776	30	745	皆増	3.87
(財源内訳)					
一般財源	776	30	745	〃	3.87

県民が粒子線治療を受けやすい環境を整備するため、メーボリス指宿「がん粒子線治療研究センター」において治療を受ける県民やその家族等が治療費を金融機関から借り受けた場合の利子の一部について助成が実施されている。なお、平成23年度の補給実績は患者等1名である。

## 総務部 県民生活局の債権

### I-3 人権同和対策課 地域改善対策専修学校等奨学資金貸付金

#### 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 55 年 4 月 1 日（鹿児島県地域改善対策専修学校等進学奨励金支給要綱）</li> <li>・昭和 62 年 10 月 1 日（鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金貸与要綱）</li> <li>・平成 12 年 4 月 1 日（鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金貸与規則）</li> </ul> <p>※平成 14 年 3 月 31 日をもって規則は失効、平成 14 年度 4 月以降は、経過措置として継続申請者のみ効力を有する。</p>
目的及び成果	<p>対象地域に居住する同和関係者の子弟で経済的理由により、専修学校又は各種学校への入学が困難な者に対し、奨学資金を貸与することにより、免許又は資格取得の促進を図り、同和関係者の職業安定及び生活の向上に資する。</p>
事業開始年度	昭和 62 年度
今後の継続予定	<p>平成 13 年度をもって廃止。現在、貸付金の償還事務のみ。 (参考)平成 14 年度以降の奨学金の取扱い</p> <p>当該奨学金貸付制度は、地対財特法に規定する対象地域を要件とする特別対策であり、平成 13 年度末の同法の失効とともに貸付制度も廃止され、経過措置による貸付も平成 14 年度末で終了した。(平成 13 年度末で在学中の者は平成 14 年度末の卒業まで延長された。)</p> <p>平成 14 年度以降は、修学意欲があっても経済的理由で就学が困難なものは一般の奨学金制度を活用してもらうこととなった。</p> <p>奨学金の主なものとしては、日本学生支援機構（旧日本育英会）及び鹿児島県育英財団が所管するものがある。</p> <p>たとえば、専修学校等の専門課程の場合では、日本学生支援機構には無利子と有利子の 2 種類の奨学金があり、いずれも学力基準や所得基準があるものの、有利子の方の基準が緩やかになっている。</p> <p>また、県育英財団の奨学金は、貸与額・学力基準等は日本学生支援機構の無利子の奨学金に近い内容となっている。</p>

貸付対象者	<p>(1) 県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること。</p> <p>(2) 専修学校等で法令に基づく免許若しくは資格を取得できる課程（修業年限が1年以上であるものに限る。）又は、法令に基づく免許若しくは資格を取得するための受験資格を取得できる課程（修業年限が1年以上であるものに限る。）に在学する者であって、修学の意欲が十分な者であること。</p> <p>(3) 低所得世帯に属し、経済的な理由により就学が困難なものであること。なお、「低所得世帯」とは、奨学資金の貸与を受ける者の属する世帯の全収入が、日本育英会が貸与を行う場合の収入金額以下の世帯をいう。</p> <p>(4) 日本育英会法（昭和59年法律第64号）に基づく学資金、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく修学資金、鹿児島県育英財団による奨学金又は県の制度による修学に必要な資金の貸与又は支給を受けていない者であること。</p>			
奨学資金の種類及び貸与額	奨学資金の種類	区分	平成13年度貸与額	平成14年度貸与額
	奨学金	高等課程	月額25,500円	—
		専門課程	月額51,000円	月額51,000円
	通学用品等助成金	高等課程	一時金30,600円	—
		専門課程	一時金61,750円	—
債権に係る管理 規程・マニュアル等	地域改善対策専修学校等奨学資金債権管理マニュアル			
債権管理システム等	専修学校等奨学資金貸与台帳、専修学校等奨学資金返還台帳			
債権保全	借入に際しては、連帯保証人を要する。			

## 2 貸付条件等

貸付金利	0%（無利子）
貸付期間	原則として、当該専修学校等の学則で定める就業年数に相当する期間以内
保証人	1人
返還期間	専修学校等を卒業後、6か月を経過してから20年以内
返還の方法	月賦、半年賦、年賦の方法による。（ただし、繰上償還も可能）
返還の猶予	<p>① 学校教育法に基づく学校又は専修学校等に在学しているとき（卒業まで）</p> <p>② 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、著しく返還が困難となったとき。（その理由が継続する期間）</p>

返還の免除 (条例)	(1) 全部又は一部の免除										
	①死亡し、又は心身に著しい障害が生じたとき。 ②長期間（3年以上継続）所在不明となったとき。										
(2) 貸与した奨学資金の5/20の額を限度として免除											
以下の要件を満たす場合、将来5年間を限度として当該期間の返済額が免除される。したがって、返還免除の要件を満たす以前に未納額がある場合、免除の対象とはならない。また、免除期間経過後、引き続き返還の免除を求める場合、新たに返還免除の申請を行う必要がある。											
①市町村民税所得割非課税世帯であるとき。 ②奨学資金の貸与を受けた者の年間の収入の合計額が、生活保護基準に基づき算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき。（例外あり）											
(参考)											
①本事業は、昭和55年4月1日に全額給付制で制度化されたが、昭和61年12月11日の地対協意見具申を受け、文部省所管の地域改善対策高等学校等進学奨励事業が昭和62年10月1日から給付制から貸与制に変更されたので、同種の事業である本事業についても、同様に昭和62年10月1日から貸与制に変更された。											
②なお、給付制から貸与制への変更に伴い、一定の要件に該当する場合には、奨学資金の返還債務の全部又は一部を免除することとし、進学意欲に支障をきたさないように配慮した。（昭和62年10月12日返還免除条例の制定）											
③「鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則」の一部を改正し、平成7年3月22日から施行した。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準</td> <td>奨学生の属する世帯の収入</td> <td>                     奨学生本人の収入                      (例外)                      ①奨学生がその父母と同居している場合                      奨学生の属する世帯の全構成員の収入の合計額                      ②奨学生がその父母と同居していない被扶養者の場合                      奨学生及びその父母の収入（奨学生及びその父母の収入のいずれもが収入基準を満たしている必要がある。）                 </td> </tr> <tr> <td>免除額の上限</td> <td>貸与額の1/20</td> <td>貸与額の5/20</td> </tr> </tbody> </table>				旧	新	収入基準	奨学生の属する世帯の収入	奨学生本人の収入 (例外) ①奨学生がその父母と同居している場合 奨学生の属する世帯の全構成員の収入の合計額 ②奨学生がその父母と同居していない被扶養者の場合 奨学生及びその父母の収入（奨学生及びその父母の収入のいずれもが収入基準を満たしている必要がある。）	免除額の上限	貸与額の1/20	貸与額の5/20
	旧	新									
収入基準	奨学生の属する世帯の収入	奨学生本人の収入 (例外) ①奨学生がその父母と同居している場合 奨学生の属する世帯の全構成員の収入の合計額 ②奨学生がその父母と同居していない被扶養者の場合 奨学生及びその父母の収入（奨学生及びその父母の収入のいずれもが収入基準を満たしている必要がある。）									
免除額の上限	貸与額の1/20	貸与額の5/20									

## 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。(金額単位:千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
回収					
件数	43	53	53	49	47
金額	4,661	5,993	4,394	3,853	4,153
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	62	59	53	50	44
金額	40,828	34,835	30,441	26,588	22,435
(うち滞納分)					
(件数)	33	23	17	17	14
(金額)	8,349	5,938	5,125	4,765	4,176
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

## 3-1 貸付実績 (県の貸付実績)

## ① 貸与の状況 (平成23年度末現在)

(単位:千円)

年 度	貸与金額	備 考
平成7年度まで	39,711	昭和62年10月1日から貸与制度に変更 47人
平成8年度	7,771	新規貸与8人
平成9年度	8,326	新規貸与6人
平成10年度	6,305	新規貸与3人
平成11年度	7,226	新規貸与8人
平成12年度	6,917	新規貸与3人
平成13年度	5,693	新規貸与3人
平成14年度	1,836	新規貸与0人
合 計	83,786	実人員78人



## ②返還状況（平成23年度末現在）

（単位：千円）

区 分		残 高	比 率	比 率	摘 要
返還期到来分	免除額	20,363	24.3%	31.1%	実人員 50 人
	納入済額	40,988	48.9%	62.5%	
	未納額	4,175	5.0%	6.4%	実人員 14 人
	計	65,526	78.2%	100.0%	
返還期未到来分		18,259	21.8%	-	44 人
貸与額		83,786	100.0%	-	貸与実人員 78 人

平成23年度末の未納額4,175千円は、過年度分3,895千円、平成23年度発生分280千円である。免除額の実人員は、一部免除の者も含まれている。免除額は貸与総数78人に対し50人、累計で20,363千円と貸付総額の約25%を占めており、未納額を合わせると約30%となっている。

## ③年度別収入未済額調べ

（単位：千円、%、人）

調定年度	調定額	年度別決算 時収入済額	年度別決算時 収入未済額	収入割合	23年度未収 入未済額	未納者数
平成9年度まで	7,173	5,882	1,290	82.0	327	10
平成10年度	1,562	936	626	59.9	46	2
平成11年度	2,201	1,331	870	60.5	167	3
平成12年度	2,672	1,739	932	65.1	261	4
平成13年度	2,903	1,922	981	66.2	288	5
平成14年度	3,711	2,633	1,077	71.0	315	6
平成15年度	3,716	2,592	1,124	69.8	306	6
平成16年度	2,743	1,714	1,028	62.5	294	5
平成17年度	3,568	2,580	988	72.3	374	6
平成18年度	2,695	590	2,104	21.9	383	5
平成19年度	3,551	2,376	1,175	66.9	342	7
平成20年度	2,394	1,923	470	80.3	304	5
平成21年度	2,190	1,881	309	85.9	234	5
平成22年度	2,052	1,725	327	84.1	246	5
過年度計	43,139	29,830	13,308	69.1	3,894	実13
平成23年度	2,072	1,792	280	86.5	280	実1（新規）
合 計	45,211	31,623	13,588	69.9	4,175	実14

## ④年度別返還免除額

(単位：千円、人)

年 度	返還免除額	延べ人数	備考
平成9年度まで	2,899	80	
平成10年度	949	20	
平成11年度	972	18	
平成12年度	1,039	18	
平成13年度	1,047	18	
平成14年度	1,333	22	
平成15年度	1,425	24	
平成16年度	1,318	23	
平成17年度	1,410	24	
平成18年度	1,326	22	
平成19年度	1,130	20	
平成20年度	1,187	23	
平成21年度	1,390	26	
平成22年度	1,440	27	
平成23年度	1,490	27	
合 計	20,363	—	実人員 50 人

同事業の償還免除規定は、将来 5 年間を限度として、その償還義務を免除するものである。上記表の延べ人数は、年度毎の返還免除額の対象人数であり、償還免除が認められた実人数は 50 人である。

## 3-2 不納欠損処理の状況

当該貸付制度開始以降、平成 23 年度までにおいて実施された不能欠損処理はない。

## 4 債権の管理

## 4-1 分類別債権残高の状況

「地域改善対策専修学校等奨学資金債権管理マニュアル」による「債権分類基準及び対応策」が作成されており、借入者ごとに適切な管理・回収を行うための債権分類を行っている。延滞が生じた場合は、関係市町及び隣保館と連携を密にして、債権分類に応じた納付指導により未収債権の早期回収を図っている。この分類に基づく債権残高は次のとおりである。

債権分類	分類基準	納入指導	人数 (人)	金額 (千円)
分類 I	納期限内納入しているもの又は償還期未到来のもの	<p>① 納入通知書送付時の指導 関係市町及び隣保館を通じ、借入者への期限内納入の指導及び繰上償還の周知を行う。</p> <p>② 初回償還期到来時の指導 借用証書及び償還計画書提出時に、関係市町及び隣保館を通じ、計画的納入の指導とともに一括償還及び返還免除制度の周知を行う。</p>	—	—
分類 II	延滞が1年未満のもの	<p>① 延滞者の状況調査 延滞が発生したときは、関係市町及び隣保館を通じた調査により、延滞者の生活状況等を的確に把握する。</p> <p>② 文書による督促 関係市町及び隣保館を通じ、延滞者に対し文書督促を行う。</p> <p>③ 分割納入の指導 延滞金の一括償還が困難なものについて、分割納入の指導を行う。</p> <p>④ 延滞解消強化月間における督促 債権の固定化防止のため、毎年5月を「延滞解消強化月間」と定め、電話又は訪問等により、延滞金の早期納入の督促を行う。</p>	1	31
分類 III	延滞が1年以上のもの	<p>① 文書による督促 関係市町及び隣保館を通じ、延滞者に対し文書督促を行う。</p> <p>② 電話・訪問による督促 延滞者及び連帯保証人に対し、電話・訪問により延滞金の早期償還の督促を行う。</p> <p>③ 償還計画の見直し 延滞者に対し、現償還計画に問題があると認めるものについて見直しを指導する。</p> <p>④ 分割納入の指導 延滞金の一括償還が困難なものについて、分割納入の指導を行う。</p> <p>⑤ 法的措置による回収 延滞者又は連帯保証人が償還能力を有するにもかかわらず、再三の督促に対し償還意思を示さないものについては、法的措置による回収を検討する。</p>	13	4,143
分類 IV	借入者が死亡又は心身に著しい障害を生じたもの 借入者が長期間所在不明のもの	<p>① 返還金の免除 借入者が、死亡又は著しい障害を生じた場合、もしくは長期間所在不明となった場合は、償還金の全部又は一部を免除する。</p> <p>② 不納欠損処分 借入者が①に該当するもので延滞金がある場合は、不納欠損処分の手続きを行う。</p>	—	—

## 4-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
新規延滞の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の通知書送付時に、期限内納付、未納分の早期納付等について文書にて指導</li> <li>・長期滞納者に対して年4回程度自宅訪問を実施。</li> <li>・現年度調定未納分に対して、7月、10月、1月に督促状を送付。</li> <li>・過年度未納分に対しては、随時文書及び電話にて納入指導を実施。</li> </ul>

## 5 債権の開示について

鹿児島県の平成23年度財務諸表に開示されている金額は以下のとおりである。

項目	金額(千円)	コメント
貸借対照表価額	14,920	
長期延滞債権	7,483	内訳は、平成22年度以前滞納があるもの3,895千円、平成23年度に新たに発生した滞納249千円及びこれらの平成24年度以降歳入の調定予定額3,339千円である。
回収不能見込額	—	
うち長期延滞債権	—	

長期延滞債権として返済が滞っているものの貸付金残高を開示しているが、これらについては特に回収不能見込額を見積もっていない。

## 6 債権管理に関する課題等

現在課題となっている事項	他県で採用されている方法で回収促進等に有効と思われる方策	県で今後採用を検討している方策
延滞者の不定期な少額分納による未収債権の固定化及び回収期間の長期化から、早期の回収が困難な状況にある。	専門家(弁護士、司法書士等)による相談や面接	面談・電話連絡等を随時実施し、早期返済を促す。

(参考) 債権回収業務における弁護士等との契約はない。

**(意見) 債権の回収促進について**

償還免除の適用を受けた債務者があるが、この償還免除制度は将来5年間の償還義務を免除するものであるため、過去の未返済額については延滞債権として残ることとなる。

しかし、そもそも償還免除の要件を満たす者が、将来、債務を返済することができる可能性は低いといえる。このような債務者についても面談や電話連絡等を随時行うなど、長期間人的資源を投入することは非効率的であると考えられる。今後の検討課題と思われる。

**(意見) 回収不能見込額について**

公表されている平成23年度「鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表」の貸借対照表に計上されている期末残高については「回収不能見込額」が計上されていないが、現在貸付実施中の債権2,713千円については返還免除の適用により回収が見込まれていないと推測されるので、今後の計上の要否について明確にしておく必要があると考える。

## II 企画部の私債権

### II-1 離島振興課 独立行政法人奄美群島振興開発基金貸付金

#### 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	奄美群島振興開発特別措置法
概要	<p>県は、昭和 43 年から融資業務の貸付原資を貸し付けているが、その財源は財政融資資金からの特別転貸債である。</p> <p style="text-align: center;">国（特別転貸債）→県（貸付金）→基金</p> <p style="text-align: center;">0.7%                      0.7%</p> <p>（例：H20 貸付（平成 21 年 3 月 25 日時点）の貸付金利）</p> <p>財政融資資金は、その貸付先が財政融資資金法（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 100 号）第 10 条に定められており、奄美群島振興開発基金は含まれていないため、いったん県に貸し付け、県はそれを基金に同条件で貸し出している。したがって、県は奄美群島振興開発基金からの返済額をそのまま国に返済することとなっている。</p>
目的	奄美群島振興開発事業に伴う必要な資金を供給することとしているが、貸付回収金（既存財源）を充当してもなお不足する貸付財源を確保する。
事業開始年度	昭和 43 年度
今後の継続予定	継続中
債権に係る管理 規程、マニュアル等	なし
債権管理システム等	基金転貸資金償還表
債権保全	なし
奄美群島振興開 発特別措置法（貸 付金関連条項抜 粋）	<p>（業務の範囲）</p> <p>第 17 条 基金は、第 11 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。</p> <p>2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。</p>

	<p>3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。</p> <p>4 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。 （長期借入金及び奄美群島振興開発債券）</p> <p>第20条 基金は、第17条第2号及び第3号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立って自己の債券の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5 基金は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行の事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。</p> <p>6 会社法（平成17年法律第86号）第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。 （償還計画）</p> <p>第21条 基金は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>
--	--

## 2 貸付条件等

貸付金利	貸付日現在の財政融資資金貸付金利
貸付の時期	毎年3月1日
返済時期	毎年3月1日及び9月1日（措置期間なし）
返済条件	半年賦の元利均等7年返済（平成12年度までの貸付は10年）
違約金	貸付金の元金又は利息を所定の期日までに償還しなかったときは、当該期日の翌日から償還した日までの日数に応じ、当該償還しなかった元金又は利息の金額に年10%の割合を乗じて得た金額を違約金として支払う。

### 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	1	1	—	—	—
金額	300,000	100,000	—	—	—
回収					
件数※1	7	7	6	5	3
金額	588,419	538,695	356,671	261,390	85,944
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	7	6	5	3	3
金額	1,389,930	951,235	594,564	333,174	247,230
(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

※1 回収の件数は当該年度の完済件数を記載している。

#### 3-1 貸付実績（県の貸付実績）

##### ① 過年度における貸付実績

(金額単位：百万円)

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
900	1,100	700	—	400	—	—	200
2%	1.6%	0.7%	—	0.6%	—	—	1.2%

なお、19年度の利率は年0.8%、20年度は年0.7%である。



## ②今後の償還計画

平成18年度から20年度貸付分については未償還額(247,230千円)があり、今後の償還計画は下表のとおり。(平成21年度以降は貸付実績なし)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
18年度貸付	29,255 (619)	29,607 (267)	—	—	58,862 (886)
19年度貸付	43,195 (959)	43,541 (613)	43,890 (264)	—	130,627 (1,836)
20年度貸付	14,284 (379)	14,384 (279)	14,485 (178)	14,587 (77)	57,741 (913)
計	86,734 (1,957)	87,533 (1,158)	58,376 (442)	14,587 (77)	247,230 (3,635)

\* 下段括弧書きは利子分で外書き。

## 3-2 不納欠損処理の状況

当該貸付制度開始以降、平成23年度までにおいて実施された不納欠損処理はない。

## 4 財務事務執行状況の検討

## 4-1 貸付事務の執行状況

独立行政法人奄美群島振興開発基金は国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、鹿児島県に借入の申請を行う。鹿児島県は国土交通大臣及び財務大臣の認可を確認し、貸付の実行を行う。直近の貸付である平成20年度分(100,000千円)についての事務執行状況について、監査手続を実施した。

作成者	貸付事務執行関連書類	提出先	監査実施の結果
奄美群島振興 開発基金	独立行政法人奄美群島振興開発基金の 長期借入金の認可について(申請)	国土交通大臣 財務大臣	○
	独立行政法人奄美群島振興開発基金の 長期借入金の認可申請について	県	○
県	独立行政法人奄美群島振興開発基金の 長期借入金の認可申請について(進達)	国土交通大臣 財務大臣	○
国土交通大臣 財務大臣	独立行政法人奄美群島振興開発基金の 長期借入金の認可について	奄美群島振興 開発基金	○
県	資金の貸借契約書		○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

#### 4-2 貸付金の回収事務の執行状況

貸付金の回収は9月1日と3月1日の年2回となっている。離島振興課において、各年度別の9月・3月償還予定額をまとめた「奄美群島振興開発基金への貸付金に係る特別転貸債償還表」を作成する。

回収日の前月に離島振興課にて貸付金に係る償還金に関する歳入の調定票を起票し、関連部署の決裁を受ける。

そして、奄美群島振興開発基金に「納入通知書兼領収書」「納付書」「領収済通知書」を送付し、後日銀行の受付印が押印された「納入通知書兼領収書」を回収する。

貸付金の回収事務の執行状況について、平成23年度の9月・3月償還金に関する事務執行状況について監査手続を実施した。

貸付金回収事務の関連書類	平成23年9月償還金 (42,873千円)	平成24年3月償還金 (43,070千円)
奄美群島振興開発基金への貸付金に係る特別転貸債償還表	○	○
歳入の調定票	○	○
納入通知書兼領収書	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

#### [参考]

奄美群島振興開発（奄振）基金の在り方を検討するワーキンググループの第3回会合は5日、国土交通省であった。一般の金融機関を補完する基金の役割を「引き続き奄美群島の振興開発に必要な政策金融を担う機関」と位置付けた報告書案が提示され、了承された。

報告書で重視されたのは、基金から事業者への助言や情報提供機能の強化。従来の融資、保証業務の中で、経営相談など地域により密着した立場で助言・指導することで、融資の拡大や債権管理を図る。

約58億円の繰越欠損金を抱える基金の財務については、当面は単年度黒字を目標に欠損金の増加を防ぎ、2013年度中に中期計画を策定する。（中略）基金は奄振法に基づき、一般の金融機関との取引が困難な中小、零細企業を支援する機関として設立された。（平成25年3月6日南日本新聞より抜粋）

## II-2 交通政策課 山川・根占航路安定的運航確保事業貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要
根拠法令等	山川・根占航路安定的運航確保事業 実施要領 (注)当該事業は鹿児島県独自事業である。
事業目的	山川・根占航路について、大型車も積載可能な船舶による早期の運航再開と航路の安定的な維持・確保を図ることを目的として、有限会社南九船舶（以下「南九船舶」という。）に新船建造に対する貸付を行う。
期待される成果	就航する船舶の建造に無利子融資を行い、運航会社の安定的な経営に資することで、航路の維持・確保が図られる効果が期待される。
事業開始年度	平成 23 年度
今後の継続予定	今後の追加貸付は予定していない。
貸付対象者	南九船舶
貸付対象	南九船舶が実施する山川・根占航路で運航する船舶（以下「対象船舶（フェリーなんきゅう）」という。）の建造事業に対する貸付
債権に係る管理 規程、マニュアル等	鹿児島県債権管理規則
債権管理システム等	鹿児島県債権管理規則第 17 条第 1 項に規定する債権管理簿
債権保全	① 連帯保証人 以下に掲げるすべての者を連帯保証人とする。 ・南九船舶の代表取締役社長 ・南九エンジンドック* ・南九エンジンドックの代表取締役社長 ② 担保 当貸付により建造する対象船舶 ③ 損害保険 対象船舶について、損害保険を付し、鹿児島県を質権者として質権を設定している。
* 南九エンジンドックは南九船舶の親会社である。なお、南九エンジンドックと南九船舶の代表取締役社長は異なる。	

## 2 貸付条件等

貸付金額	1億円																																							
貸付実効日	平成23年8月31日																																							
貸付利率	0%（無利子）																																							
償還期間（うち据置期間）	<p>14年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>船舶抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書（以下、「契約書」という。）における償還表の内容は以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">償還年月日</th> <th>償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1回</td><td>平成27年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成28年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成29年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成30年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>平成31年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>平成32年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>平成33年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>平成34年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第9回</td><td>平成35年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第10回</td><td>平成36年3月31日</td><td>9,091千円</td></tr> <tr><td>第11回</td><td>平成37年3月31日</td><td>9,090千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>100,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、契約書において、繰り上げ返済について以下の定めを設けている。</p> <p>第4条（繰り上げ返済）  （南九船舶（以下「乙」という。）は第2条（支払方法）の定めにかかわらず、本件債務の全額又は一部を繰り上げて返済することが出来る。</p>	償還年月日		償還額	第1回	平成27年3月31日	9,091千円	第2回	平成28年3月31日	9,091千円	第3回	平成29年3月31日	9,091千円	第4回	平成30年3月31日	9,091千円	第5回	平成31年3月31日	9,091千円	第6回	平成32年3月31日	9,091千円	第7回	平成33年3月31日	9,091千円	第8回	平成34年3月31日	9,091千円	第9回	平成35年3月31日	9,091千円	第10回	平成36年3月31日	9,091千円	第11回	平成37年3月31日	9,090千円	合計		100,000千円
償還年月日		償還額																																						
第1回	平成27年3月31日	9,091千円																																						
第2回	平成28年3月31日	9,091千円																																						
第3回	平成29年3月31日	9,091千円																																						
第4回	平成30年3月31日	9,091千円																																						
第5回	平成31年3月31日	9,091千円																																						
第6回	平成32年3月31日	9,091千円																																						
第7回	平成33年3月31日	9,091千円																																						
第8回	平成34年3月31日	9,091千円																																						
第9回	平成35年3月31日	9,091千円																																						
第10回	平成36年3月31日	9,091千円																																						
第11回	平成37年3月31日	9,090千円																																						
合計		100,000千円																																						
特約	<p>契約書 第5条として「乙は、鹿児島県（以下「甲」という。）からの本件借入金を、本件船舶の建造資金の一部として使用するものとし、その他の用途に流用してはならない。」と定め、その使用用途を山川・根占航路用の新船造船用資金に限定している。</p>																																							

## 3 山川・根占航路安定的運航確保事業の内容について

当該貸付は「山川・根占航路安定的運航確保事業」として実行されている。当該事業の具体的内容は以下のとおりである。

1. 事業目的	山川・根占航路について、大型車も積載可能な船舶による早期の運航再開と安定的な維持・確保を図るため。										
2. 事業主体	鹿児島県										
3. 事業内容	（南九船舶が行う新船建造に対して無利子融資による支援を行う。										
4. 経費内訳	融資額 1億円										
5. その他	<p>①新船造船の資金計画</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>鉄道運輸機構（国）</td><td>100,000千円</td></tr> <tr><td>鹿児島県融資</td><td>100,000千円</td></tr> <tr><td>市中銀行</td><td>40,000千円</td></tr> <tr><td>（南九船舶自己資金）</td><td>17,000千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>257,000千円</td></tr> </table> <p>②鉄道建設・運輸施設整備支援機構による共有船建造制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運航事業者と鉄道運輸機構が費用を分担して、船舶の建造を造船所に共同発注する。</li> <li>・完成した船舶は、費用の分担割合に応じて運航事業者と鉄道運輸機構が一定期間（14年間、ただし一定の据置制度あり）共有する。</li> </ul>	鉄道運輸機構（国）	100,000千円	鹿児島県融資	100,000千円	市中銀行	40,000千円	（南九船舶自己資金）	17,000千円	合計	257,000千円
鉄道運輸機構（国）	100,000千円										
鹿児島県融資	100,000千円										
市中銀行	40,000千円										
（南九船舶自己資金）	17,000千円										
合計	257,000千円										

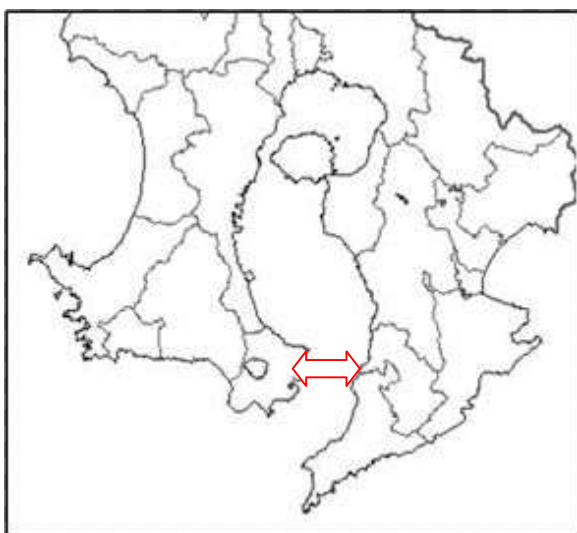
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運航事業者は鉄道運輸機構に対し、共有船の機構持分の使用料として、元金及び利息相当額について共有期間を通じて支払うことで、鉄道運輸機構が分担した建造費用を弁済する。</li> <li>・ 最終的に共有船は、共有期間満了時に減価償却後の残存簿価（船価の10%）で機構の持分を買い取るにより、運航事業者の100%所有船となる。</li> </ul>
--	--

### 3-1 山川・根占航路の概要と貸付を実施するに至った経緯

山川・根占航路は、昭和43年に開設されて以来、薩摩・大隅両半島を結ぶ「海の国道」として、本県の観光や産業活動の面において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、近年の原油価額の高騰等を原因に運航会社の経営状況が悪化し、2回の休止期間を経ることとなった。その為、住民の交通手段及び鹿児島県全体の観光ルートとしての同航路を維持すべく、平成23年1月に、新たに公募を行い、(有)南九船舶を運航事業者とした「山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定」を鹿児島県、指宿市、南大隅町と運航事業者の四者で締結し、平成23年3月から小型船による暫定運航が開始された。

上記の協定において、県の役割は「港湾施設の所有」となっており、同航路が健全に運航できるように港湾施設等を使用させるほか、努力義務として必要な支援をすることと定めている。そこで、県としては、小型船では十分な対応が出来ない大型車の積載も可能な船舶による運航の再開と、安定的な運航の維持・確保を図るため、事業開始から経営が安定するまでの間の支援として、新船「フェリーなんきゅう」の建造に対して無利子融資による支援を実施することとした。

本事業の対象となる山川・根占航路及び当該貸付によって建造された船舶は以下のとおりである。



時系列による山川・根占航路についてのこれまでの経緯は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成14年9月30日航路廃止</li> <li>・ 平成18年9月19日山川・根占航路の安定的運航確保のための四者（鹿児島県、指宿市、南大隅町及び運航事業者（2社））協定を締結</li> </ul>
--

- ・平成18年11月1日協定に基づく新体制での運航開始
- ・平成22年3月1日再び航路が休止
- ・平成23年1月28日山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定を締結（県、指宿市、南大隅町、運航事業者（有南九船舶））
- ・平成23年3月1日小型船による暫定運航開始
- ・平成23年8月10日「フェリーなんきゅう」による本格運航再開
  - ・新船の就航により、暫定運航時と比べて、旅客定員が大幅に増え、バスやトラックなどの大型車も積載可能となり、荒天時の就航率も向上したことから、安定的な運航に寄与している。

新しく造船した「フェリーなんきゅう」と旧船との比較は以下の通りである。

項目	フェリーなんきゅう	旧船（平成18年11月から22年2月まで運航）
竣工年月	平成23年7月	平成4年3月
総トン数	136トン	1,478トン
全長	34m	60m
幅	8.6m	13m
旅客定員	95人	275人
車両積載台数	大型2台+乗用車6台 （乗用車だけなら18台）	大型6台+乗用車12台 （乗用車だけなら30台）
乗組員	4人	8人
運航回数	4往復	4往復（土日祝日は5往復）
旅客運賃	大人700円、小人400円	大人740円、小人370円
車両運賃	3～4m 2,600円、 4～5m 3,100円	3～4m 3,130円、 4～5m 4,000円

### 3-2 当該貸付により建造された新船を導入した効果

新船である「フェリーなんきゅう」を導入した平成23年8月から平成24年7月迄の輸送実績は以下のとおりである。具体的には、就航率は90%であり、輸送実績は1便平均で旅客が25名、車両が8台、団体のバス利用においても1年間で290台の実績となっている。

旧船と比べ船舶としての規模を小さくし、運航回数を少なくしたにも関わらず、1便平均の輸送実績や就航率は、ほぼ同様の実績を上げており、新船建造による輸送効果は現れているものと考えられる。

(新船（フェリーなんきゅう）と旧船の輸送実績比較)

区分	実績		1便平均		運航便数・就航率		
	新船	旧船	新船	旧船	種別	新船	旧船
旅客	62,666人	81,783人	25.5人	26.4人	運航便数	2,556便	3,098便
二輪	1,879台	2,075台	0.7台	0.7台	計画便数	2,822便	3,128便
車両	20,314台	26,499台	7.9台	8.6台	就航率	90.6%	99.0%

(山川・根占航路における観光バス等の利用状況)

区分	山川⇒根占		根占⇒山川		合計		
	県外	県内	県外	県内	県外	県内	合計
年間合計	58台	94台	80台	58台	138台	152台	290台

## 4 債権の管理

### 4-1 貸出の実行に関する事務手続と、債権の管理状況

貸出の実行は平成23年8月31日に締結された「契約書」を前提に、支出命令票による伺いを経て実行されている。監査の手続きとして、貸出の実行の事務処理手続を検証し、正しく処理されていることを確認した。

また、債権の管理は鹿児島県債権管理規則に則って管理されると同時に、本契約に関しては「債務の支払が完了するまでの間、各事業年度における決算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を提出する」旨の定めがなされており（「契約書」第12条）、貸出先の財政状態や経営成績の分析を行い、債権の安全性について検討を行うものとされている。

監査の手続きとして、直近の決算書を入手し、査閲を行った。経営成績においては、売上高は、新船による就航を行う前に設定された事業計画目標金額を上回る金額を計上し、営業利益及び経常利益の段階損益において黒字を計上している。また、当期純損益においても、僅かではあるが黒字を計上している。一方、財政状態は、新船建造の為の借入の影響もあり、債務超過の状況である。債権の安全性の面からは、債務超過の早期解消がなされることが望まれる。

### 4-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権回収業務における弁護士等との契約はない。

また、初回の返済は平成27年3月31日となっており、監査の実施段階において契約に基づく返済の事実や、滞留の事実は生じていない。

### 4-3 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

債権管理に係る委員会及び検討会等の開催は行われていないが、契約に基づく返済の事実や、滞留の事実は生じていないことから問題は無いものとする。

## 5 債権回収における事務委託

当該債権の回収事務については、外部に対する事務委託は行われていない。

## 6 債権管理に関する課題等

上述のとおり平成23年度において実行された貸付契約であり、債権の回収は契約書に基づく約定返済であるとともに、現時点においては猶予期間であることから債権管理に関する課題等はないとのことであった。

## 7 過年度の包括外部監査等における指摘事項と改善状況

過年度において包括外部監査等による指摘事項等はない。

## 8 他府県で採用されている回収促進策等

記載すべき他府県にて採用されている回収促進策はないとのことであった。

## 9 まとめ

上述のとおり、本貸付事業は南薩地域及び大隅地域の住民の海上交通網の整備と鹿児島県全体の観光路線の整備を目的として実施されたものである。貸付の実行に関する事務処理手続や、貸付後の融資先の財政状態等及び航路の利用状況の分析等は適切に実施されていることが確認された。

現時点においては貸付を実施してから1年しか経過しておらず、返済猶予期間内である。今後、同航路が適切な維持・管理の下、地域住民に対するサービス提供、鹿児島県の観光インフラ設備としての機能遂行を通じて、所期の事業計画を達成し、契約どおりの借入金償還が履行されるか注視していく必要がある。



### III 環境林務部の私債権

#### III-1 環境林務課 林業・木材産業改善資金貸付金

##### 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	林業・木材産業改善資金助成法 鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則
事業目的	① 林業経営若しくは木材産業の経営の改善 ② 林業労働に係る労働災害の防止 ③ 林業労働に従事する者の確保
期待される成果	労働生産性の向上、雇用の拡大、木材の安定供給
事業開始年度	昭和 51 年度
今後の継続予定	継続予定
貸付対象者	① 林業従事者である個人（森林所有者、素材生産業者等） ② 木材産業に属する事業を営む者 ③ ①②の組織する団体（森林組合、木材事業協同組合等） ④ 林業を行う法人（会社等） ⑤ 農商工等連携促進法 <sup>1</sup> 第 11 条第 1 項に規定する認定中小企業者 ⑥ 六次産業化法 <sup>2</sup> 第 6 条第 3 項に規定する促進事業者
貸付対象となる 取り組み	林業・木材産業改善措置を行うために必要な機械・施設の購入資金等 ① 新たな林業部門の経営の開始 ② 新たな木材産業部門の経営の開始 ③ 林産物の新たな生産方式の導入 ④ 林産物の新たな販売方式の導入 ⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入 ⑥ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
債権に係る管理 規程、マニュアル等	林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル
債権管理システム等	特になし

<sup>1</sup> 「農商工等連携促進法」：中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

<sup>2</sup> 「六次産業化法」：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

## 2 貸付条件等

貸付限度額	個人 1,500 万円 会社 3,000 万円 団体 5,000 万円 但し 木材産業に係る者 1 億円
利率	無利子
償還期間	10 年以内（据置期間 3 年以内）
償還方法	毎年 1 回均等払
連帯保証人	個人 2 人以上（同居親族を除く） 法人 代表者を含め 3 人以上
担保等	500 万円以上は不動産等の担保提供及び公正証書による契約が必要

## 3 最近 5 年間の当該債権の状況

(金額単位：千円)

区 分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
発生					
件数	7	7	8	5	—
金額	58,423	31,133	32,140	21,205	—
回収					
件数	8	2	3	4	6
金額	23,379	23,647	23,656	27,950	26,153
不納欠損					
件数	—	1	—	—	—
金額	—	6,000	—	—	—
年度末残高					
件数	39	43	48	49	43
金額	173,428	174,914	183,398	176,653	150,500
(うち滞納分)					
(件数)	9	9	9	9	9
(金額)	24,978	18,927	20,721	22,705	23,838
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

新規発生については、件数、金額ともに活発とは言い難く、回収が進むとともに残高は減少傾向にある。

平成 23 年度には新規貸付がなかったことから、22 年度に実行された新規貸付のうち金額上位 3 件について貸付実行までの一連の手続きについて検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。なお、不納欠損処理については、平成 20 年度に時効の援用を受けて実施した事例が 1 件ある。

## 4 債権の管理

## 4-1 債権の分類について

「林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル」では以下のように「債権分類基準及び対応策」が作成されている。

債権分類	基準等	対応策
A分類	B～E分類以外の正常債権	延滞発生の未然防止対策 (1) 資金借受者の情報収集 (2) 償還猶予の検討 (3) 償還指導
B分類	1 償還猶予等貸付条件の変更等を行った債権 2 経営悪化等により延滞発生の恐れがあり、注意を要する債権	
延滞債権	C分類	約定期限日から1年以内に延滞者及び連帯保証人から回収できる見込みのある債権 ① 延滞者の状況把握 ② 延滞者に対する指導 ③ 督促の実施 ④ 分割償還等の検討 ⑤ 償還確約書の徴求（延滞者）
	D分類	約定期限日から1年を超えて延滞している債権又は1年を超えて延滞の恐れがある債権 C分類の①から⑤に加えて ⑥ 連帯保証人に対する延滞状況の通知及び督促の実施 ⑦ 連帯保証人の状況把握 ⑧ 償還確約書の徴求（連帯保証人） ⑨ 分割償還額の増額等指導 ⑩ 定期的な分割償還への移行等指導
	E分類	延滞者及び連帯保証人が疾病、自己破産、死亡又は行方不明等により回収の見込みのない債権 C分類の①から⑤及びD分類の⑥から⑩に加えて ⑪ 法的回収措置の検討

このように、債権管理マニュアルには、債権の分類及びその対処方法も定められている。

しかしながら、以下の延滞債権の状況にもあるとおり、当該制度は、林業・木材産業を対象とする小規模な貸付が多く、担保があったとしても処分可能性に乏しいものが多い。また、物的担保からの回収は極めて困難なものも多く、保証人等の人的保全措置による回収が主体となっているのが現状である。

現行マニュアルには、回収見込みがないと判断された場合における不納欠損処理の具体的な基準の定めがない。

## 4-2 延滞債権の状況

平成23年度末における延滞債権の状況は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

貸付先	法人A	法人B	法人C	個人a	個人b	法人D	個人c	法人E	法人F
当初貸付年度	昭和54年度	昭和60年度	平成元年度	平成3年度	平成4年度	平成7年度	平成7年度	平成16年度	平成18年度
延滞発生年度	昭和57年度	昭和61年度	平成4年度	平成8年度	平成6年度	平成14年度	平成10年度	平成18年度	平成19年度
H23年度末貸付残高	4,400	6,000	2,428	4,940	9,000	21,293	3,680	8,820	4,000
(うち収入未済額)	1,396	4,685	126	545	2,230	5,441	1,248	6,467	1,700
返済状況	一部入金	一部入金	入金なし	入金なし	一部入金	一部入金	入金なし	一部入金	入金なし
事業の状況	事業停止	事業停止	事業停止	事業停止	事業停止	事業停止	継続中	継続中	事業停止
債務者の状況	会社は倒産，代表者生存	会社倒産，代表者死亡	代表者入院中復帰困難，事業停止	借受人死亡，事業停止	借受人行方不明，事業停止	会社は倒産，代表者死亡	借受人生存	代表者生存	代表者死亡，会社事業停止
保証人の状況	保証人2名のうち1名は死亡，もう1名は多重債務者	保証人2名のうち1名は生存，1名は死亡	保証人3名のうち2名は生存，1名は死亡	保証人2名のうち1名は行方不明，もう1名は生存	連帯債務者死亡，保証人2名生存	保証人4名のうち2名は自己破産，1名は生存，1名は死亡	保証人3名生存	保証人3名生存	保証人3名のうち1名は自己破産，1名は生存，1名は死亡
債権分類	D	D	D	D	D	D	D	D	D
法的措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
内容及び理由	担保なし	担保なし	担保なし	担保なし	担保は山林のみで処分価値なし	担保は畑のみで処分価値なし	担保なし	一部入金があったため	担保なし

2例を除いて事業は停止しており、事業による回収は不可能に近い。物的担保も徴求していないか、処分価値のないものが多く、保証人が少額の返済をしている場合が多い。

このような状況において、平成24年度に入り上記のうち法人C、法人F、個人cについては入金がなされ、その一方で法人Dの入金が途絶えるなど返済については不安定な状況が続いている。

## 4-3 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
地域振興局や森林組合等と連携しながら経営状態の把握、督促及び償還の指導を早期に行う。	定期的に電話及び訪問し、督促を実施

(参考) 債権回収業務における弁護士等との契約はなく、債権回収の外部への事務委託も行っていない。

## 4-4 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

委員会・検討会等の名称	開催頻度等	成果
<b>■貸付</b> 林業・木材産業改善資金貸付審査会 貸付審査委員（外部委員，内部職員）	貸付申請があった都度開催	厳正な審査を行うことにより未収債権の未然防止を図る。
<b>■回収促進</b> 未収債権対策プロジェクトチーム会合 （内部職員）	年2回	情報の共有と未収債権回収の徹底についての意思統一

## 4-5 債権管理に関する課題等

現在課題となっている事項	他県で採用されている方法で回収促進等に有効と思われる方策
未収債権のほとんどが林業・木材産業の不振を反映して倒産や廃業，高齢者による生活困窮者等のため高額の償還が望めない。	債権回収の外部委託

## (意見) 不納欠損処理基準の作成について

当債権は、林業・木材産業の不振を反映し、倒産、廃業等に伴い延滞債権化しているものが多く、債務者及び連帯保証人も高齢者や生活困窮者等が多く存在している。

債務者及び連帯保証人に資力がある場合には回収の促進を図らなければならないが、債務者及び連帯保証人の資力について慎重な検討を行った結果、回収が困難と判断された場合には不納欠損処理を行い、回収可能と判断されたものに回収活動を集中し、全体としての回収促進を図ることも事務の効率化の観点からは有効ではないかと考える。

現行マニュアルにおいては、回収可能性の具体的な判断基準が定められていない。

例えばV-2で記載している「中小企業高度化資金貸付金」では、「債権管理マニュアル」のなかで法的措置、不納欠損処分基準を定め、具体的に**無資力の判断基準**を示している。

不納欠損処理を安易に行うべきではないことはいうまでもないが、事務の効率化のためには、資力の判定基準を含む不納欠損処理基準の作成を検討すべきであると考えます。

## III-2 廃棄物・リサイクル対策課 鹿児島県環境整備公社貸付金

### 1 債権の概要

#### 1-1 財団法人鹿児島県環境整備公社に対する貸付の概要

当該債権に関する目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要
目的	産業廃棄物の管理型最終処分場については、本県の循環型社会の形成や地域産業の振興を図る必要不可欠な施設であるが、現在、県内に1か所もなく、県内で処理すべき廃棄物は県外の処分場で処理されている状況にあることから、県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという責任ある体制の確立を図ることを目的として、財団法人鹿児島県環境整備公社への貸付を実施するものである。
期待される成果	産業廃棄物の適正処理に不可欠な処理施設について、公共関与による整備を進めることにより、本県の生活環境の保全及び産業の健全な発展に資する。
貸付対象者	財団法人鹿児島県環境整備公社
貸付対象(資金の用途)	財団法人鹿児島県環境整備公社の運営経費及びエコパークかごしま(仮称)整備工事事業関連費用
貸付開始年度	平成6年6月
今後の貸付予定	直近の資金計画によれば、エコパークかごしま(仮称)整備工事事業に関して総額4,752百万円の資金調達(借入)を実施する予定であり、この資金調達に関して、今後鹿児島県が貸付を実施する可能性はある。
債権に係る管理規程、マニュアル等	なし
債権管理システム等	借入金台帳
債権保全	契約の相手方である財団法人鹿児島県環境整備公社は、鹿児島県が基本財産の34%を出捐し設立した財団法人であるとともに、県において策定等を行った基本計画及び基本設計に基づき、産業廃棄物管理型最終処分場の整備を行うなど、公共性の高い団体であることから契約保証金の納付は免除している(鹿児島県契約規則第33条第7号)。担保については特に規定はない。

## 1-2 財団法人鹿児島県環境整備公社について

## 1-2-1 財団法人鹿児島県環境整備公社の概要

設立年月日	平成6年3月24日			
所管官庁	鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課			
事務所所在地	鹿児島県薩摩川内市神田町1番22号			
設立の目的	廃棄物処理施設の整備を行うとともに、廃棄物の処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、本県の生活環境の保全及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする。			
事業内容	①廃棄物処理施設の建設及び改良、維持その他の管理に関する事業 ②産業廃棄物の処理に関する事業 ③市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 ④廃棄物の処理・処分についての調査研究に関する事業 ⑤廃棄物に関する知識の普及啓発に関する事業 ⑥その他目的を達成するために必要な事業			
出捐金額	50,000千円（内訳：県17,000千円（34%）、市町村8,000千円（16%） 民間25,000千円（50%） ※民間：県商工会連合会、県商工会議所連合会、県工業倶楽部、県建設産業団体連合会、県産業廃棄物協会、地元4金融機関			
役員等に関する事項（平成24年4月1日現在）	役員：12名（理事10名、監事2名）			
	区分	所属・職	氏名	備考
	行政	鹿児島県副知事	山田裕章	理事長
		鹿児島県環境林務部長	新川龍郎	副理事長
		鹿児島県市長会会長	森博幸	
		鹿児島県町村会会長	平安正盛	
	民間	鹿児島県商工会議所連合会会長	諏訪秀治	
		鹿児島県商工会連合会会長	森義久	
		社団法人鹿児島県産業廃棄物協会会長	三谷純夫	
		社団法人鹿児島県工業倶楽部会長	岩元正孝	副理事長
		鹿児島県建設産業団体連合会会長	川畑俊彦	
		財団法人鹿児島県環境整備公社専務理事兼事務局長	横山隆一	専務理事
	監事	行政	鹿児島県会計管理者（兼）出納局長	陶山修
		民間	株式会社鹿児島銀行代表取締役専務	松山澄寛

### 1-2-2 エコパークかごしま（仮称）建設に向けた最近の状況

- 平成19年5月 薩摩川内市川永野地区の採石場跡地を候補地に選定
- 平成19年8月～平成20年7月 立地可能性等調査を実施
- 平成20年9月 同地区を整備地に決定
- 平成21年4月 基本計画・基本設計一括発注
- 平成22年1月 基本計画を策定
- 平成22年10月 エコパークかごしま（仮称）整備工事に係る請負契約締結
- 平成23年1月 3関係自治会（川永野、木場茶屋、百次大原野）と基本協定、環境保全協定等を締結
- 平成23年4月 薩摩川内市と環境保全協定を締結
- 平成23年7月 工事着工
- 平成23年9月 現場作業着手
- 平成24年1月 3関係自治会（川永野、木場茶屋、百次大原野）に、東大谷自治会を加え、改めて基本協定、環境保全協定等を締結

エコパークかごしま（仮称）整備工事工程表（平成23年12月27日時点）

業務内容・工程	平成23年度			平成24年度			平成25年度			
	4～7	8～11	12～3	4～7	8～11	12～3	4～7	8～11	12～3	
建設工事	準備工		→							
	造成工事		→							
	覆蓋施設工事			→						
	遮水工事						→			
	浸出水処理施設工事				→					
	浸出水集排水施設工事				→					→
	雨水集排水施設工事			→	→	→				
	地下水集排水施設工事			→						
	湧水集排水施設工事					⇒				
	ガス処理施設工事									⇒
	管理施設工事						→			
	関連施設工事		→					→		

### 1-2-3 平成23年度事業の状況

#### ①普及啓発活動推進事業

ア. 関係自治会等への説明会の開催

管理型処分場の整備を円滑に進めるため、関係自治会（大原野自治会、東大谷自治会）に対して説明会を開催した。



イ. 先進地視察の実施

管理型処分場の必要性や安全性に対する理解を深めてもらうため、関係自治会を対象とした先進地視察を実施した。

○自治会名：東大谷自治会

○実施年月日：平成23年7月11日～12日

○場所：クリーンパークさが（佐賀県唐津市）、福岡市環境局西部（中田）埋立場、今津埋立場跡地（福岡市）

○参加人数：18名

ウ. 広報誌「環境整備公社だより」の発行

薩摩川内市を対象に広報誌を発行し、事業の進捗状況等の情報提供を行った。

○配布先：薩摩川内市の全世帯

○発行部数：各40,000部

エ. 「エコパークかごしま連絡協議会」の開催

基本協定、環境保全協定及び地域振興策等について協議するため、関係自治会、薩摩川内市、県及び公社で構成する「エコパークかごしま連絡協議会」を開催した。

オ. 産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定等の締結

○締結日：平成24年1月17日

○内容：基本協定、環境保全協定、地域振興策に関する確認書の締結

○締結者：関係自治会（川永野自治会、木場茶屋自治会、百次大原野自治会、東大谷自治会）、鹿児島県、財団法人鹿児島県環境整備公社、薩摩川内市（立会人）

②産業廃棄物処理事業（エコパークかごしま（仮称）整備事業）

ア. 施工関係評価業務（ダブルチェック）

○履行期間

平成23年11月2日～平成24年3月30日

○内容

管理型処分場の施工内容等について、受注者以外の者が検証を行うダブルチェックにより、適切な施工がなされているかを評価した。

○事業費 10,354千円

イ. 地下水水質等調査委託

○履行期間

平成23年4月1日～平成24年3月30日

○内容

産業廃棄物処理法に基づき、埋立処分開始前・後の地下水の水質等を把握するため、立地可能性等調査で設置した観測井戸で地下水水質等の調査を行った。

○事業費 15,796千円

ウ. 情報管理システム基本設計業務委託

○履行期間

平成23年12月13日～平成24年6月29日

○内容

廃棄物の搬入量、施設の稼働状況、環境モニタリング等の各種情報を一元的に管理する情報管理システムを構築する。

○事業費 4,935千円

エ. エコパークかごしま（仮称）整備工事に係る本契約の締結及び工期の変更

エコパークかごしま（仮称）整備工事の設計・施工一括発注に係る建設工事請負契約のうち、平成22年10月12日に仮契約として成立した工事及びこれに付随する部分の本契約を平成23年7月4日に締結した。また、工期の始期が遅れたことに伴い、終期を延長した。

○工事名：エコパークかごしま（仮称）整備工事

○契約金額：7,770,000千円（税込）

○落札者名：大成・植村・田島・クボタ特定建設工事共同企業体

○契約期間：平成22年10月13日～平成25年8月31日

（完成期限を平成25年5月31日から平成25年8月31日に変更（92日間延長））

○平成23年度の総支払額：1,290,354千円

③自治会活動等支援事業

ア. 内容

管理型処分場の整備に係る地域振興策として、関係自治会が行う生活環境の整備や自治会活動の活性化に資する取組に対して自治会活動等支援金を交付した。

イ. 事業費 112,500千円

1-2-4 資金調達計画

直近の資金調達計画は以下のとおりである。 (単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計	
総事業費	2,892,180	3,434,644	1,564,097	7,890,922	
資金調達	国庫補助金	509,323	702,990	357,092	1,569,405
	県補助金	509,323	702,990	357,092	1,569,405
	借入金	1,873,534	2,028,664	849,913	4,752,112
合 計	2,892,180	3,434,644	1,564,097	7,890,922	

資金調達として整備自体に係る外部借入を総額4,752百万円見込んでいる。平成23年度に1,076百万円の外部借入をしているが、その調達先は鹿児島県であり、鹿児島県以外からの借入は行っていない。鹿児島県の貸付金利は0%であることから、今後の外部借入につ

いても鹿児島県から調達する可能性は高いといえる。

そのほか、国・県からの補助金として総額 3,138 百万円見込んでいる。施設整備に係る国・県からの補助金の補助対象経費としては、施設の整備に必要な材料費や労務費などに要する経費（直接工事費）や機械器具の運搬や機械設備の設置などに要する経費（間接工事費）及び事務費があり、補助金として国・県からそれぞれ 4 分の 1 交付される予定である。

なお、平成 23 年度の整備工事事業に係る支払額は 1,290 百万円と上記表の平成 23 年度総事業費 2,892 百万円にくらべ 1,602 百万円少ないが、これは平成 23 年度施工予定の工事が一部翌年度繰越となったことが原因である。

事業の進捗に伴う工事期間や工事費の見直しについては、現在、県環境整備公社において、工事全体の精査を行っているところである。

#### 1-2-5 平成 23 年度財政状態及び収支の状況

##### ① 貸借対照表（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

	普及啓発活動 推進事業 （一般会計）	産業廃棄物処 理事業 （特別会計）	自治会活動等 支援事業 （特別会計）	合計
資産の部	66,728	2,257,088	—	2,323,817
1. 流動資産	4,434	640,184	—	644,618
2. 固定資産	62,294	1,616,904	—	1,679,198
（内、基本財産）	50,000	-	—	50,000
（内、特定資産）	-	203,700	—	203,700
負債の部	24,173	1,102,599	—	1,126,772
1. 流動負債	4,810	26,299	—	31,109
2. 固定負債	19,363	1,076,300	—	1,095,663
（内、県からの借入）	11,700	1,076,300	—	1,088,000
正味財産の部	42,555	1,154,489	—	1,197,044
1. 指定正味財産	50,000	814,946	—	864,946
2. 一般正味財産	△7,444	339,543	—	332,098

## ② 収支計算書(平成23年4月1日～平成24年3月31日) (単位:千円)

	普及啓発活動 推進事業 (一般会計)	産業廃棄物処 理事業 (特別会計)	自治会活動等 支援事業 (特別会計)	合計
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入	51,615	1,048,880	112,502	1,212,998
2. 事業活動支出	55,555	17,241	112,502	185,298
事業活動収支差額	△3,939	1,031,639	—	1,027,700
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	—	—	—	—
2. 投資活動支出	1,176	1,494,054	—	1,495,230
投資活動収支差額	△1,176	△1,494,054	—	△1,495,230
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	9,700	1,076,300	—	1,086,000
2. 財務活動支出	3,258	-	—	3,258
財務活動収支差額	6,441	1,076,300	—	1,082,741
IV. 予備費支出	—	—	—	—
当期収支差額	1,326	613,885	—	615,211

事業活動収入は、そのほとんどが国・県からの補助金収入である。

## 2 貸付条件等

貸付利率	0% (無利子)
償還期間	平成26年度から平成40年度まで(なお、当該返済計画は平成25年度中にエコパークかごしまが稼働することが前提である。エコパークかごしま整備事業の進捗によって返済計画は変更する可能性がある。)

### 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	—	—	—	2
金額	—	—	—	—	1,086,000
回収					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
償還免除					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	1	1	1	1	3
金額	2,000	2,000	2,000	2,000	1,088,000
(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

#### 3-1 貸付実績（県の貸付実績）

##### ①運営費貸付契約の締結

民間管理型処分場の埋め立てが終了し、県内に埋め立て可能な産業廃棄物の管理型処分場がなくなったことから、公共関与により産業廃棄物管理型最終処分場を整備するため、平成6年3月財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「公社」という）が設立された。

公社は収入がないため、県は公社に対して、広報パンフレット作成費、理事会・評議員会開催費等として2,000千円を平成6年度に貸し付けた。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場整備に向けて、旧喜入町、鹿屋市、旧国分市を候補地として取り組みを行ったが、いずれも建設に至らなかった。平成20年9月に薩摩川内市川永野地区の採石場跡地を整備地として決定し、平成23年度着工、2～2年半の工

事期間を経て平成25年度の稼働を目指している。

処分場が稼働するまで公社は事業収入がなく返済できないため、平成25年度まで貸付期間を再延長してきたものである。

- 契約日：平成6年6月22日
- 貸付金額：2,000千円
- 貸付金利：0%（無利子）
- 貸付期間：当初 平成9年度（産業廃棄物処理施設供用開始予定）まで
  - 第1回変更 平成13年度まで
  - 第2回変更 平成17年度まで
  - 第3回変更 平成21年度まで
  - 第4回変更 平成25年度まで

#### ②エコパークかごしま（仮称）整備工事資金貸付契約の締結

エコパークかごしま（仮称）整備工事に要する経費について、貸付契約を締結した。

- 契約日：平成23年7月29日
- 貸付金額：1,076,300千円
- 貸付金利：0%（無利子）
- 貸付期間：平成40年度まで

#### ③訴訟費用貸付契約の締結

平成23年10月に公社を債務者とする「産業廃棄物管理型最終処分場設置等差止仮処分命令申立」がなされたため、それに要する訴訟費用等について貸付契約を締結した。

- 契約日：平成23年11月29日
- 貸付金額：9,700千円
- 貸付金利：0%（無利子）
- 貸付期間：平成40年度まで

なお、この申立については平成24年5月に鹿児島地方裁判所から申立却下の決定がなされ、申立人はこれを不服として福岡高等裁判所宮崎支部に即時抗告した。

### 3-2 不納欠損処理の状況

当該貸付実施以降、平成23年度までにおいて実施された不納欠損処理はない。

#### 4 財務事務執行状況の検討

##### 4-1 貸付事務の執行状況

平成23年度の貸付事務の執行状況について監査手続を実施した。

作成者又は提出者	貸付事務の関連書類	エコパークかごしま (仮称) 整備工事資金貸付 (1,076,300 千円)	訴訟費用貸付 (9,700 千円)
借入者	建設工事請負契約書	○	—
	貸付申請書	○	○
県	決裁書	○	○
	貸付に係る通知書	○	○
	資金の貸借契約書	○	○
	支出負担行為票	○	○
	支出命令票	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

## III-3 森づくり推進課 鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金条例 (注)鹿児島県独自であるが、他の都道府県においても同様の貸付事業有り
事業目的	森林資源の造成及び整備を行う公益社団法人鹿児島県森林整備公社に対し、公社が行う事業に必要な資金の貸付けを行うことにより当該事業の円滑な運営を図り、もって森林の多面的な機能の発揮と農林漁村経済の振興に資する。
期待される成果	森林の多面的な機能の発揮と農林漁村経済の振興
事業開始年度	昭和42年度
今後の継続予定	継続予定
貸付対象団体	公益社団法人鹿児島県森林整備公社
貸付対象	公社が行う事業に要する資金
債権に係る管理 規程、マニュアル等	特になし
債権管理システム等	特になし

## 2 最近5年間の当該債権の状況

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
金額	635,788	437,523	457,838	304,671	268,014
回収					
金額	27,184	38,475	58,529	96,282	75,753
不納欠損					
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
金額	18,048,357	18,447,405	18,846,714	19,055,103	19,247,364
(うち滞納分)					
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(金額)	—	—	—	—	—

新規発生については金額ともに減少傾向にあるが、残高については未だ増加傾向にある。また、この貸付金元本の他に過年度の未収利息が平成23年度末で3,777,192千円存在する。



### 3 公社の現状

平成23年度末現在の森林整備公社の簡略化した財政状況を15年度の包括外部監査対象当時と比較して示すと次のとおりである。

分収森林資産勘定は、いわゆる棚卸資産に該当するものであり、この増減は9年間で造林事業に約19億円弱の資金が投下されたことを意味し、その結果借入金が増加している。

(単位:千円)

	H23年度末	H14年度末	増減		H23年度末	H14年度末	増減
分収森林資産	31,788,401	29,897,158	1,891,243	借入金	28,578,489	26,605,701	1,972,788
その他資産	910,892	887,827	23,065	日本政策金融公庫	8,218,532	8,663,383	△444,851
				市中銀行	1,096,594	1,258,800	△162,206
				屋久島町	16,000	22,000	△6,000
				鹿児島県	19,247,363	16,661,518	2,585,845
				長期未払利息	3,778,984	3,950,872	△171,888
				その他負債	319,412	210,612	108,800
				負債合計	32,676,887	30,767,185	
				正味資産	22,406	17,800	4,606
資産合計	32,699,294	30,784,985		負債及び正味資産合計	32,699,294	30,784,985	

### 4 他県の状況

林業公社の経営は他県においても本県同様厳しい状況であり、公社を解散し県営林化するなどして事業の転換を図る方向や、民事再生や特定調停を行い一定の債務を切り捨てながら事業の存続を図る動きが見受けられる。

#### [参考]他県の動向

県名	林業公社名	内容
青森県	(社)青い森農林振興公社	平成24年8月民事再生法申請
岩手県	解散、県営林化	平成19年5月
神奈川県	解散、県営林化	平成22年4月
群馬県	(社)群馬県林業公社	平成23年11月民事再生計画認可確定
滋賀県	(社)滋賀県造林公社、(財)びわ湖造林公社	平成23年3月特定調停成立
大分県	解散、県営林化	平成19年8月

このような状況の中で、公社は審議会における事業の公益性、継続性等の審査を経て、平成24年4月から公益社団法人としてスタートしており、本県では今後も当該事業は公社において実施されることとなっている。

## 5 包括外部監査後の公社の取り組み

平成15年度の包括外部監査後、第7次長期計画（H17～H21）において、事業費の削減、既往借入金に係る利息軽減を図るための施業転換資金への借換による利息の軽減、組織体制の見直しによる人員削減等による人件費の抑制等により、当初の計画より約1億円の収支の改善が図られた。

また、公社が独自に設置した「森林整備公社のあり方に関する検討委員会」の提言や国が設置した「林業公社の経営対策等に関する検討会」の報告内容を勘案し、第8次長期計画（平成22年～31年）が策定され、その重点推進事項の一つとして、包括外部監査でも指摘した分収林契約（期間及び分収割合）の見直しが示されている。

この分収林契約の見直しの根幹にあるのが、収穫後の林地保全と補助事業導入による経営改善を目的とした、非皆伐長伐期施業の推進である。これは、伐採適齢期を迎えた人工林を一度にまとめて伐採（皆伐）するのではなく、伐期を延長し、抜き伐りを繰り返し、樹下植栽や天然更新で広葉樹を導入、育成し、複層林、広葉樹林に誘導していく施業であり、森の裸地化を回避することにより、地球温暖化防止、土砂流出防止、水資源の涵養等の森林の持つ公益的機能を維持するものである。

## 6 債権の回収可能性と引当処理について（収支予測）

公社では、第8次長期計画において、事業開始から事業終了（昭和36年～平成79年）までの107年間の長期収支の見通しをいくつかのパターンで試算しており、その概要は次に示すとおりである。長期収支は木材価格に大きく影響されるが、ここでは過去10年間の平均を使用した試算のみを示している。

この試算は過去においても行っているが、平成15年度の包括外部監査時、18年度のあり方検討委員会時よりも収支予測は悪化しており、その原因は主として木材価格の長期低迷傾向にあると考えられる。

### （公社作成 第8次長期計画における長期収支見通し）

区 分		伐 期	分収割合	長期収支 (億円)
試算1	現在の経営を継続	現行標準伐期 (60年)	現状維持 6:4	△205.7
試算2	伐期を約20年延長し非皆伐施業を導入した場合	非皆伐長伐期 (70年)		△146.6
試算3	非皆伐施業の導入と分収割合を変更した場合		変更 6:4→8:2	△75.4
参考	H18あり方検討委員会時	標準伐期	6:4	△81.2
	H15包括外部監査時	標準伐期	6:4	△75.9

このように貸付金としての回収可能性を考えると、平成23年度末の貸付金及び未収利息の合計約230億円のうち上記の金額が回収困難となると予想されるが、県の財務諸表においては当該貸付金に対しての徴収不能引当金が計上されていない。

**(意見) 貸付金の回収可能性と徴収不能引当金の計上について**

公社の長期収支見通しは、今後の木材価格に大きく影響される。木質バイオマスの需要が高まるなど明るい兆しも見受けられる反面、少子化に伴う住宅需要の減少等も予想され、木材価格の動向は依然不透明なままの状況が継続している。

このような経営状況において、公社に対する何らかの支援策が実施されない限り、当該貸付金についても全額回収は厳しいと言わざるをえない。

県の財務諸表における徴収不能引当金計上の検討は行うべきと思われるが、現状の経済社会環境等を前提に考えると回収不能額の正確な算定は極めて難しいという状況がある。

今後の重要な課題である。

## IV 保健福祉部の私債権

### IV-1 保健医療福祉課 看護職員等修学資金貸付金

#### 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要
根拠法令等	看護職員等 <sup>1</sup> 修学資金貸与条例、同施行規則
事業目的	看護職員等の確保とその定着を図るために、県内の看護職員等の確保が困難な施設等において、将来看護職員として業務に従事しようとする看護職員等養成施設に在学する学生、生徒に対して、修学資金を貸与する。
期待される成果	看護職員等として業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、県内の医療施設等において看護職員等を確保することに資する。
事業開始年度	昭和 37 年度
今後の継続予定	継続予定
貸付対象者	看護職員等養成施設に在学する学生、生徒
債権に係る管理 規程、マニュアル等	看護職員等修学資金貸与条例及び同施行規則 保健福祉部債権管理マニュアル
債権管理システム等	看護職員修学資金貸付台帳、債権管理簿

#### 2 貸与月額と貸付条件等

##### 2-1 貸与月額

看護職員等に対する修学資金貸与月額は以下のとおりである。

種 別		月額
助産師	国又は地方公共団体の設置する学校又は養成所	32,000 円
	国又は地方公共団体以外の者が設置する学校又は養成所	36,000 円
看護師	国又は地方公共団体の設置する学校又は養成所	32,000 円
	国又は地方公共団体以外の者が設置する学校又は養成所	32,000 円
准看護師	国又は地方公共団体の設置する学校又は養成所	15,000 円
	国又は地方公共団体以外の者が設置する学校又は養成所	21,000 円
大学院修士課程 (※)		83,000 円

(※) 貸与実績はない。

<sup>1</sup> 看護職員等は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である（看護職員等修学資金貸与条例第1条）。

## 2-2 貸与の条件

卒業後直ちに、県内の看護職員等の確保が困難な施設等（以下「対象施設」という。）に就業し、免許取得後継続して対象施設において5年以上（平成13年度までの貸与開始者は3年以上）勤務することを条件とする。

この条件を満たさない場合は、全額返還又は一部返還しなければならない。

<看護職員等の確保が困難な施設等について>

- ・病床数200床未満の病院
- ・離島の病院
- ・国立ハンセン病療養所
- ・診療所
- ・医療型障害児入所施設
- ・母子健康センター
- ・介護老人保健施設
- ・訪問看護事業所
- ・精神病床数の割合が全体の80%以上の病院 等

## 3 最近5年間の当該債権の概況

### 最近5年間の当該債権の推移

(単位 人数：人、金額：千円)

区分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貸与					
人数	57	67	66	75	55
金額	54,511	59,748	61,731	63,528	64,974
返還免除					
人数	224	73	8	29	67
金額	237,524	66,056	6,192	29,707	68,348
回収					
人数	—	—	—	—	—
金額	26,151	32,697	20,518	15,031	13,860
不納欠損					
人数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
人数	—	—	—	—	—
金額	474,123	435,118	470,139	488,929	471,695
(うち滞納分)					
(人数)	30	28	40	37	35
(金額)	(11,006)	(9,102)	(11,375)	(12,663)	(12,234)
(うち時効経過分)					
(人数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

#### 4 貸与の状況

当該修学資金の貸与を希望するものは、貸与申請書を作成し、修学している学校又は養成所（以下「学校等」）に申出を行い、学校等は、希望者の学業成績等を考慮して推薦者を決定し、貸与申請書に推薦書を添付して県に提出する（看護職員等修学資金貸与条例施行規則第2条）。県は、各学校等からの推薦者を審査して貸与者を決定する（同規則第3条）。

##### 最近5年間の推薦者数及び貸与者数

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
推薦者（人）	76	89	84	108	90
貸与者（人）	57	67	66	75	55
貸与割合（%）	75.0	75.3	78.6	69.4	61.1

最近5年間の推薦者数及び貸与者数の推移については上表のとおりであり、推薦者数は概ね増加傾向にあるものの、貸与者数は年度により変動幅が大きくなっている。その中で平成23年度が推薦者数108人に対して貸与者数75人と最も多くなっており、24年度が推薦者数90人に対して55人と最も少なくなっている。

なお、平成21年度～23年度については、離職者対策として、例年の貸与枠に上乗せして貸与している。

近年、経済的困難を理由とする貸与希望者が増加傾向にある。

##### 最近の5年間の貸与者の内訳

（単位：人）

区 分	平成20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
助産師	2	-	2	1	-	1	-	-	-	2	-	2	2	-	2
統合カリキュラム	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
看護師	41	82	123	49	80	129	52	84	136	56	78	134	40	95	135
准看護師	14	11	25	17	13	30	14	16	30	17	14	31	12	14	26
計	57	94	151	67	93	160	66	100	166	75	92	167	55	109	164

注 統合カリキュラムとは、保健師と看護師を同時に取得できる課程のことで県内は1校のみ

貸与者の内訳をみると、最近5年間の推移は上表のとおりであり、新規貸与と継続貸与の合計人数は概ね一定数で推移しているが、貸与者のほとんどが看護師及び准看護師であり、平成24年度においては、全体の新規貸与者及び継続貸与者合計164人のうち、162人となっている。

上記のように貸与者数及びその内訳（助産師、看護師及び准看護師）は各年度で変動しているが、これは修学資金貸与総額及び貸与者数は予算で定める金額の範囲内で決定される（同条例第4条）ためである。

最近5年間の予算額及び貸付金額

(単位:千円)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	60,984	63,804	67,224	67,668	66,150
貸付金額	59,748	61,731	63,528	64,974	64,272

最近5年間の予算額及び貸付金額の推移を見ると、予算額及び貸付金額は概ね増加している。

他方で、県は病院等に対する実態調査をもとに看護職員需給見通しを立てているが、最近では平成23年から27年までの5年間の「第七次鹿児島県看護職員需給見通し」が作成され、年度ごとに看護職員の不足数が把握されている。しかし、県内対象施設における看護職員の不足数については把握されていないため、当該修学資金貸与制度により県内対象施設への就業がなされたとしても、どれだけ必要な数を就業させたかは明確ではない。

県は各学校等からの推薦者を審査して貸与者を決定するが、この決定に際しては、県内対象施設の助産師、看護師及び准看護師の具体的な不足人数を把握して決定しているのではなく、予算の範囲内という制限の中で修学資金貸与総額及び貸与人数を決定しているのが現状であり、貸付金額の規模が適切であるかどうかは判断が難しい。

第七次鹿児島県看護職員需給見通し

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
	人	人	人	人	人
① 病院	19,438 318	19,733 320	19,958 321	20,218 326	20,522 326
② 診療所	6,812 98	6,859 98	6,927 103	6,973 106	7,047 110
i) 有床診療所	3,700 92	3,719 92	3,757 96	3,777 99	3,820 102
ii) 無床診療所	3,112 6	3,140 6	3,170 7	3,196 7	3,227 8
③ 助産所	47 46	48 47	49 47	49 47	49 47
④ 訪問看護ステーション	619	635	655	681	689
⑤ 介護保険関係	2,283	2,317	2,352	2,373	2,393
i) 介護療養型医療施設	病院を含む				
ii) 介護老人保健施設	803	809	817	820	821
iii) 介護老人福祉施設	692	707	719	725	731
iv) 居宅サービス	546	555	565	575	585
v) 地域包括支援センター	242	246	251	253	256
⑥ 社会福祉施設(④を除く)	167	167	167	167	167
⑦ 看護師等学校養成所	417 33	424 34	430 35	433 35	435 35
⑧ 保健所・市町村	814 32	820 32	824 32	830 32	837 32
i) 保健所	121 0	125 0	128 0	130 0	134 0
ii) 市町村	693 32	695 32	696 32	700 32	703 32
⑨ 上記の計	30,597 527	31,003 531	31,362 538	31,724 546	32,139 550
⑩ 年当初就業者数	29,659 494	30,110 503	30,561 512	31,027 521	31,505 530
⑪ 新卒就業者数	768 21	768 21	783 21	795 21	795 21
⑫ 再就業者数	855 15	855 15	855 15	855 15	855 15
⑬ 退職等による減少数	1,172 27	1,172 27	1,172 27	1,172 27	1,172 27
⑭ 年末就業者数(⑩-⑬+⑪+⑫)	30,110 503	30,561 512	31,027 521	31,505 530	31,983 539
⑮ 差引 計(⑨-⑭)	487 24	442 19	335 17	219 16	156 11

(注) 下段は助産師(再掲)である。

5 修学資金貸与事業の効果

県内の看護師養成所等卒業者の卒業後の就業状況

卒業年月	卒業生 (人) (A)	卒業後(人)					計	定着率 (B/A) (%)
		進学	県内就業 (B)	県外就業	その他	計		
平成19年3月	1,435	73	716	600	46	1,435	49.9	
20年3月	1,472	66	741	612	53	1,472	50.3	
21年3月	1,381	58	683	599	41	1,381	49.5	
22年3月	1,429	53	728	609	39	1,429	50.9	
23年3月	1,399	59	687	614	39	1,399	49.1	
24年3月	1,380	58	689	601	32	1,380	49.9	
合計	8,496	368	4,244	3,635	249	8,496	49.9	

県内の看護師養成所等の卒業生は、全体的に毎年度 1,400 人程度で推移し、そのうち約 50%が県内の医療機関に就業している。

これに対して、当該修学資金貸与制度の修学者の卒業後の就職状況は次のとおりである。

#### 修学者の卒業後の就業状況

卒業年月	卒業修学者 (人) (A)	卒業後 (人)					計	定着率 (B/A) (%)
		進学	県内就業 (B)	県外就業	その他			
平成 19 年 3 月	78	2	68 (58)	7	1	78	87.2 (74.4)	
20 年 3 月	44	4	36 (34)	3	1	44	81.8 (77.3)	
21 年 3 月	55	1	50 (46)	2	2	55	90.9 (83.6)	
22 年 3 月	56	1	52 (50)	3	0	56	92.9 (89.3)	
23 年 3 月	69	2	67 (64)	0	0	69	97.1 (92.8)	
24 年 3 月	54	4	49 (48)	1	0	54	90.7 (88.9)	
合計	356	14	322 (300)	16	4	356	90.4 (84.3)	

注 () は県内対象施設への就業者

修学者の卒業後の県内医療機関への就業率は平均 90%で、県内の看護職員等養成所の卒業生の県内医療機関への就業率（約 50%）と比較して非常に高い比率であり、しかも県内対象機関への就業率も平均 84%と高い比率で推移している。

当該修学資金貸与制度は、毎年度県内対象施設への看護職員等の安定的な確保という面では大いに効果があるといえることができる。

## 6 返還免除の状況

### 最近 5 年間の返還免除金額及び免除者数の推移

(単位：千円)

区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計
免除金額	237,524	66,056	6,192	29,707	68,348	405,811
免除者数 (人)						
当然免除	219	66	8	28	65	382
裁量免除	5	8	0	1	2	16
免除合計	224	73	8	29	67	401

当然免除とは、学校又は養成所卒業後 1 年以内に免許を取得し、県内の対象施設等において看護職員等として継続して就業期間義務年限 5 年（平成平成 13 年度以前の貸与開始者は 3 年）以上就業したことにより、修学資金全額の返還を免除するものである（看護職員等修学資金貸与条例第 7 条）。

裁量免除とは、①県内の対象施設等において看護職員等として就業した期間が 5 年未満であるが、通算して貸与を受けた期間以上に就業したこと、または②死亡又は心身に著しい障害を生じたことにより、修学資金の返還を全部又は一部免除するものである（同条例第 9 条）。



平成19年度に返還免除金額及び人数が増加したのは、貸付台帳の整備見直しを行い、既に義務年限が終了していると思われる過年度の貸与者について返還免除申請の呼びかけを行ったことによる。すなわち、返還免除を受けようとする者は、所定の免除申請書に免許証の写し及び在職証明書を添付して県に提出しなければならない(同施行規則第7条)が、当該申請の失念者に対して申請書を提出するよう通知書等をもって促したことによるものである。

他方で21年度の返還免除人数が8人と少ないのは、申請をもって返還免除とするという(本来の)制度の趣旨に基づき、自発的な申請を待った結果であるが、平成22年度以降、申請を呼びかけたことにより、返還免除の件数は増加している。

## 7 未収債権(貸付金)及び延滞債権の状況

### 貸付金残高と延滞債権の推移

(単位:千円)

区分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貸付金残高	474,123	435,118	470,139	488,929	471,695
うち延滞債権額	11,006	9,102	11,375	12,663	12,234
延滞者数(人)	30	28	41	37	35

貸付金残高は概ね470百万円から488百万円で推移しており、貸付金残高のうち延滞債権額についても概ね11百万円から12百万円で推移している。

このうち延滞債権額については毎年度同程度の金額及び人数で推移していることから、特定の債務者が長期間にわたり返還を滞納していることが推測される。

平成23年度末の貸付金残高及び延滞債権額の内訳については次のとおりである。

### 平成23年度末貸付金残高の貸付年度別内訳

(単位:千円)

貸付年度	貸付金額	返還免除額	償還金額	未償還額	
				償還期到来分	償還期未到来分
昭和59年	50,004	41,618	8,308	78	-
60年	47,235	39,281	7,836	78	40
61年	47,145	36,787	10,280	-	78
62年	47,292	37,039	9,967	22	264
63年	50,514	43,821	6,164	264	264
平成元年	55,464	48,865	6,224	110	264
2年	58,158	53,507	3,955	-	696
3年	72,469	66,628	5,348	-	493
4年	89,316	82,900	6,164	-	252
5年	96,440	84,513	11,171	-	756
6年	96,444	78,052	16,923	160	1,308
7年	111,135	85,615	23,020	-	2,500
8年	118,920	90,065	23,367	228	5,260
9年	120,420	94,065	20,939	384	5,032
10年	117,180	84,359	25,812	852	6,156

貸付年度	貸付金額	返還免除額	償還金額	未償還額	
				償還期到来分	償還期未到来分
11年	112,827	80,492	27,027	430	4,878
12年	114,597	74,280	33,165	1,468	5,684
13年	109,867	72,336	30,462	1,646	5,423
14年	100,052	62,227	26,922	1,536	9,366
15年	95,100	52,948	27,071	248	14,832
16年	88,800	33,123	24,541	339	30,796
17年	74,565	15,134	22,150	378	36,902
18年	63,585	230	15,900	1,308	46,146
19年	54,511	-	7,701	624	46,186
20年	59,748	-	6,094	1,082	52,572
21年	61,731	-	3,360	567	57,804
22年	63,528	-	2,472	432	60,624
23年	64,974	-	90		64,884
合計	2,242,022	1,357,887	412,439	12,234	459,461

「貸付金額」は、各年度の新規及び継続の貸与額の合計であり、「償還免除額」は当然免除額と裁量免除額の合計である。

また、「償還金額」は当然免除又は裁量免除とならず、返還された金額であり、「未償還額」は、未だ返還がなされていない金額である。

さらに、「未償還額」のうち「償還期到来分」は経済的理由等で返還が延滞されている金額であり、「償還期未到来分」は①他の職種の看護師等養成所に在学中であるため返還義務が生じていないもの、②免許取得後看護職員等として県内の対象施設に就業中で、就業期間義務年限に満たないため返還義務も返還免除も生じていないもの、③返還免除申請がされていないもの、を合計した金額である。

これらのうち平成23年度末の貸付金残高に該当するのが「未償還額」の合計であり、延滞債権額に該当するのが、そのうちの「償還期到来分」である。

当該債権は看護職員等の確保とその定着を図ることを目的とした制度であるため、その目的を達成するためには「返還免除額」の割合が高くなるよう努めることが必要である。

#### (意見) 過年度「償還期未到来分」の対応について

「償還期未到来分」には返還免除申請がなされていないものが含まれている。最も古いもので貸付年度が昭和60年度のものがある。この中には、容易に返還免除要件を満たすと推測されるものがあるが、現行規程においては貸与された本人から返還免除の申請がなければ免除されない(看護職員等修学資金貸与条例施行規則第7条)ため、長期間にわたり債権として認識されるものが含まれている。

現在は、未収債権発生の未然防止策として制度の説明及び免除申請が失念されないように啓発等が行われているが、過去においてはこうした指導及び対応が十分ではなかったことにより免除処理等適切な処理ができなかったと思われる。

平成19年度において概ね処理がなされているが、依然として居所不明等本人に連絡がとれないため返還免除処理が行えないものが多数存在する。

その結果、本来は返還免除処理により債権として管理する必要のないものまで管理を行っていかねばならず、事務効率改善のために何らかの処理が必要であると思われる。

また、公表されている平成23年度貸借対照表における看護職員等修学資金貸付金459,426千円に対して回収不能見込額の計上は行われていないが、返還免除の要件を満たすと容易に推測される債権については回収可能性がないため回収不能見込額として計上することが望ましいと思われる。

## 8 債権管理に関する財務事務の執行状況

### 8-1 未収債権の分類と対応

保健福祉部においては、債権の管理の適正化を図るため、未収債権の発生の未然防止及び解消等に関して「保健福祉部債権管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が策定され、未収者の実態に応じて債権を分類し、その分類に応じた対応を行っている。

#### 未収債権の分類と対応

債権分類	分類の説明等	分類に応じた対応
A	現在、納入している者（未収債権額に比較して納入額が極めて少額のものを除く。）	新規の未収債権発生を防止するため、資力、生計の状況等に即した納入計画の策定等各措置のほか、必要により事後指導等を行う。
B	1 一括納入が可能と見込まれる者	納入通知書を再交付し納入を催告する。
	2 分割納入が可能と見込まれる者	規則に基づく履行延期の申請や償還計画（分納計画）の提出を指導し、償還計画に基づき納入を催告する。
	3 上記1又は2に該当する者で、再三の指導催促にもかかわらず納入しない者	書面による債務確認を行うとともに、未納者本人のほか、必要に応じて連帯借受人又は連帯保証人に対し、債務の履行を請求する。 法的措置を要すると思われるものについては、随時本庁主務課へ報告する。
C	失業、疾病等の理由により、一時的に、納入することが困難な者又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>消滅時効完成前に納入可能な状態に回復する可能性がある者</li> </ul> 訪問調査を基本とした納入指導を継続的に行い、その後の状況により、一括若しくは分割納入の催告、償還計画の見直し又は連帯借受人若しくは連帯保証人への債務の履行請求を行う。

債権分類		分類の説明等	分類に応じた対応
D	生活困窮等の理由により納入能力がない状態にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者若しくは要保護者又はこれに準ずる状態にある者）で、その状態が消滅時効完成時期以降も続く認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>「これに準ずる状態にある者」とは、市町村税非課税世帯などをいう</li> <li>被保護者の場合、機械的判断をせず、資力、生計の状況等を総合的に判断の上区分する。</li> </ul>	連帯借受人、連帯保証人等に対し、債務の履行を請求する。
E	死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者	<ul style="list-style-type: none"> <li>「心身の著しい障害等」とは、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級又は各障害年金1級の交付を受けている者などをいう。</li> <li>被保護者の場合、機械的判断をせず、資力、生計の状況等を総合的に判断の上区分する。</li> </ul>	

平成23年度末未収債権をマニュアルにより分類すると次のとおりであり、当該債権分類に応じてマニュアルのとおりに対応されていることを確かめた。

#### 未収債権（延滞債権）分類及び対応等

（単位 金額：千円）

債権分類	平成23年度末		24年度入金		対応策等
	債務者数(人)	未収債権額	債務者数(人)	回収金額	
A	5	360	5	360	全員が24年度中に完納。
B2	18	6,515	16	1,410	すべての債務者に対して電話催促及び返還計画に基づき納入指導を行った。また、遅延している者へは訪問通知の上、訪問を行った。 返還計画書に基づき、一部遅延がある者もあるが、概ね計画通りに入金となされている。
B3	11	4,963	4	184	すべての債務者に対して電話催告及び文書送付を行った。また、納入もしくは連絡のない者へは訪問通知の上、訪問を行った。
C	1	396	-	-	訪問通知を行い、本人来庁の上、面談を行った。
合計	35	12,234	25	1,954	

注1 B1、D及びEに分類される債権はない。

注2 24年度入金は、24年12月末時点までの入金である。

督促等の時期及び方法については、納期限を過ぎても納入が確認できず、一定の日数が経過した後、文書または電話により本人へ催促等を行っている。

## 8-2 債権管理における課題、留意事項及び債権回収促進のために採用している方法等

項目	内容
現在課題となっている事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外在住者で、電話番号や勤務先の不明なものについては文書のための催促となり、それに応じない者がいること。</li> <li>・ 支払う意思があっても経済的困難により支払えない者がいること。</li> </ul>
債権管理における留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未済者の状況に応じて分納を提案する等柔軟に対応する。</li> <li>・ こまめに納入状況を確認し、納入のないものへは電話等で連絡を取る。</li> </ul>
債権回収促進のために採用している方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅や勤務先への訪問</li> </ul>

上記のとおり、県外在住者や支払意思はあるものの経済的に余裕のない者からの債権回収は難しい面はあるものの、未収債権分類に応じて分納等の提案や頻繁に電話等で連絡を取ったこと及び自宅などへ訪問を行ったこと等の対応の成果により、平成23年度末債務者35人のうち、23人から債権残高の全部又は一部の入金があり、未収債権（延滞債権）残高12,234千円のうち1,954千円の回収が行われている。

債権分類Aについては債務者5人から債権金額全額を入金され、債権分類B2については債務者18人中16人から全部又は一部入金がなされている。債権分類B3及びCについては、県外転居で所在は明らかであるが、本人及び連帯保証人への指導や訪問ができない債務者など回収が非常に難しいものの、不納欠損処分ができない債権も含まれている。

**（意見）回収不能見込額の計上について**

管理資料の債権分類額を集計した金額は12,234千円となっているが、公表されている平成23年度貸借対照表における長期延滞債権明細表の看護職員等修学資金貸付金10,456千円に対して、回収不能見込額の計上は行われていない。延滞債権全額回収に対する取組方針及び対応状況は評価されるが、上記のとおり債権分類B3及びCの中にはその全額の回収が難しいと思われる債権も散見される。当該回収不能見込額の計上についても今後の課題になると考えられる。

## 8-3 他の自治体で採用されている回収促進策及び検討している方策等

他の自治体の中には裁判所を通じた支払督促を行っているところもあり、それによる費用や手続方法及びそれによる回収効果等を調査した上で検討するとのことである。

## 8-4 延滞利息

延滞利息については、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しない場合は延滞利息を支払わなければならない（看護職員等修学資金貸与条例第12条）が、延滞が生じたのは経済的に余裕のないことがほとんどであるため、規程では延滞利息を徴収することになっているがこれまで徴収はなされていない。

## 9 不納欠損処分

当該修学資金貸与制度が開始されて以降、平成23年度まで不納欠損処分を実施したことはない。

当該債権は私法上の債権であるため消滅時効は10年であるが、時効の援用を必要とする。また、毎年催促を文書で行っても文書が返戻されない（本人の所在がつかめる状況にある）ため、放棄すべき債権ではないと考えられるため不納欠損処分は実施されていない。

### （意見）回収不能見込額について

当該債権は私法上の債権のため時効の援用がなければ不納欠損処理は実施することができない。しかし、上述のとおり当該債権の中には回収が困難なものも含まれるため、回収可能性を判断し、回収が見込めないものについては、回収不能見込額として貸借対照表に計上する必要があると思われる。

## IV-2 保健医療福祉課 国民健康保険広域化等支援基金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	国民健康保険法第 68 条の 3 鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例
事業目的 <sup>1</sup>	国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険事業の財源に不足を生じると見込まれる市町村に対し、 <u>基金から無利子貸付</u> を行う。
期待される成果	市町村一般会計からの赤字補填を防ぐ
事業開始年度	平成 14 年
今後の継続予定	継続
貸付対象者	市町村（国保）
貸付対象	市町村の国民健康保険事業における保険税の平準化支援、保険財政赤字補填
貸付時期	各市町村からの要望により、3 月補正で対応
債権管理規程等	なし

## (参考)背景

平成 13 年 11 月の医療制度改正大綱により、国民健康保険については、保険者の規模の拡大を図るため、市町村合併推進の取組と併せて、広域化等のための支援措置を講じることとされた。同年 12 月の総務・財政・厚生労働 3 大臣合意により、平成 16 年までに全国で総額 300 億円の基金を都道府県に創設することとされ、先の国民健康保険法が改正され、広域化等支援基金に関する規定が盛り込まれた。

・事業主体：都道府県 ・事業規模：全国で総額 300 億円 ・負担区分：国 1/2、都道府県 1/2

## 2 事業内容

国 1/2 及びと都道府県 1/2 の負担により、平成 14～16 年度の 3 ヶ年で市町村国民健康保険事業の運営の広域化及び国保財政の安定化を図るための基金<sup>2</sup>を造成し、次に掲げる事業を行う。

## (1) 保険財政広域化支援事業

市町村国民健康保険事業の市町村合併等による運営の広域化に際し、保険税の平準化を支援するため、基金から無利子貸付等を行う。

## (2) 保険財政自立支援事業

市町村国民健康保険事業において財政赤字が見込まれる場合について、その赤字を一時的に補填し、財政の安定的な運営を支援するための無利子貸付を行う。

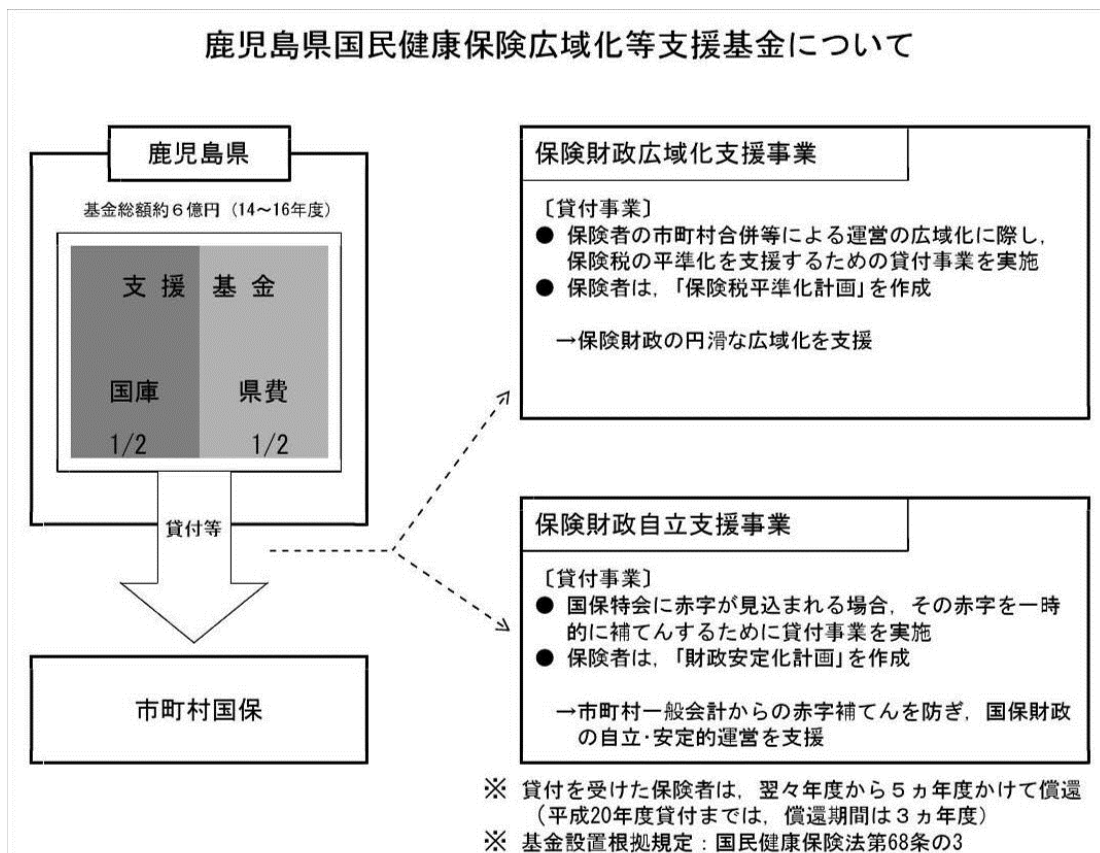
なお、貸付を受けた年度の翌々年度から 5 ヶ年度かけて償還される。

<sup>1</sup> 国民健康保険広域化等支援基金事業の目的は「市町村国民健康保険事業の市町村合併等による運営の広域化及び国保財政の安定化を図る。」

<sup>2</sup> 鹿児島県における基金造成実績は 636 百万円（うち国庫 318 百万円）である。

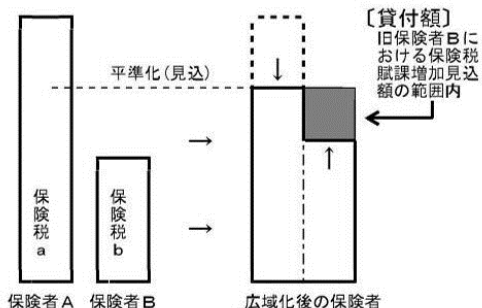
[事業の概要]

事業の全体概要図を用いて説明すると次のようである。

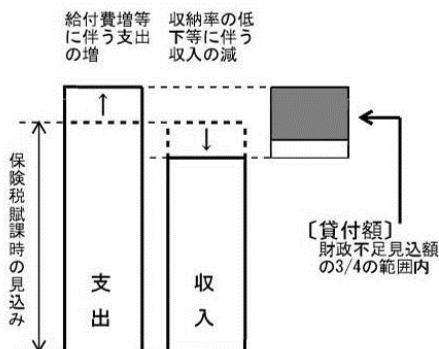


■ 貸付事業のイメージ

《保険財政広域化支援事業》



《保険財政自立支援事業》



※なお、新年度において保険税の急激な引き上げが見込まれる場合の貸付額……財政不足見込額の1/2の範囲内

出所：県からの受領資料



### 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	2	—	1	—
金額	—	271,000	—	46,000	—
回収					
件数 ※1	1	0	2	1	1
金額	52,150	15,814	48,813	15,663	13,000
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高 ※2					
件数	3	5	3	3	2
金額	72,290	327,476	278,663	309,000	296,000

※1 回収欄の件数は完済件数である。

※2 いずれの年度末残高にも滞納分はない。

新規発生は平成20年度に2件271百万円、22年度に1件46百万円が発生しているが、23年度の貸付実績はない。

また、基金残高は平成23年度の貸付金残高以上の余裕資金を有している状況が見られる。

債権回収状況面では、貸出先は市町村の国民健康保険事業であることから延滞等は発生しておらず、同様に過年度において不納欠損処理も発生していない。

なお、平成23年度の残高内訳は、枕崎市が250百万円、南九州市が46百万円の2件のみである。

#### [注]基金残高

「鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金」の平成23年度の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

前年度末残高	平成23年度			年度末残高
	積立額	取崩額	差引増減額	
343,104	13,865	0	13,865	356,969

(注) 当表の金額については単位未満を四捨五入している。

### 4 貸付債権の回収可能性について

貸付先が市町村(国保)であり、残高は2市となっている。通常の場合、当該債権が毀損する可能性は低く、回収可能性に関しても問題ないものとする。

## IV-3 地域医療整備課 医師修学資金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	へき地勤務医師等修学資金貸与条例、同施行規則 (注)鹿児島県独自であるが、他の都道府県においても同様の貸付事業有り
事業目的	緊急医師確保対策事業の一環として設けられた制度で、将来へき地医療機関等に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与し、もつて県内の離島山村等医療に恵まれない地域の住民の医療を確保する。
期待される成果	地域の医師不足の解消
事業開始年度	平成 18 年度
今後の継続予定	平成 31 年度 (国の医師確保対策に連動した事業であるため)
貸付対象者	別紙参照
貸付対象	保健福祉部
債権に係る管理 規程、マニュアル等	へき地勤務医師等修学資金貸与条例及び同条例施行規則
債権管理システム等	貸付金台帳、修学資金貸与者台帳

県は将来へき地医療機関等に勤務する医師を確保するため、医師修学資金貸付金として「地域枠」と「5・6年生枠」を設けている。

「地域枠」は、将来へき地医療機関等に勤務することを条件に県が医学部の学生に修学資金を貸与する制度で、政府が平成 18 年度に医師不足が深刻な県（本県は対象外）に対して各 10 名の医学部定員枠の増加を容認したものであり、19 年度には全都道府県に各 5 名の入学定員増を容認したものである。

「5・6年生枠」は、貸与から勤務までの時間が短く即効性があることから、地域枠修学生が現場に本格的に配置されるまでの医師不足の解消に資することを目的に創設した制度である。

2 資金の種類と貸付条件等

区分	地 域 枠			5・6年生枠
	旧 制 度	現 行 制 度		
	1年次入学者	1年次入学者	学士枠入学者	
①募集期間及び募集者数	平成18～20年度（毎年度2名）	21年度（7名） 22～29年度（毎年度17名） 30～31年度（毎年度10名）	21～29年度（毎年度3名）	20～21年度（毎年度3名） 22～25年度（毎年度23名） 26～29年度（毎年度3名）
②貸与対象者	「鹿児島大学医学部医学科特別入試（推薦入試(2)）」に合格し、貸与期間終了後、県内のへき地医療機関等に医師として勤務しようとする意思がある者	「鹿児島大学医学部医学科特別入試（推薦入試(2)）」に合格し、貸与期間終了後、県内のへき地医療機関等に医師として勤務しようとする意思がある者	「鹿児島大学医学部医学科第2年次後期学士編入学試験」に合格し、貸与期間終了後、県内のへき地医療機関等に医師として勤務しようとする意思がある者	医学部医学科の第5学年又は6学年に在学中のもの
③出身地要件	県内高校出身	県内高校出身	制限なし	制限なし
④貸与期間	1年次～6年次（6年間）	1年次～6年次（6年間）	2年次後期～6年次（4.5年間）	5年次～6年次（2年間）
⑤貸与金額（1人当たり）	9,400千円 ＜内訳＞ 入学金 280千円 授業料 3,120千円 生活資金 5,400千円 図書購入費 600千円	9,400千円 ＜内訳＞ 入学金 280千円 授業料 3,120千円 生活資金 5,400千円 図書購入費 600千円	7,270千円 ＜内訳＞ 入学金 280千円 授業料 2,340千円 生活資金 4,050千円 図書購入費 600千円	5年次貸与（2年間）1,800千円 6年次貸与（1年間）900千円 ＜内訳＞ 生活資金 900千円
⑥義務年限	臨床研修 2年 勤務 3年 計 5年	臨床研修 2年 実務研修 1年 勤務 6年 計 9年	臨床研修 2年 実務研修 1年 勤務 4年 計 7年	5年次貸与：臨床研修2年＋勤務2年 6年次貸与：臨床研修2年＋勤務1年
⑦臨床研修先	知事が定める病院	知事が定める病院	知事が定める病院	知事が定める病院
⑧実務研修先	知事が定める病院	知事が定める病院	知事が定める病院	知事が定める病院
⑨勤務先	ア へき地診療所 イ 国保診療所 ウ 知事が指定する病院	ア へき地診療所 イ 国保診療所 ウ 知事が指定する病院	ア へき地診療所 イ 国保診療所 ウ 知事が指定する病院	原則：知事が指定する病院 （本人希望により、へき地診療所・国保診療所も可）

## 3 医師数の現状

## 【医師数（総数）の推移】

(単位：人)

項目		平成12年	14年	16年	18年	20年	22年
医師数	全国	255,792	262,687	270,371	277,927	286,699	295,049
	本県	3,818	3,890	3,967	4,023	4,058	4,135
人口10万人当たり医師数	全国	201.5	206.1	211.7	217.5	224.5	230.4
	本県	213.8	218.7	224.3	230.8	236.3	242.3

平成22年の県全体の医師数は4,135人であり、年々増加しているものの、12年から22年までの増加率は、全国が15.3%であるのに対して、本県は8.3%と7.0ポイント小さい。

一方、人口10万人当たり医師数については、12年から22年で見ると、全国平均を上回っている。

## 【平成22年医師数】

(単位：人)

二次医療圏	医師数 (総数)	人口10万人 当たり 医師数		小児科 医師数	小児人口1 万人当たり 小児科医数		産科 医師数	出生1千人 当たり産 科医数		麻酔科 医師数	人口10万人 当たり麻酔 科医数	
		順位			順位			順位			順位	
全国	295,049		230.4	15,870		9.4	10,652		9.9	7,721		6.0
県計	4,135		242.3	170		7.3	135		8.9	133		7.8
鹿児島	2,374	1	344.6	94	1	9.9	86	1	13.3	102	1	14.8
南薩	306	2	209.9	8	8	4.7	6	5	5.9	8	2	5.5
川薩	252	3	203.7	11	3	6.4	7	3	6.4	4	5	3.2
出水	132	7	146.9	6	6	4.9	4	6	5.6	4	3	4.5
始良・伊佐	436	5	179.3	24	2	6.9	12	7	5.3	4	8	1.6
曾於	96	9	111.0	3	9	2.8	1	9	1.5		9	0.0
肝属	295	4	179.8	11	7	4.9	9	4	5.9	5	6	3.0
熊毛	57	8	125.4	4	4	6.2	2	8	4.9	1	7	2.2
奄美	187	6	157.4	9	9	5.1	8	2	8.2	5	4	4.2

注1 医師数は平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査による。

注2 平成22年の人口、小児人口は「平成22年国勢調査人口等基本集計結果」(平成22年10月)による。

注3 出生数は、「平成22年人口動態統計」による。

## (1) 医師数（総数）

県全体の医師数(平成22年)は4,135人であり、また、人口10万人当たりの医師数は242.3人となっており、全国平均230.4人を11.9人上回っている。

一方、本県においては、離島・へき地を多く有するなど地理的要因等があり、地域間及び診療科間の医師の偏在が見られる。人口10万人当たりの医師数を二次医療圏別に見てみると、全国平均を上回っているのは鹿児島医療圏のみで、その他の医療圏はすべてこれ

を下回っている。特に、最も高い鹿児島医療圏 344.6 人と最も低い曾於医療圏 111.0 人との間には3倍以上の格差がみられる。

医師不足が特に深刻な特定診療科（小児科、産科、麻酔科）について、平成 22 年の医師数をみると以下のとおりとなっている。

#### (2) 小児科医数

県全体の小児科医数は170人、小児人口1万人当たり小児科医数は7.3人となっており、全国平均9.4人を2.1人下回っている。

また、小児科医数についても地域間の医師の偏在が見られ、小児人口1万人当たり医師数を二次医療圏別に見てみると、全国平均9.4人を上回っているのは鹿児島医療圏のみで、その他の医療圏はすべてこれを下回っている。特に、最も高い鹿児島医療圏 9.9 人と最も低い曾於医療圏 2.8 人との間には3倍以上の格差がある。

#### (3) 産科医数

県全体の産科医数は135人、出生1千人当たり産科医数は8.9人となっており、全国平均9.9人を1.0人下回っている。

また、産科医数についても地域間の医師の偏在が見られ、出生1千人当たり産科医師数を二次医療圏別に見てみると、全国平均9.9人を上回っているのは鹿児島医療圏のみで、その他の医療圏はすべてこれを下回っている。特に、最も高い鹿児島医療圏 13.3 人と最も低い曾於医療圏 1.5 人との間にはおよそ9倍の格差がある。

#### (4) 麻酔科医数

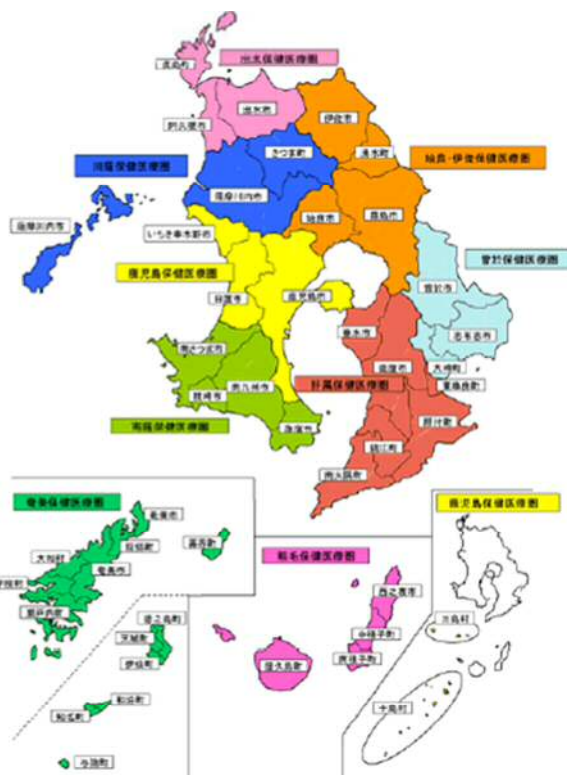
県全体の麻酔科医数は133人、人口10万人当たりの麻酔科医数は7.8人となっており、全国平均6.0人を1.8人上回っている。

また、麻酔科医数についても地域間の医師の偏在が見られ、人口10万人当たり麻酔科医師数を二次医療圏別に見てみると、全国平均6.0人を上回っているのは鹿児島医療圏のみで、その他の医療圏はすべてこれを下回っている。特に、最も高い鹿児島医療圏は 14.8 人であるのに対して、最も低い曾於医療圏は0.0人となっている。

【二次保健医療圏】

- 一次保健医療圏  
地域住民の日常生活を支える健康相談など、住民に密着した保健医療サービスを継続的に提供していく上で最も基礎的な圏域で、市町村区域
- 二次保健医療圏  
一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉の連携した総合的な取組を行うために市町村区域を超えて設定する圏域
- 三次保健医療圏  
高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域で、県全域を範囲

二次保健医療圏域名	圏域内市郡
鹿児島保健医療圏	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡
南薩保健医療圏	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
川薩保健医療圏	薩摩川内市、薩摩郡
出水保健医療圏	阿久根市、出水市、出水郡
姶良・伊佐保健医療圏	伊佐市、霧島市、姶良市、姶良郡
曾於保健医療圏	曾於市、志布志市、曾於郡
肝属保健医療圏	鹿屋市、垂水市、肝属郡
熊毛保健医療圏	西之表市、熊毛郡
奄美保健医療圏	奄美市、大島郡
9圏域	43市町村(19市20町4村)



(出典：「地域医療支援方策」(平成24年3月))

4 現在の医師確保対策に対する県の取組

本県においては、離島及びへき地など地理的要因等があり、地域間の医師の偏在・医師不足や小児科、産科、麻酔科等特定の診療科目間の医師の偏在・医師不足に加え、臨床研修医の県外流出等により地域の拠点病院においても医師不足が顕在化するなど、ほとんどの地域において医師の確保は喫緊の課題となっている。

「県民が健康で長生きでき、いつでも、どこでも安心して医療を受けられる鹿児島を目指して、総合的な施策の推進に努めることにより、健康格差の縮小を図りながら、県内のどこに住んでいても、医療ニーズに応じて、いつでも安心・安全で質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成を目指す」という、鹿児島県保健医療計画(平成20年度策定)の基本的な考え方に基づいて「地域医療支援方策」(24年3月)が策定されている。

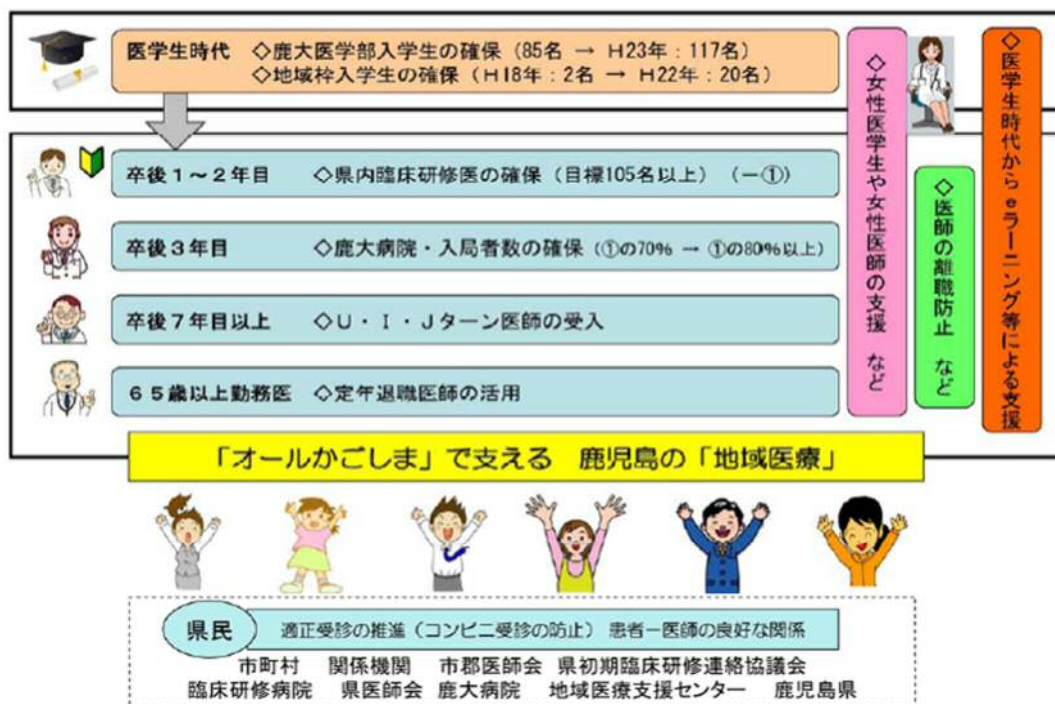
～「地域医療支援方策」より抜粋～

地域医療支援方策(以下「方策」という。)は、地域の拠点病院、県・郡・市医師会、鹿児島大学、県・市町村行政等の関係者が、県内の各地域・各診療科毎の医師の適正な配置について、共通認識の下、それぞれの地域あるいは隣接する地域間で必要とする医師配置のフレームについて検討・協議したものであり、一歩ずつではあるが、現在の医師不足や医師の地域的・診療科的な偏在の解消に資するためのものである。

関係者の共通認識とは、次に示す背景の下に、鹿児島大学医学部の地域枠医学生を含む医学生の確保により、今後増加する医師をどのように県内に留め、地域に配置し活用するのか。また、それをいかに維持していくのかという強い思いである。

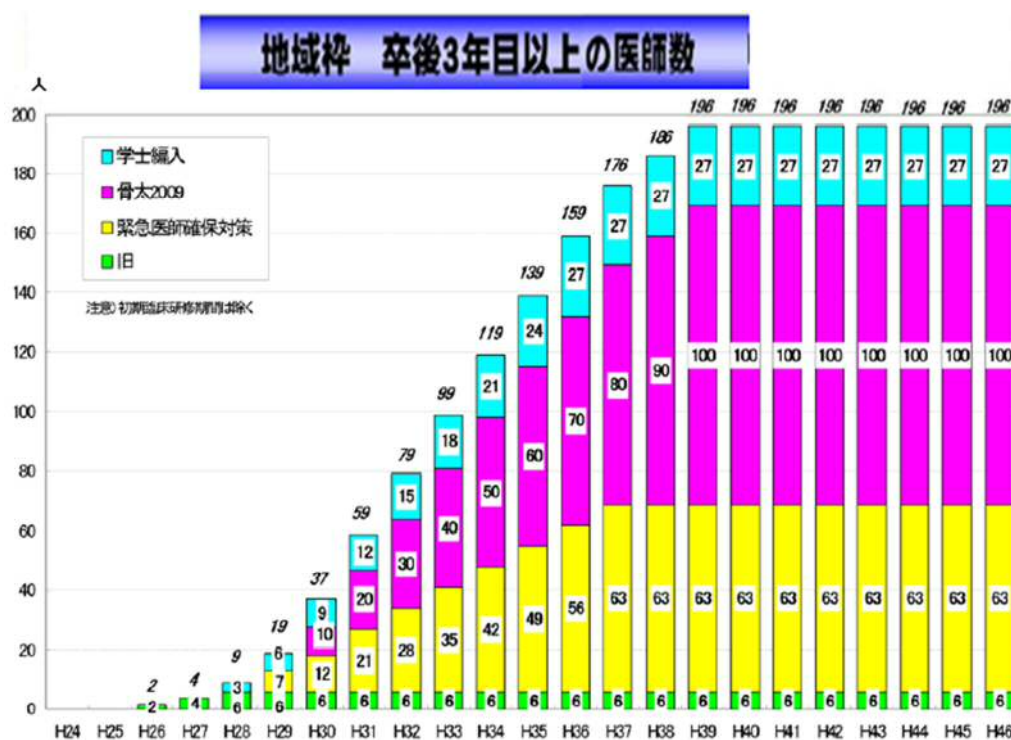
その中で現在の医師確保対策に対する県の取組としては以下の項目が掲げられている。

- (1) 医学生への修学資金の貸与制度、研修医への奨励金制度、臨床研修病院の連携強化の支援、ドクターバンクによるU・I・Jターンの推進などをオールかごしまで実施している。
- (2) 平成21年度に策定した地域医療再生計画においては、本方策の策定に関わった地域医療支援センターの設置のほか、鹿児島大学病院内に総合臨床研修センターを整備し、県内の研修医、勤務医、開業医、看護師、助産師等の研修を支援し、多様なニーズに対応できる質の高い研修体制の構築を進めている。
- (3) 医療従事者を守り、地域医療を支えるため、医療機関の適正受診等の啓発を医師会、市町村等と連携して実施している。



(出典:「地域医療支援方策」(平成24年3月))

医師不足の解消のためには医師を確保することが大前提で、医師の確保も医師になる前の医学生時代、しかも入学時から行うのが最も効率的・効果的であり、「地域枠」制度（医師修学資金貸与制度）は（1）から（3）の項目の中でも最も有効な施策の一つである。しかも、次表「地域枠 卒後3年目以上の医師数」の推移を見ても、当該制度が毎年計画的に医師を安定して確保し、増加させることができるという点からも最も有効であると思われる。



(出典:「地域医療支援方針」(平成24年3月))

※「骨太2009」とは国の「経済財政改革の基本方針2009」に基づく鹿大医学部の入学定員増のこと

※「緊急医師確保対策」とは国の「緊急医師確保対策」に基づく入学定員の増員のこと

上表は、国の「緊急医師確保対策」及び「経済財政改革の基本方針2009」に対応して募集枠が拡充された修学生が初期臨床研修を終了した後、勤務義務期間を経て引き続き本県内で就業すると仮定した場合の累計数を示している。

## 5 最近5年間の当該債権の状況

### (1) 最近の貸付金額

(単位: 千円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額	6,240	11,780	29,190	78,790	109,090
貸与金額	6,240	10,880	28,665	60,415	89,670
貸付金残高	9,640	20,520	49,185	109,600	199,270



## (2) 最近の貸与人数

(単位：人)

	平成19年度			20年度			21年度			22年度			23年度		
	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
旧地域枠	2	2	4	2	4	6	-	6	6	-	6	6	-	6	6
地域枠(1年)	-	-	-	-	-	-	7	-	7	17	7	24	17	24	41
地域枠(学士)	-	-	-	-	-	-	3	-	3	3	3	6	3	6	9
5・6年生枠	-	-	-	2	-	2	4	2	6	3	3	6	3	4	7
計	2	2	4	4	4	8	14	8	22	23	19	42	23	40	63

「地域枠(1年)」については、国の「緊急医師確保対策」に基づく鹿児島大学医学部の入学定員増に対応しており、増員期間は国において「平成21年度からの最大9年間(平成29年度まで)」とされている。平成21年度が募集人員7名に対して新規貸与者は7名、22年度及び23年度が募集人員17名に対して新規貸与者は17名と定員を満たしている。

「地域枠(学士)」については、鹿児島大学医学部医学科第2年次後期学士編入学試験に連動していることから、募集定員3名は鹿児島大学と協議・調整し、その上で増員等の場合は国の承認を経て決定されている。21年度から23年度まで各々の募集人員3名に対して新規貸与者は3名と定員を満たしている。

他方で、「5・6年生枠」については、鹿児島大学医学生3名を募集対象として概ね10年間の予定で創設されたが、深刻化する医師不足の現状を踏まえ、22年度から4年間を目途として、県外の医学生も募集対象に含めた上で23名まで拡充されている。20年度及び21年度が募集人員3名に対して新規貸与者は2名及び4名となってほぼ定員を満たしているものの、22年度及び23年度は募集人員23名に対して新規貸与者は各々3名と大幅に定員を下回っている。これは、主として県外医学生の応募がなかったためである。

これに対しては、①募集に際しては、全国の大学に対してチラシによる募集案内を行うとともに、県のホームページでの広報や県外の医学部生を対象としたイベント等においてチラシの配布や制度説明を行うなど、その周知に努めている。また、②鹿児島大学医学生には5、6年生へのチラシの個別配布、電子メール、各種説明会及びイベントにおいて制度の広報等を行っており、今後とも鹿児島で地域医療に従事する魅力をPRするため、チラシ内容の見直しを検討するほか、あらゆる機会を捉まえて制度の広報・周知等に努めたい、としている。

## [参考]

～日本経済新聞 2012年12月2日朝刊より～

### 医学部に設置の「地域枠」 定員割れ22都府県

「地域枠」の定員と実際の利用者数

(定員割れの人数が多い県)

自治体名	定員	利用者数	定員数と利用者数の差
三重県	145	76	69
鹿児島県	43	20	23
埼玉県	65	43	22
鳥取県	39	23	16
秋田県	42	28	14

注 「定員」は「5・6年生枠」23名を含めた人数であり、「地域枠」定員は20名で利用者数は定員を満たす。

「鹿児島県は定員43人の地域枠の中に他県の大学で学ぶ学生でも利用できる制度を設けているが、その制度の利用者はゼロだった。同県地域医療整備課は『他県の医学部学生に鹿児島で地域医療に従事する魅力が伝わってないようだ』としている。」

～日経グローバル No.209 2012.12.3より～

「鹿児島県は、…(中略)…1年生を対象に審査する奨学金制度の定員が20人、5、6年生を対象とする制度の定員が23人だ。1年生対象の奨学金…は毎年20人の定員がすべて埋まる。ところが、5、6年生対象は10、11年度がいずれも3人、12年度はゼロ<sup>1</sup>となった。

1年生対象と異なり、5、6年生対象は貸与期間が2年以内で、へき地病院などに勤務する義務年限を2年と短く設定。また県内、県外在学生でも利用できる。より気軽な気持ちで応募してもらうことを意図した制度だ。全国の医大学生から、鹿児島での地域医療に関心を持つ人を発掘する狙いがあったが、他県の医学生の利用は今のところゼロ。制度の魅力を十分に伝え切れていないことが、応募が低調な理由だろうか。」

## 6 債権の滞留及び不納欠損処理の状況

制度自体が平成18年度から開始されているため、債権の滞留及び不納欠損処理はない。

## 7 債権の回収可能性

当該債権は医師の確保とその定着を図ることを目的とした制度に基づく債権であり、その目的を達成するためには回収対象にならないよう努めることが必要である。

公表されている平成23年度のへき地勤務医師等修学資金貸付金199,270千円に対して、全額が回収不能見込額に計上されている。当該会計処理は貸付金全額が回収されないことを意味するものであるため、制度目的からすれば望ましい会計処理であると思われる。

<sup>1</sup> 12年度は12月までに1名の貸与が決定済みである。

## IV-5 社会福祉課 災害援護資金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要					
根拠法令等	「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)、 「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年12月26日政令第374号)、各市町村条例 (注) 当該事業は全国的に実施されている。					
事業目的	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、資金の貸し付けを行う。これに関して、県は市町村に対し、市町村が貸し付けた災害援護資金相当額を貸し付ける。					
期待される成果	被災世帯の生活の早期立て直しをはかる。					
事業開始年度	昭和49年度					
今後の継続予定	継続中					
債権に係る管理 規程、マニュアル等	保健福祉部債権管理マニュアル					
債権管理システム等	災害援護資金市町村別償還一覧表					
債権保全	なし					
災害援護貸付事業	(市町村が被災者に直接貸し付ける事業) の概要					
① 付の対象となる災害	① 災害救助法による救助の行われた災害 ② の市町村を含む県内において生じた災害で救助が行われた災害					
② 貸付対象者	① 当該世帯主が重傷を負った場合(療養に要する期間がおおむね1カ月以上の負傷) ② 住家が滅失、流失、全壊または半壊した場合 ③ 家財に損害があった場合(被害金額がその家財の概ね1/3以上である損害) ただし、同一世帯に属する者の所得の合計額が下表の金額以上の場合、貸付対象としない。平成10年6月1日以降の災害から (単位:万円)					
	同一世帯に 属する者数	1人	2人	3人	4人	5人以上
	所得の 合計額	220	430	620	730	730万円に世帯人員1人増やす毎に30万円を加算した額
	その世帯の住居が滅失した場合であっては、1,270万円とする					

③貸付額	(単位：万円)		
	貸付区分	貸付限度額	
1. 世帯主が負傷した場合（療養に約1カ月以上かかること）	①家財、住家ともに損害がない場合	150	
	②家財の損害はあるが住家に損害がない場合	250	
	③住家が半壊した場合	270 (350)	
	④住家が全壊した場合	350	
	2. 世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が1カ月かからない場合も含む）	①家財の損害はあるが住家に損害がない場合	150
		②住家が半壊した場合	170 (250)
		③住家が全壊した場合（④を除く）	250 (350)
		④住家の全体が滅失した場合	350
④借入申込期限	被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで		
⑤貸付条件	①利率………3%（据置期間中は無利子） ②償還期限………10年（据置期間を含む） ③据置期間………3年（厚生労働大臣が定める事情で、市町村長が特に認めた場合は5年） ④保証人………連帯保証人とする		
⑥償還	①償還方法 年賦又は半年賦 ②一時償還 災害援護資金の貸し付けを受けた者が偽りその他不正な手段により貸付を受けた時、または償還金の支払いを怠った時は、貸付金の全部または一部につき、一時償還を請求することができる。（一時償還を請求することが適当と認められる場合に限る。） ③ 約金 延滞元利金額につき年 10.75% ④支払猶予 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合、支払を猶予することができる。 ア. 支払猶予期間は1年内。特に必要がある場合は、改めてその手続をとらせること。 イ. 猶予後の償還期日に支払われた償還金は、猶予前の償還期日に支払われたものとみなし、利子の計算に影響は及ぼさない。 ⑤償還免除		

	<p>償還免除要件</p> <p>ア. 借受人死亡時</p> <p>イ. 借受人が、地方税法施行令第7条の15の8に規定する特別障害者となった場合</p> <p>⑥繰上償還</p> <p>借受人は、繰上償還申請書を提出して繰上償還をすることができる。</p> <p>⑦償還の完了</p> <p>市町村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還する。</p>
--	--

## 2 貸付条件等

貸付金利	0%（無利子、ただし延滞の場合は年8.25%）
償還期間	11年（措置期間を含む）
措置期間	3年（厚生労働大臣が定める事情で、市町村長が特に認めた場合は5年）
償還方法	<p>①償還期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借受人から前期（4/1～9/30）に受入分→当該年度の3/31まで</li> <li>・借受人から後期（10/1～3/31）に受入分→次年度の9/30まで</li> </ul> <p>②償還額</p> <p>借受人から償還を受けた額の中の元金相当額。ただし、最終償還期にあつては、借受人から償還のない場合でも市町村は残額を一括して県へ償還する。</p>
償還免除	市町村が借受人に対して貸付金の償還免除を行った場合、県も当該償還免除相当分の償還を免除する。

## 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	—	—	2	1
金額	—	—	—	6,400	2,900
回収					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	3,850	2,500	3,803	5,203
償還免除					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	5	5	5	7	8
金額	34,050	30,200	27,700	30,297	27,994
(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

## 3-1 貸付実績（県の貸付実績）

平成23年度貸付金残高の内訳

(単位：千円)

貸付年度	市町村名	貸付額	償還免除額	償還済額	未償還額
18年度	A市	16,100	—	5,678	10,422
	B市	1,700	—	486	1,214
	C市	4,200	—	3,713	487
	D町	3,500	—	1,000	2,500
	E町	8,550	—	4,479	4,071
22年度	F町	3,400	—	—	3,400
	G市	3,000	—	—	3,000
23年度	H町	2,900	—	—	2,900
合計		43,350	—	15,356	27,994

### 3-2 不納欠損処理の状況

当該貸付制度開始以降、平成23年度までにおいて実施された不納欠損処理はない。

## 4 財務事務執行状況の検討

### 4-1 貸付事務の執行状況

貸付事務の執行状況について、平成23年度の貸付実績全件（1件、総額2,900千円）に関して以下のとおり監査手続を実施した。

作成者	貸付事務執行関連書類	A市
申請者	県貸付金貸付申請書	○
	災害援護資金県貸付金所要額調書	○
	災害援護資金貸付内訳書	○
	関係書類	○
県	貸付決定についての通知書	○
	契約書	○
申請者	災害援護資金貸付事業報告書	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり ー：該当なし

### 4-2 貸付金回収事務の執行状況

社会福祉課において、市町村別の償還予定額をまとめた「災害援護資金市町村別償還一覧表」を作成し、貸付金回収の管理を行っている。貸付金の償還は年2回（9月、3月末日）となっており、歳入の調定票を起案し、償還金の納入通知書を貸付先に送付する。納入通知書兼領収書は同課にて回収保管している。貸付金の回収事務の執行状況について、平成23年度の回収実績全件について以下のとおり監査手続を実施した。

回収事務執行関連書類	23年度前期（償還金 総額1,486千円）	23年度後期（償還金 総額3,717千円）
災害援護資金市町村別償還一覧表	○	○
歳入の調定票	○	○
納入通知書兼領収書	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり ー：該当なし

## IV-6 社会福祉課 介護福祉士等修学資金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	介護福祉士等修学資金貸与条例（平成16年4月1日廃止） 介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成16年4月1日廃止）
事業の目的及び成果	介護福祉士または社会福祉士を養成する学校等に在学する者で、将来介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与し、もって県内の社会福祉施設等における介護福祉士等の確保を図ることを目的とする。競合する事業としては育英財団等の奨学資金事業が該当する。県の修学資金制度は、要件を満たせば修学資金の一部または全部免除制度があるという特色がある。なお、当該目的のとおり介護福祉士等の確保ができたということで、当事業は平成15年度で廃止となった。よって、現在は当初貸出の返還事務のみ行っている。
事業開始年度	平成5年（平成15年度で廃止）
貸付対象者	貸与対象者（①および②の要件を満たす者） ①介護福祉士等を養成する学校等に在学する者 ②卒業後、県内の社会福祉施設等において、社会福祉士および介護福祉士法に規定する相談援助又は介護等の業務に従事しようとする者
貸与対象（資金の用途）	介護福祉士又は社会福祉士を養成する学校の修学資金
債権に係る管理規程、マニュアル等	保健福祉部債権管理マニュアル
債権管理システム等	介護福祉士等修学資金貸与台帳
債権保全	借入に際しては、連帯保証人を要する。

## 2 貸付条件等

貸付金利	無利子
貸与金額	月額36,000円以内
償還期間	修学資金を貸与された期間に相当する期間内
償還方法	月賦または半年賦の均等償還



償還免除	学校を卒業後、1年以内に県内の社会福祉施設等において相談援助又は介護等の業務に従事し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士登録簿等への登録を受けた場合であって、当該業務に7年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該特定業務に従事した場合または中高年年齢離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該特定業務に従事した場合にあっては3年間）引き続き従事したときなど。なお、免除額は条例施行規則に基づき、その従事期間に応じて計算することになっており、その金額は貸付金額の全部又は一部となる。
------	--

### 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

（金額単位：千円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
回収					
件数	17	17	14	11	8
金額	1,366	1,153	1,158	708	524
償還免除					
件数	7	12	16	4	—
金額	6,753	9,257	11,664	2,993	—
年度末残高					
件数	32	30	14	10	10
金額	32,216	21,807	8,985	5,283	4,759
（うち滞納分）					
（件数）	8	10	8	5	4
（金額）	496	525	318	160	107
（うち時効経過分）					
（件数）	—	—	—	—	—
（金額）	—	—	—	—	—

## 3-1 貸付実績（県の貸付実績）

当該貸付制度開始年度から平成18年度までの貸付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	貸付額	償還額	償還免除額	不納欠損額	23年度 末残高
5年度	4,320	998	3,322	—	—
6年度	5,184	2,078	3,106	—	—
7年度	8,640	1,779	6,861	—	—
8年度	9,072	2,026	7,046	—	—
9年度	10,368	3,199	7,169	—	—
10年度	11,052	3,579	7,473	—	—
11年度	9,504	4,320	5,184	—	—
12年度	10,584	3,827	6,675	—	82
13年度	11,016	2,435	8,445	—	136
14年度	8,640	2,320	5,863	—	457
15年度	8,460	2,739	4,099	—	1,622
16年度	4,752	809	2,345	—	1,598
17年度	1,296	—	864	—	432
18年度	432	—	—	—	432
合計	103,320	30,109	68,452	—	4,759

先述のとおり、当該貸付制度は平成15年度で廃止となっており、以後新規の貸付は発生していない。平成16年度から平成18年度の貸付は、平成15年度までに当該制度の申請が受理された者、いわゆる継続者について、その修学期間に貸付された金額である。

なお、介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例第7条によれば、要件を満たすと修学資金の償還が免除されることとなっている。したがって、これら要件を満たす者については、その従事期間の要件である7年間は修学資金の償還が猶予されることとなる。こうした返還が猶予されている者のここ3年間の貸付金残高は以下のとおりである。

区 分		21年度	22年度	23年度
年度末残高（滞納額を除く）	件数（人）	14	10	10
	金額（千円）	8,667	5,123	4,652
うち返還義務が確定した者	件数（人）	7	7	7
	金額（千円）	1,971	1,667	1,196
うち返還義務が猶予されている者	件数（人）	7	3	3
	金額（千円）	6,696	3,456	3,456

上記表のとおり、平成23年度末で返還義務が猶予されている者が3名、貸付金額は3,456千円となっており、将来、修学資金の償還が一部若しくは全部免除されることとなる。

### 3-2 不納欠損処理の状況

当該貸付制度開始以降、平成23年度までにおいて実施された不納欠損処理はない。

## 4 債権の管理

### 4-1 分類別債権残高の状況

「保健福祉部債権管理マニュアル」による「未収債権の分類と対応」が作成されており、平成23年度の未収債権について社会福祉課は以下のとおり区分している。

債権分類	分類基準	分類の説明等	分類に応じた対応	人数（人）	金額（千円）
A	現在、納入している者（未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者を除く。）		新規の未収債権発生を防止するため、未収債権発生未然防止対策のほか、必要により事後指導等を行う。	4	107
B	現在納入していない者又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額で、資産、収入等の状況から一括又は分割による納入が可能と見込まれる者。	①一括納入が可能と見込まれる者。	納入通知書を再発行し納入を催促する。	—	—
		②分割納入が可能と見込まれる者。	規則に基づく履行延期の申請や償還計画（分納計画）の提出を指導し、償還計画に基づき納入を催告する。	—	—
		③上記①又は②に該当するもので、再三の指導催告にも関わらず納入しない者	書面による債務確認を行うとともに、未納者本人のほか、必要に応じて連帯借受人又は連帯保証人に対し、債務の履行を請求する。法的措置を要すると思われる者については随時本庁主務課へ報告する。	—	—

債権分類	分類基準	分類の説明等	分類に応じた対応	人数 (人)	金額 (千円)
C	失業、疾病等の理由により、一時的に納入することが困難な者又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者。	消滅時効完成前に納入可能な状態に回復する可能性がある者。	訪問調査を基本とした納入指導を継続的に行い、その後の状況により、一括若しくは分割納入の催告、償還計画の見直し又は連帯借受人若しくは連帯保証人への債務の履行請求を行う。	—	—
D	生活困窮等の理由により納入能力がない状態にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者若しくは要保護者又はこれに準ずる状態にある者）で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められる者。	「これに準ずる状態にある者」とは、市町村民税非課税世帯などをいう。被保護者の場合、機械的判断をせず、資力・生計の状況等を総合的に判断の上、区分する。	連帯借受人・転貸保証人等に対し、債務の履行を請求する。	—	—
E	死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者。	「心身の著しい障害等」とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級又は各障害年金1級の交付を受けている者などをいう。被保護者の場合、機械的判断をせず、資力・生計の状況等を総合的に判断の上、区分する。		—	—

#### 4-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

未収債権の発生をできるだけ未然に防止するため、次の措置を講じることとなっている。

##### ①口座振替の利用促進

口座振替の可能な債権については、債務者本人の利便性や収納事務の効率性の観点から口座振替の利用の促進を図る。

##### ②貸付、措置等を行うときの啓発

貸付金にあっては貸付を行うときに、制度の趣旨を十分説明するとともに、償還義務の発生について啓発及び注意喚起を行う。

##### ③貸付終了後の就職状況（継続勤務日数等）により返還義務が発生することがあるため、貸付の開始時及び終了前に償還義務の発生についての説明、啓発等を実行する。

##### ④修学生の就職状況を個々に把握し、返還事由が発生した場合は、速やかに返還の手続を行うよう指導する。また、支払方法や支払額等は、債務者の資力・生計の状況等に即した納入計画を策定の上、決定する。

## 4-3 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

委員会・検討会等の名称	開催頻度等	成果
保健福祉部未収債権対策プロジェクトチーム	必要に応じて会長の招集により開催。年3～4回程度。	回収対策方針等の検討・決定による効果的な回収

保健福祉部における貸付金償還金等の歳入に係る債権について、収入未済となっている原因及び徴収事務の経過等を明らかにし、その対策を推進するため、保健福祉部未収債権対策プロジェクトチームを設置している。プロジェクトチーム編成は以下のとおりである。

会長…保健福祉部次長（事務担当）

委員…保健医療福祉課長、社会福祉課長、障害福祉課長、子ども福祉課長

## 4-4 財務事務執行状況の検討

## 4-4-1 返還免除

修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に介護福祉士登録証又は社会福祉士登録証の写し及び在職証明書を添付して知事に提出することとなっている。平成23年度の実績はなし。直近の実績としては、平成22年度に4名に対して総額2,736千円の返還免除を行っている。修学資金の貸付金の返還免除事務の執行状況については、平成22年度分の4名すべてについて以下のとおり監査を実施した。

項目		A氏	B氏	C氏	D氏
返還免除	修学資金返還免除申請書	○	○	○	○
事務の提出書類	介護福祉士登録証または社会福祉士登録証の写し	○	○	○	○
	在職証明書	○	○	○	○
従事期間の計算		○	○	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

## 4-4-2 返済計画の変更

保健福祉部債権管理マニュアルに基づく未収債権の分類別対応において、借入人の事情により通常の返済が困難なケースがあり、これについては規則に基づく履行延期の申請や償還計画（分納計画）の提出による納入の催告を行うことがある。この場合、借入人からの連絡を受けて「修学資金返還方法変更申出書」を借入人に送付し、借入人から回収する。そして返済計画を作成し部内で起案決裁を受けて変更通知を発送する。

平成23年度の実績は1名である。返済計画の変更事務の執行状況について、平成23年度の実績1名について以下のとおり監査手続を実施した。

作成者	返済計画の変更事務関連書類	A氏
借入者	修学資金返還変更申請書	○
県	起案決裁	○
	返済計画	○
	変更通知	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

#### 4-4-3 返済の開始

借入人の事情（特定業務に従事する意思がなくなったなど）により返済を開始するケースがある。この場合、借入人からの連絡を受けて「修学資金返還方法申請書」を借入人に送付し、借入人から回収する。そして返済計画を作成し、一部免除額の計算および返済計画を作成し、部内で起案決裁をうけて通知を発送する。

平成23年度の実績はない。直近の実績は平成22年度に1名行っている。返済開始事務の執行状況について、平成22年度の実績1名について以下のとおり監査を実施した。

作成者	返済開始事務の関連書類	A氏
借入者	修学資金返還方法申請書	○
県	起案決裁	○
	返済計画	○
	通知	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

#### 4-4-4 貸付金の回収

毎年年度初めの4月に1年間の返還計画表を各借入人に送付する。当該返還計画表に基づき毎月納入通知書を各借入人に送付し、後日、納入通知書兼領収書を回収する。

貸付金の回収事務の執行状況については、平成23年度分のうち、4名の1年間の回収について以下のとおり監査を実施した。

貸付金の回収事務の関連書類	A氏	B氏	C氏	D氏
返還計画表	○	○	○	○
調定票	○	○	○	○
納入通知書兼領収書	○	○	○	○

○：特に指摘すべき事項は発見されなかった ×：指摘事項あり -：該当なし

## 4-4-5 滞納先への対応

平成22年度末の滞納額は3名に対し総額160千円となっている。平成23年度におけるこれら滞納者に対する県の対応とその結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A氏	B氏	C氏
貸付金総額	684	864	864
返還免除額	-	606	-
平成22年度末までの入金実績	240	140	670
平成22年度末残高	444	117	194
平成22年度末残高のうち延滞の金額	80	70	10
延滞債権の発生時期	平成20年度20千円 平成21年度60千円	平成19年度20千円 平成20年度50千円	平成22年度10千円
延滞の原因	生活の困窮	生活の困窮	出納閉鎖後の歳入
延滞利息の徴収の有無	無	無	無
保健福祉部債権管理マニュアルにおける未収債権の分類	A	A	A
社会福祉課の対応	平成21年～平成22年度滞納分を優先返還、夏に訪問指導。 平成23年4月1日、介護福祉士等修学資金返還金の受入について(通知)の送付。 平成23年4月～平成24年3月毎月中旬に納入通知書を送付。	平成23年4月1日、「介護福祉士等修学資金返還金の受入について(通知)」の送付。 平成23年4月～平成24年3月毎月中旬に納入通知書を送付。	平成23年4月1日、「介護福祉士等修学資金返還金の受入について(通知)」の送付。 平成23年4月～平成24年3月毎月中旬に納入通知書を送付。
平成23年度回収額	50	35	120
平成23年度末貸付金	394	82	74
うち未収債権残高	30	35	—
平成24年度の状況	文書及び電話にて返還の督促を継続して実施。平成24年12月に滞納分を返済。再度返済計画を見直し継続して返還すると回答あり。	平成24年7月に滞納分を返済。残りについては平成25年3月までに完済予定。	—
検討結果	×	×	○

○：特に指摘すべき事項は発見されなかった ×：指摘事項あり —：該当なし

**(指摘事項) 償還期の滞納者に対する歳入の調定未実行について**

平成 23 年度末の残高のうち返済が滞っている 2 件 (A 氏及び B 氏) について、延滞後、歳入の調定 (未収債権) が行われていないものがあつた。

仮に、償還計画どおり歳入の調定を実行した場合の平成 22 年度末及び平成 23 年度末における収入未済金額は以下のとおりである。

項 目	A 氏	B 氏
歳入の調定停止期間	平成 22 年 4 月～	平成 20 年 9 月～
歳入の調定停止期間の未請求額	平成 22 年度 : 60 千円 平成 23 年度 : 60 千円	平成 20 年度 : 35 千円 平成 21 年度 : 12 千円 平成 22 年度 : - 千円 平成 23 年度 : - 千円
平成 22 年度末未収債権額	140 千円	117 千円
平成 23 年度末未収債権額	150 千円	82 千円

経緯を確認したところ、過去からの手続を踏襲したというものであり、その理由は明らかではない。未収債権額の適切な把握を行うためにも、滞納期間についても歳入の調定を行う必要がある。

**(意見) 未収債権の分類について**

平成 22 年度末の未収債権残高の 3 名について、「保健福祉部債権管理マニュアル」に従い、未収債権の分類を実施しているが、いずれも分類 A としている。

しかし、うち 1 名については平成 19 年度において返済条件の見直しを行っていること、及びここ数年の返済状況を見ても正常に借入金の返済を行っているとは言い難い。また、社会福祉課は同氏に対して償還計画に基づく納入の催告や、訪問・電話等による指導を密に実施しており、分類は A としているものの、実際は B②以上の対応を実施している。

したがって B②の分類に該当すると思われるので、分類の再検討が必要であると考える。



## 5 債権の開示について

鹿児島県の平成23年度財務諸表に開示されている金額は以下のとおりである。

項目	金額（千円）	コメント
貸借対照表価額	4,241	
長期延滞債権	476	平成23年度末において未収債権残高が発生している者の平成23年度末残高
回収不能見込額	3,456	返還義務が猶予されている者の平成23年度末残高
うち長期延滞債権	—	

回収不能見込額は現在返済義務が猶予されている債権であり、将来その全部若しくは一部の返済義務が免除されるものである。一方、長期延滞債権は平成23年度末で返済が滞っている債権であり、これについては特に回収不能見込額は見積もられてはいない。

## 6 債権管理に関する課題等

現在課題となっている事項	他県で採用されている方法で回収促進等に有効と思われる方策	県で今後採用を検討している方策
延滞者の不定期な少額分納による未収債権の固定化及び回収期間の長期化から、早期の回収が困難な状況にある。	専門家（弁護士、司法書士等）による相談や面接	面談・電話連絡等を随時実施し、早期返済を促す。

（参考）債権回収業務における弁護士等との契約はない。

### （意見）債権の回収促進について

一部の債務者については償還期限の延長などを行っているが、月々5千円返済といったものもあり、その償還が10年以上にわたるものもある。

貸付金額・件数が少ないため、社会福祉課は債権管理マニュアル以上の対応を実施しているといえるが、あまりに少額な債権のために長期間人手や交通費・文書通信費等を費やすことは経済性の面で問題もあると思われるので、今後の検討課題と思われる。

## IV-7 介護福祉課 鹿児島県介護保険財政安定化基金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法</li> <li>・介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令</li> <li>・鹿児島県介護保険財政安定化基金条例</li> <li>・鹿児島県介護保険財政安定化基金運営要綱</li> </ul> <p>(注)当該事業は全国的に実施されている。</p>
目的及び成果	市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、介護給付費の見込を上回る伸び等による財政不足について、市町村において一般会計からの繰入を行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、介護保険法第 147 条第 1 項に基づき、県に介護保険財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行う。
基金の設置年度	平成 12 年度
基金の造成	<p>①造成については、県内市町村分の介護給付費等総額に定率を乗じて得た額を、国 3 分の 1、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1（第 1 号保険料を財源）拠出で積み立てた。</p> <p>ア. 第 1 期：拠出率 1.5%、積立総額約 41 億 7 百万円</p> <p>イ. 第 2 期：拠出率 0.3%、積立総額約 10 億 3 千 1 百万円</p> <p>ウ. 第 3 期：拠出率 0.3%、積立総額約 10 億 9 千 4 百万円</p> <p>②第 4 期：拠出による新たな造成なし。（償還金、運用益のみ積立）</p> <p>③第 5 期：拠出による新たな造成なし。</p>
運営方法	<p>①年度を単位として、給付費の増や保険料未納による財政不足が生じた場合に資金の貸付を行う。</p> <p>②給付費の増や保険料未納により財政収支不均衡が生じた場合に資金の貸付を行う。</p> <p>③貸付額＝単年度事業費用額－単年度保険料等事業収入額</p>
事業開始年度	平成 12 年度
今後の継続予定	継続中
貸付対象者	鹿児島県内の市町村
貸付対象（資金の用途）	介護給付費
債権に係る管理規程、マニュアル等	保健福祉部債権管理マニュアル

債権管理システム等	計画期間の財政安定化基金貸付に係る償還予定
債権保全	なし

## 2 貸付条件等

貸付金利	0%（無利子）
貸付期間	3年間を計画期間とし、市町村は借入を行った次期計画期間の3年間にわたり3分の1ずつ分割償還。なお、第1期計画期間の貸付金については、特例として償還期限を6年又は9年に延長している。
償還方法	貸付を受けた市町村は、各年度に償還する金額を当該年度の12月の最終業務日までに納付しなければならない。
任意の繰上償還	貸付を受けた市町村が、条例第14条第2項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。

## 3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

（金額単位：千円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	—	—	—	4
金額	—	—	—	—	110,000
回収					
件数	20	19	12	12	12
金額	191,194	182,194	60,790	60,790	60,790
償還免除					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	19	12	12	12	4
金額	364,564	182,370	121,580	60,790	110,000

区 分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

## 3-1 貸付実績 (県の貸付実績)

## ① 基金の積立・貸付・交付の状況

(単位：千円)

期 間 区 分		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	合 計
		平成 12 年度 ～14 年度	平成 15 年度 ～17 年度	平成 18 年度 ～20 年度	平成 21 年度 ～23 年度	
基金積立額	県	1,369,113	343,626	364,692	—	2,077,431
	国	1,369,113	343,626	364,692	—	2,077,431
	市町村	1,369,113	343,626	364,692	—	2,077,431
	合計	4,107,339	1,030,878	1,094,076	—	6,232,293
支出額	貸付金	1,696,857	79,500	—	110,000	1,886,357
	交付金	52,752	6,261	—	76,824	135,837
	合計	1,749,609	85,761	—	186,824	2,022,194
収入額	償還金	—	1,033,908	560,081	182,370	1,776,359
	運用益	6,533	12,624	99,576	114,651	233,384
	合計	6,533	1,046,532	659,657	297,021	2,009,744
年度計		2,364,263	1,991,649	1,753,733	110,197	6,219,842
基金残高		2,364,263	4,355,912	6,109,645	6,219,842	

※基金の運用益は鹿児島県介護保険財政安定化基金条例の規定に基づき繰入を行っている。

## ② 第4期（平成21年度～平成23年度）の貸付実績

（単位：千円）

保険者名	貸付金額（第4期）			合計	償還期限
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
A市	—	—	15,000	15,000	平成27年3月31日
B市	—	—	20,000	20,000	平成27年3月31日
C市	—	—	30,000	30,000	平成27年3月31日
D町	—	—	45,000	45,000	平成27年3月31日
合計	—	—	110,000	110,000	

## 3-2 不納欠損処理の状況

当該貸付制度開始以降、平成23年度までにおいて実施された不納欠損処理はない。

## 4 財務事務執行状況の検討

## 4-1 貸付事務の執行状況

平成23年度の貸付実績は4件（総額110,000千円）。平成23年度貸付実績全件について、以下のとおり貸付事務の執行状況について監査手続を実施した。

作成者	貸付事務執行関連書類	A市	B市	C市	D町
申請者	基金事業貸付金所要額計算書	○	○	○	○
	基金事業対象収入額実績報告書	○	○	○	○
	基金事業対象費用額実績報告書	○	○	○	○
	基金事業貸付金償還計画書	○	○	○	○
	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○
鹿児島県	基金事業貸付金決定通知書	○	○	○	○
申請者	基金事業貸付金交付請求書	○	○	○	○
	基金事業貸付金借用証書	○	○	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

## 4-2 貸付金回収事務の執行状況

介護福祉課において、各計画期間の各年度の償還予定額をまとめた「計画期間の財政安定化基金貸付に係る償還予定」を作成し、貸付金回収の管理を行っている。貸付金の償還は年1回（12月の最終業務日）となっており、12月初めに歳入の調定票の起案、償還金の納入通知書を貸付先に送付する。納入通知書兼領収書は同課にて回収保管している。第4期計画期間（平成21年～23年度）の貸付金回収事務の執行状況について、以下のとおり監査した。

回収事務執行関連書類	21年度 償還金総額 60,790千円	22年度 償還金総額 60,790千円	23年度 償還金総額 60,790千円
計画期間の財政安定化基金貸付に係る償還予定	○	○	○
歳入の調定票	○	○	○
納入通知書兼領収書	○	○	○

○：特に指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

## IV-8 子ども福祉課 母子寡婦福祉資金貸付金

## 1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 (注) 当該事業は全国的に実施されている。
事業目的	配偶者のない女子で 20 歳未満の児童を扶養している者及び寡婦等 <sup>1</sup> に対し、修学資金等の貸付を行うことにより母子寡婦等の経済的自立の助成を図り児童の福祉を増進することを目的とする。
期待される成果	母子寡婦等の経済的自立の助成を図り、併せて児童の福祉を増進する。
事業開始年度	昭和 28 年度
今後の継続予定	継続中であり、今後も継続予定である。
対象者	1) 資金の種類と用途参照
債権に係る管理規程、マニュアル等	保健福祉部債権管理マニュアル 母子（寡婦）福祉資金事務取扱要領 母子・寡婦福祉資金償還金口座振替収納事務取扱要綱 母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準
債権管理システム等	母子寡婦福祉資金システム
財源	国 2/3、県 1/3

母子寡婦福祉資金貸付金は「母子及び寡婦福祉法」に定める貸付制度であり、概ね全国一律の制度である。なお、中核市である鹿児島市居住者に対する当貸付金事業は鹿児島市に移管されている。

## 1) 資金の種類と用途

種類	対象	用途
事業開始	・ 母子家庭の母 ・ 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続	・ 母子家庭の母 ・ 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
修学	・ 母子家庭の母が扶養する児童 ・ 父母のいない児童 ・ 寡婦が扶養する子	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学するのに必要な資金
技能習得	・ 母子家庭の母 ・ 寡婦	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

<sup>1</sup>寡婦等：① 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第 877 条の規定により児童を扶養していたことのあるもの

② 40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの等いずれも当貸付金貸付要件として所得制限がある。

種類	対 象	使 途
修業	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
就職支度	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童	就職をするために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子家庭の母が扶養する児童	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
生活	・母子家庭の母 ・寡婦	知識技能を習得している期間又は医療介護を受けている間、若しくは母子家庭となつて7年未満及び失業期間中の母の、生活を安定・維持・再就職活動の促進を図るために必要な資金
住宅	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金
転宅	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を移転するため、住宅の賃借に際し必要な資金
就学支度	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校への入学又は修業施設に入所するのに際し必要な資金
結婚	・母子家庭の母 ・寡婦	母子家庭の母又は寡婦が扶養している子の婚姻に際し必要な資金

## 2) 類似する貸付・給付事業

名称	事業主体	内容	財源
母子家庭自立支援給付金	県 市及び福祉事務所を設置する町村	・自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための受講料の一部支給 ・高等技能訓練促進費 資格取得期間中の生活費の一部支給 ・一時金 入学金の負担を考慮した一時金を受講終了後支給	国 3/4 県 1/4
母子・寡婦・父子たすけあい資金貸付事業	鹿児島県母子寡婦福祉連合会	生活資金・結婚資金・高校大学入学資金・自動車運転免許取得資金等、一時的少口資金の貸付 貸付額：4～8万円 償還期限：8～10か月 無担保・無保証・無利子	県 10/10

## 3) 主な貸付条件等

## ① 修学資金

貸付利率	0%（無利子）
償還期間	据置期間(卒業後又は資格喪失後6か月間)経過後 ・高等学校、高等専門学校、短期大学 大学、専修学校(高等課程・専門課程)・・・貸付期間の3倍以内 ・専修学校(一般過程)・・・5年以内  ただし、特別分限度額による貸付又は2件以上の修学資金を借りた場合で、必要があると認められる場合は、上記の期間の1.5倍の期間以内とすることができる。



貸付限度額	(一般分)			
	学校		自宅	自宅外
	高校・専修学校(高等課程)	公立	18,000円	23,000円
		私立	30,000円	35,000円
	高等専門学校	公立	21,000円	22,500円
		私立	32,000円	35,000円
	短大・専修学校(専門課程)	公立	45,000円	51,000円
		私立	53,000円	60,000円
	大学	公立	45,000円	51,000円
私立		54,000円	64,000円	
専修学校(一般過程)	31,000円			
他制度との併用	日本学生支援機構、県育英財団、地方公共団体等の奨学金等の貸与を受けている場合：本資金の特別分貸付限度額一併用制度の貸付月額を限度とする			

## ②就学支度資金

貸付利率	0% (無利子)			
償還期間	据置期間(卒業後又は資格喪失後6か月間)経過後7年以内			
貸付限度額	学校		自宅	自宅外
	小学校(住民税非課税世帯)		39,500円	
	中学校(住民税非課税世帯)		46,100円	
	高校・高等専門学校	公立	150,000円	160,000円
		私立	410,000円	420,000円
	大学・短大 専修学校(専門課程)	公立	370,000円	380,000円
		私立	580,000円	590,000円
	専修学校(一般過程)		150,000円	160,000円
	修業施設(中学卒)		75,000円	85,000円
	修業施設(高等学校卒)		90,000円	100,000円

就学支度資金の償還期限について、「母子及び寡婦福祉法施行令」(国)では据置期間経過後20年以内としているが、「母子(寡婦)福祉資金貸付審査基準」(県)では本貸付制度の効果的運用及び債権保全の見地から据置期間経過後7年以内としている。

### <主な貸付金の償還期限>

貸付金	国	鹿児島県	鹿児島市
修学資金	据置期間経過後20年以内 専修学校は5年以内	据置期間経過後、原則貸付期間の3倍以内 専修学校は5年以内	据置期間経過後、原則貸付期間の3倍以内 専修学校は5年以内
就学支度資金	据置期間経過後20年以内	据置期間経過後7年以内	据置期間経過後20年以内

### ●延滞金

当貸付金は支払期日に支払われなかった場合、延滞元利金につき10.75%の違約金を徴収することとされている(災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く)。しかし、実際は延滞金の徴収は行われていない。

**(指摘事項) 違約金の徴収について**

国が定める「母子及び寡婦福祉法施行令」では延滞金を徴収することとしているが、実務上延滞金の調定及び徴収はなされていない。加えて、有利子貸付金の延滞利息についても当初元利均等計算された利息のみしか調定していない。本来であれば利息部分についても違約金を調定及び徴収すべきである。

他県でも徴収事例がないことから当県でも徴収していないとの回答(子ども福祉課)を受けたが、徴収しないのであればその根拠と依るべき規程を明らかにすべきである。

**2 最近5年間の当該債権の状況**

最近5年間における当貸付金の残高、発生<sup>2</sup>、回収、不納欠損処理及び収入未済額の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貸付金残高	1,694,525	1,588,822	1,494,076	1,403,788	1,326,819

&lt; 現年度分(現年度償還期限到来分) &gt;

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生	237,472	224,217	217,502	209,520	198,605
回収	198,495	188,901	186,966	181,959	173,989
不納欠損	—	—	—	—	—
収入未済額	38,977	35,316	30,536	27,560	24,615
収納率	83.6%	84.2%	86.0%	86.8%	87.6%

&lt; 過年度分(過年度償還期限到来額) &gt;

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生	308,514	313,204	310,687	301,962	293,923
回収	34,287	37,833	39,261	35,465	35,207
不納欠損	—	—	—	—	—
収入未済額	274,227	275,370	271,425	266,496	258,715
収納率	11.1%	12.1%	12.6%	11.7%	12.0%

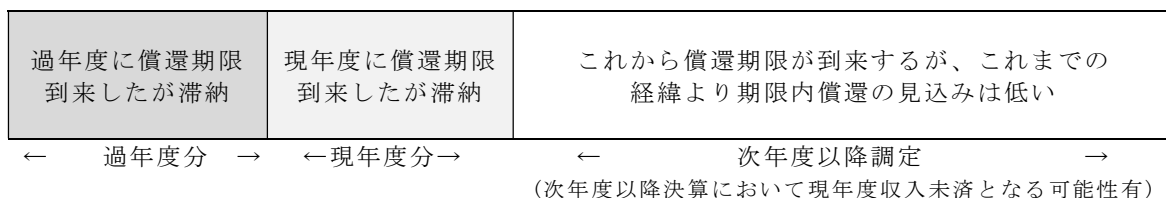
現年度分収納率は毎年向上しているが、過年度分は収納率 12.0%、すなわち回収期限より1年を超えた貸付金のうち9割弱は更に翌年度に繰り越されている状況にある。過年度分には消滅時効期間(10年)を超える長期延滞債権も多数含まれており、中には昭和50年から延滞が続いている債権(延滞期間37年超)もみられる。債権回収努力を続けるも、これらの長期延滞債権の回収はなかなか進んでいないのが現状である。

なお、現年度の収納率が他の債権と比較して若干低い理由として、当貸付金が長期にわたる分割償還型であることが考えられる。

<sup>2</sup>当表における発生は貸出額ではなく償還期限到来額を指す。

<参考イメージ>

例：修学資金貸付金(償還期間 12 年) 償還開始後 7 年経過。償還開始後 4 年目より滞納の場合  
 償還開始後 1-3 年度分－納付済  
 償還開始後 4-6 年度分－未納 (過年度)  
 償還開始後 7 年度 ー未納 (現年度)  
 償還開始後 8-12 年度分－償還期限未到来 (次年度以降調定)。今後収入未済の可能性が高い



地域別収納状況は下表のとおりである。大島支庁管轄(離島を含む)の発生額が他の地域に比べて多い理由として、下宿代等、離島から本土への就学費用がかさむことが考えられる。

<地域別収納状況>

(単位：千円)

事務所	鹿児島 (鹿児島市を除く)	南薩	北薩	始良・伊佐	大隅	熊毛	大島
現年度							
発生	17,114	25,241	26,712	22,319	36,087	6,735	63,238
回収	15,470	23,190	22,611	20,055	32,024	5,424	55,112
収入未済額	1,644	2,051	4,100	2,264	4,063	1,310	8,125
収納率	90.4%	91.9%	84.6%	89.9%	88.7%	80.5%	87.2%
過年度							
発生	49,246	21,935	41,226	27,916	50,295	4,178	99,114
回収	3,759	1,790	4,759	2,980	6,522	673	14,722
収入未済額	45,486	20,144	36,467	24,936	43,773	3,504	84,392
収納率	7.6%	8.2%	11.5%	10.7%	13.0%	16.1%	14.9%

(平成 23 年度納入状況調)

注)中途で貸付条件を満たさなくなった貸付金等については上表に含まれていないため、決算数値とは異なる

## 2-1 貸付実績

(単位 件数：件、金額：千円)

内 訳		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業開始	件数	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	金額	4,000	1,500	0	0	0	0	0	730	0	0
事業継続	件数	0	4	1	1	1	0	0	1	0	0
	金額	0	3,820	1,420	700	957	0	0	904	0	0
修学	件数	504	454	408	312	260	187	154	164	179	185
	金額	249,399	229,546	210,683	169,344	152,150	109,485	89,036	91,783	100,950	107,094
技能習得	件数	7	8	3	4	8	12	7	9	7	6
	金額	1,504	2,871	1,347	1,360	3,226	5,106	3,450	4,200	3,474	4,052
修業	件数	18	14	11	10	5	2	2	4	3	5
	金額	7,859	5,337	4,658	4,468	2,385	1,195	588	1,568	1,225	1,664
就職支度	件数	1	2	3	2	1	2	1	5	3	2
	金額	100	167	460	420	100	163	100	1,014	299	155
医療介護	件数	0	2	2	1	0	1	0	1	0	0
	金額	0	650	260	123	0	240	0	54	0	0
生活	件数	7	5	7	5	6	8	10	9	6	2
	金額	4,097	2,798	2,113	1,604	3,777	5,939	6,340	4,452	2,247	416
住宅	件数	0	5	3	1	0	0	1	0	1	0
	金額	0	3,470	2,852	1,500	0	0	630	0	600	0
転宅	件数	0	0	0	0	2	1	3	3	3	4
	金額	0	0	0	0	264	260	354	749	780	559
就学支度	件数	105	102	101	73	50	52	65	77	60	50
	金額	28,229	27,704	29,535	23,210	16,747	15,855	20,191	25,680	17,270	17,345
結婚	件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童養 扶	件数	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	128	146	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	647	599	539	409	333	265	243	274	262	254
	金額	295,616	278,309	253,328	202,729	179,606	138,243	120,689	131,134	126,845	131,285

注) 特例児童扶養は平成19年度廃止

## 【参考】鹿児島県の母子世帯数推移

(単位：千世帯)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
母子世帯数	23	23	24	24	24	25	25
総世帯数	751	776	780	784	786	788	794

(子ども福祉課調べ)

母子寡婦福祉資金貸付金の大部分が修学及び就学支度資金である。

母子世帯数が増加傾向にある一方、10年前と比較して貸付件数及び金額が半減しているが、その理由は、高校授業料無償化や他の奨学金の拡充等があげられる。

結婚資金についてはほとんど利用実績がないが、「母子及び寡婦福祉法施行令」第3条でこれら資金の種類が定められているため、今後も当資金の廃止は予定していない。

## 2-2 不納欠損処分状況

過去5年間で不納欠損処分は行なわれていない。これは、当該貸付金が私債権であり、時効(10年)が完成しても債務者から時効の援用がなければ債権が消滅しないことに起因する。

不納欠損処分の要件については「母子(寡婦)福祉資金事務取扱要領(以下、「事務要領」という。)」に定められている。

区分	要件	処理
1. 償還の免除	以下のいずれかの状態にあり、借入金の償還が出来なくなると認められるとき ①借受人の死亡 ②借受人が精神、身体の著しい障害により債務の償還が困難	・議会の貸付金償還免除の議決を経て未償還額の全部又は一部を免除できる ・償還免除の議決後、不納欠損処分
2. 時効	以下の要件を全て満たす <sup>注1</sup> ・消滅時効完成 <sup>注2</sup> ・借受人、連帯借受人及び連帯保証人が①死亡②行方不明③無資力(現在及び将来も続く見込)のいずれかにあること <sup>注3</sup> ・借受人、連帯借受人又は連帯保証人のいずれかから時効の援用申出	県福祉事務所長及び子ども福祉課長の承認後、不納欠損処分
3. 破産	以下のいずれかを満たす ①借受人、連帯借受人及び連帯保証人の全てについて免責決定が確定 ②債務者のいずれかについて免責決定が確定及び残りの債務者が死亡、行方不明であり消滅時効完成	県福祉事務所長及び子ども福祉課長の承認後、不納欠損処分

注1) 県の有する他の私債権の中には、時効の援用により法的に債権が消滅することに鑑み、時効による不納欠損処分要件に借受人等の資力を問わないものもある。

注2) 同一借受人が複数の個別債務を有している場合、全ての債務について、消滅時効が完成していること

注3) 債務者が行方不明の場合、債務者が時効を援用する見込があるものとみなして取り扱ってよい。この場合、官公署の不在証明等の作成が必要(民法第145条)

### (意見) 事務要領における債務償還免除の取扱い

事務要領には「1. 償還の免除」の末尾に「※ これまで本県で免除を行った事例はなく、また、他県でもない」との文言が記載されている。このような条文の運用を妨げる文言を付すべきではないと考える。

## 3 債権の管理

## 3-1 分類別債権残高の状況

「保健福祉部債権管理マニュアル」に「債権分類基準及び対応策」を定めている。

(単位 件数：件、金額：千円)

債権分類	分類の説明等	件数 金額	対応策	
A	現在納入している者 (未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者を除く。)	531 74,342	新規の未収債権発生を防止するため、必要により事後指導等を行う。	
B	現在納入していない者 又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者で、資産・収入等の状況から一括又は分割による納入が可能と見込まれるもの	1 一括納入が可能と見込まれるもの	7 777	納入通知書を再交付し納入を催告する。
		2 分割納入が可能と見込まれるもの	280 118,803	規則に基づく履行延期の申請や償還計画(分納計画)の提出を指導し、償還計画に基づき納入を催告する。
		3 上記1又は2に該当するもので、再三の指導にもかかわらず納入しないもの	52 17,848	書面による債務確認を行うとともに、未納者本人のほか、必要に応じて連帯借受人又は連帯保証人に対し、債務の履行を請求する。法的措置が必要と思われるものについては、随時本庁主務課へ報告する。
C	失業、疾病等の理由により、一時的に、納入することが困難な者又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額のもの	54 22,518	訪問調査を基本とした納入指導を継続的に行い、その後の状況により、一括若しくは分割納入の催告、償還計画の見直し又は連帯借受人若しくは連帯保証人への債務の履行請求を行う。	
D	生活困窮等の理由により納入能力がない状態にあるもの(生活保護法第6条に規定する被保護者若しくは要保護者又はこれに準ずる状態にある者)で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められるもの	「これに準ずる状態にあるもの」とは、市町村民税非課税世帯などをいう。被保護者の場合、機械的判断をせず、資力・生計の状況等を総合的に判断の上、区分する。	91 48,011	連帯借受人、連帯保証人等に対し、債務の履行を請求する。
E	死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者	「心身の著しい障害等」とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級又は各障害年金1級の交付を受けている者などをいう。被保護者の場合、機械的判断をせず、資力、生計の状況等を総合的に判断の上区分する。	26 8,317	

## 3-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において 特に留意している事項	債権回収促進のために 採用している方法
貸付の目的が、母子寡婦世帯の「経済的自立の助成」と「生活意欲の助長」にあるため、債権管理においても、個々の世帯の状況を把握しながら債権管理を行っている	未収債権ローラー作戦 ・11月～2月 ・出納整理期間中（4月，5月）

（参考）債権回収業務における弁護士等との契約はない。

平成23年4-5月のローラー作戦では、各地域振興局において計48名（延べ343名）の職員が訪問指導及び電話指導を行った結果、2,930千円の回収につながり、一定の成果を得ている。

また、上記の他に回収促進の方策として口座振替も推進しているが、口座振替割合は6割にとどまっている。この理由の一つとして、口座振替対象金融機関（K-NETに加入する鹿児島地場金融機関）の口座を保有しない県外進学者・県外転居者の存在が考えられる。

なお、口座振替不能分については全て納付書振込となるが、滞納分については毎月定額を口座振替する制度も設けている。

## （意見）償還方法、回収方法について

- ①当貸付金の振込方法としてコンビニエンスストア振込は含まれていないが、母子寡婦家庭においては仕事や学校など金融機関営業時間中に振込に行くことが困難なケースが多いと考えられることから、コンビニエンスストア振込の導入余地もあるものとする。
- ②また、鹿児島県では県税について電子収納（ペイジー収納）を適用しているが、当貸付金の償還にも適用することにより、県外居住者の償還促進の一助となる可能性もある。先行導入している総務部税務課や鹿児島市（平成21年度より母子寡婦福祉資金貸付金償還にも適用）などの費用対効果を検討することが望まれる〔参考1〕。
- ③上記償還方法の多様化に加えて、長期延滞者の中には県外居住者もいることから、債権回収の外部委託についても検討の余地はあるものとする〔参考2〕。

## 〔参考1〕 Pay-easy(ペイジー) 収納

収納機関(鹿児島県等)と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者がATM・パソコン等を利用していつでも納付できる、日本マルチペイメントネットワーク運営機関が運営するマルチペイメントネットワークを活用して提供するサービス

## &lt;主なペイジー利用事例&gt;

自治体	対象	適用可能な K-NET 以外の金融機関
鹿児島県	県税	みずほ銀行、三井住友銀行 福岡銀行、熊本ファミリー銀行 ゆうちょ銀行及び郵便局 西日本シティ銀行 宮崎太陽銀行、肥後銀行 等
鹿児島市	市税 母子寡婦福祉資金貸付金 住宅使用料 国民健康保険税 介護保険料 保育所保育料 等	
熊本県	行政使用料 手数料(電子申請関連のみ)	
国	国税(所得税、法人税他) 国民年金保険料 等	

## 〔参考2〕 母子寡婦福祉資金貸付金の回収業務外部委託事例

	委託対象債権
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初契約時の償還期限を全て経過し、1年以上償還のないもの</li> <li>償還期限が未到来であるが、保健福祉(環境)事務所長が必要と認めるもの</li> </ul>
佐賀県	返済始期が1年以上前であり、かつ、過去1年以上返済がないもの(これ以外も若干含む)
長崎県	債権の弁済期の開始が1年以上前であり、かつ、過去1年以上返済がない者(これ以外も若干含む)及び残高が1件50万円以上の債権で、6か月以上返済がない者のうちから県が指定する債権

## 3-3 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

委員会・検討会等の名称	開催頻度等	成果
(貸付時) ・母子寡婦福祉資金貸付審査会 (内部職員)	新規申請時, 月1回以上	貸付効果の有無, 償還能力等の有無の判定を行う

当貸付金の貸付申請や種々変更申請の審査のため、各出先機関において母子寡婦福祉資金貸付審査会が開催されている。貸付審査会の構成員は、次のとおりであり、ここでは「母子(寡婦)福祉資金貸付審査基準」に従って申請内容の適否を協議している。



出先機関の長  
 母子(寡婦)貸付金の決裁に関与する者  
 母子(寡婦)福祉資金担当職員  
 母子自立支援員  
 生活保護地区担当職員(申請者、連帯借受人及び連帯保証人のいずれかが  
 生活保護世帯の世帯員の場合)

この他、地域振興局ごとに未収債権対策委員会が年2-3回開催されている。

### 3-4 債権管理に関する財務事務の執行状況

当貸付金は子ども福祉課の所管であるが、事務窓口は各出先機関(地域振興局等)である。両者の業務分担は主に次のとおりである。

	子ども福祉課	各出先機関
貸付申請	・貸付金振込	・申請受付、調査、決定 ・通知書送付
償還	・調定処理 ・納付書作成及び送付 <sup>(注)</sup> ・口座振替データチェック	・収納状況照会
督促	・各出先機関より未納理由の報告を受ける ・(初回)督促状送付  ・償還状況を借受人等に通知(年1回)	・未償還者確認及び未償還理由調査 ・電話・文書による納入催告 ・訪問指導・催告  ・債務確認

注) 過年度滞納分納付書については各出先機関で発行

母子寡婦福祉資金貸付システムが両者をつないでおり、相互に担当エリアの貸付金の状況の閲覧が可能となっている。

各出先機関では、母子自立支援員も交えて自宅や勤務先訪問による納付指導を行い、制度目的である母子の自立支援に則り必要に応じて就労支援も行う。

#### (意見) 母子寡婦福祉資金貸付システムについて

消滅時効の完成を防ぐため5年ごとに債務確認をとる旨を「母子(寡婦)福祉資金事務取扱要領」で定めているが、前回債務確認から5年経過した貸付金を一括出力することは出来ず、個別の貸付金ごとに確認するほかない。

現在は各出先機関担当者個人の人的努力によりこれらの業務を行っているが、今後システム変更を行う際には、より現場作業の効率化に資するべく上記事項の改良についても考慮されたい。

**(意見) 督促状発行時期について**

当貸付金の督促状発行時期は納期限の60日後である。一方、鹿児島市が管理する同貸付金の督促状発行時期は納期限の20日後である。法令、債権管理条例等に督促時期の定めはないが、債権回収における初動の重要性に鑑みれば、督促状送付時期の早期化が望まれる。

例) 11月末納期限の償還金に対する督促状発行日は2月4日(納付期限2月12日)

11月末	未納
12月末	未納
1月末	未納
2月4日	11月分督促状発行



督促状発行までに既に3回未納となる場合もある。

**(指摘事項) 時効の誤認識による回収不能債権**

鹿児島地域振興局の管理する貸付金のうち53件21,426千円は以下の理由による実質的な回収不能債権である。

平成16年度、貸付金の一部償還に係る時効の考え方を誤り、借受人に債務の一部償還と時効の援用申立てを同時に指導してしまった。この一部償還等により法的には当貸付金の時効が中断したが、借受人が既に時効援用の申立書を提出していることから、これ以降、借受人への督促を停止している。

なお、当事案に係る平成16年度不納欠損処分案は鹿児島福祉事務所<sup>3</sup>内で決裁されたが、本庁において時効取扱いの誤認識に気づき、結果的に不納欠損処分は行われなかった。

**(意見) 各組織間の情報共有**

①先の指摘事例に関して、出先機関では事務要領で定めた様式ではなく、独自の解釈で作成した文書を用いて借受人に指導していた。

②当出先機関では、現在も同様の文書(但し、文面は大幅に見直し済)を使用しているが、本庁では当該文書の存在を把握していなかった。

当貸付業務は、現在、本庁他12出先機関に分かれており、また、担当者の異動も多い。当貸付業務は法的知識や母子自立支援に関する知識等広汎な知識が必要となることから、各出先機関担当者に偏在するノウハウ(失敗例だけでなく成功例も含む)や関連法務をデータベース化するなど情報の共有化が望まれる。

<sup>3</sup>鹿児島福祉事務所は、現在の鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課である。

#### 4 貸借対照表

県は総務省方式改訂モデルに基づき貸借対照表を作成している。

このうち、母子寡婦福祉資金貸付金は貸付金（投資等）、長期延滞債権（投資等）及び未収金その他（流動資産）に区分され、回収不能見込額を控除して表示される。

（平成24年3月31日現在 単位：千円）

科 目	貸借対照表額	うち母子寡婦福祉資金貸付金
[資産の部]		
2 投資等		
(2) 貸付金	73,824,009	1,018,444
(4) 長期延滞債権	6,366,494	287,697
(5) 回収不能見込額*	△716,210	△1,306
3 流動資産		
(2) 未収金		
②その他	74,783	20,678
③回収不能見込額	△12,895	△21

\*2. 投資等における回収不能見込額は、貸付金、基金等及び長期延滞債権全体にかかる回収不能見込額であるが、ここでは便宜上貸付金及び長期延滞債権のみに係る金額を記載している。

作成の目的及び基準(作成にあたっての前提条件)

④資産の評価方法	
回収不能見込額	貸付金、未収金及び長期延滞債権については、条例、規則等に基づく免除の実績や、債権管理簿、 <u>過去5年間の不納欠損率</u> を用い、回収不能見込額を計上しています

(県HPより抜粋)

母子寡婦福祉資金貸付金の回収不能見込額の算定方法は次のとおりである。

- ①未調定の貸付金残高のうち、現年債から過年債へなる率（過去5年間の平均）と過年債になった後、翌年収納されない率（過去5年間の平均）を乗じた額を長期延滞債権へ振り替わる額として算定、貸借対照表上の貸付金残高を算出する。
- ②その額に0.1%を乗じた額を回収不能見込額としている。

#### （意見）回収不能見込額の妥当性

「総務省改訂モデル記載要領」では、貸借対照表の回収不能額の算定について、

原則：債務者ごとに回収可能性を判定し、回収不能額を算定

容認：債権の項目別に過去5年の平均回収率などを用いて回収可能額を算定

と定めている。

しかしながら、回収可能性が極めて低い貸付金についても不納欠損処分を行っていない実情に鑑みれば、債権残高の99.9%を回収可能と評価するのは現実と乖離していると言わざるを得ない。

当貸付金は多数の個人に対する同種の貸付であることから、全ての債務者ごとに回収可能性を判定するのは困難であるが、少なくとも【指摘事項】時効の誤認識による回収不能債権に挙げた回収不能債権や高額の長期延滞貸付金、債務者が行方不明等通常

の督促業務が困難な長期延滞貸付金等については、個別の実態に応じた回収不能額を算定すべきと考える。